

2019年4月18日

株式会社LIXIL 鈴木シャッター 御中

調査報告書
(公表版)

長島・大野・常松法律事務所

[目次]

第1	本調査の概要	1
1	本調査に至る経緯	1
2	調査の目的・範囲	2
3	調査体制	3
4	調査期間	3
5	調査方法	4
(1)	関係資料の精査	4
(2)	デジタルフォレンジック調査	4
(3)	関係者に対するヒアリング	4
(4)	本ダブルチェック調査	5
6	本調査の限界に係る留保	7
第2	判明した事実	9
1	本調査結果の概要	9
(1)	本件実務経験不足者数（概要）	9
(2)	本件受講資格問題の組織性の有無（概要）	9
2	各資格制度の概要	10
(1)	JSDA 資格の概要	10
(2)	防火設備検査員資格の概要	11
3	LSS における法定点検の事業化	13
(1)	法定点検制度開始前後の LSS の経営環境	13
(2)	防火設備検査員資格者の増員	14
4	法定点検・各資格制度に関わる LSS の組織体制	16
(1)	LSS の全体組織図	16
(2)	LSS における各制度の取扱い	18
5	本件不正資格取得に関する実態	21
(1)	本件実務経験不足者数について	21
(2)	本件不正資格取得の状況	26
(3)	2015 年以降の本件不正資格取得に係る本社側の関与者及び認識者	65
第3	原因分析	80
1	分析の視点	80
2	LSS に根付いていた JSDA 資格の価値の軽視	80
3	JSDA 資格の適正な取得をチェックするシステム・内部統制の未整備	82
(1)	各支店でのチェック体制の不備	82
(2)	LSS 本社でのチェック体制の不備	83

(3) 小括	86
4 法定点検の制度化を受けた JSDA 資格者増員に向けた経営陣のプレッシャー	86
5 一部の支店における必要な防火設備検査員資格者の不足	87
(1) 2019 年 5 月 31 日までに行われる対象物件に対する最初の法定点検の重要性	87
(2) 業務量の増加に対応した防火設備検査員資格者の確保が追いつかなかったこと ..	88
(3) 小括	90
第 4 再発防止策の提言	91
1 LSS における JSDA 資格に対する抜本的な意識改革	91
2 LSS 経営陣による真摯な反省とコンプライアンス上のリスクの考え方の見直し ..	91
3 チェック体制その他管理体制の構築・強化	93
(1) 業務分掌の整理	93
(2) LSS 各支店におけるチェック体制の構築・強化	93
(3) LSS 本社におけるチェック体制の構築・強化	94
(4) 内部監査機能の強化	95
(5) 監査役による監査範囲の拡大	96
4 防火設備検査員資格者体制を意識した法定点検事業の展開	96
5 内部通報制度の充実	97

第1 本調査の概要

1 本調査に至る経緯

2018年9月7日、株式会社LIXIL（以下「LIXIL」という。）は、匿名の投書の受領を契機として、LIXILの完全子会社である株式会社LIXIL鈴木シャッター（以下「LSS」という。）の従業員が一般社団法人日本シャッター・ドア協会（以下「JSDA」という。）が認定する「防火シャッター・ドア保守点検専門技術者資格」（以下「JSDA資格」といい、同資格取得者を「JSDA資格者」という。）を不正に取得しているとの疑いを認知するに至った。当該疑いは、具体的には、LSSの従業員及びLSSの協力業者¹がシャッター又はドアに関する必要な実務経験を満たしていないにもかかわらず、真実と異なる経歴が記載された受講申込書をJSDAに提出して、防火シャッター・ドア保守点検専門技術者資格認定講習会（以下「JSDA講習会」という。）を受講し、JSDA資格を不正に取得しているというものであった（以下、JSDA資格の取得に必要な実務経験を満たしていないにもかかわらず当該資格を取得した者を「本件実務経験不足者」といい、本件実務経験不足者がJSDA資格を取得する行為を「本件不正資格取得」という。）。また、本件実務経験不足者の中には、上記不正によって取得したJSDA資格を受講資格として、2014年6月4日に公布され、2016年6月1日に施行された建築基準法改正に伴い新設された国家資格である防火設備検査員（同法第12条第3項及び同法施行規則第6条の5第2項）の資格に係る講習²を受講し、国土交通大臣から防火設備検査員資格者証の交付を受けていた疑いも認められた（以下、これらの問題を総称して「本件受講資格問題」という。）。

そこで、LIXILは、2018年9月18日、LSSに対し、当該疑いに関する社内調査の実施を指示し、同月20日以降、LSSはLIXILの従業員の補助を得ながら、本件受講資格問題に関する社内調査（以下「本件社内調査」という。）を行った。そして、本件社内調査の結果、LSS及びその協力業者（以下「LSS等」という。）において29名の本件実務経験不足者（そのうち、13名が防火設備検査員資格も取得していた。）が存在することが判明した（なお、下記のとおり、その後の社内調査において、上記29名のほかに34名の本件実務経験不足者が存在することも判明している。）。

上記事実の発覚を受け、LSSは同年12月25日、本件社内調査の結果をJSDAに報告し、JSDAから国土交通省へ同調査の状況が報告された。当該報告を受けた国土交通省は、LSSに対し、事実関係を精査するとともに、本件受講資格問題が発生した原因の究明や再発防止策の策定等を要請した。そこで、LSSは2019年1月11日、「防

¹ 協力業者とは、LSSとの間で請負基本契約を締結し、防火設備点検、保守点検等を請け負う業者をいう。

² 防火設備検査員資格を取得するために必要な講習である（建築基準法第12条の3第3項、同法施行規則第6条の6）。

火設備検査員等の受講資格問題について」と題するプレスリリースにおいて、同日時点までの本件社内調査の結果を公表するとともに、原因の究明等を目的として外部弁護士による調査を実施することを公表した。また、LSS は同月 21 日、外部の法律事務所である長島・大野・常松法律事務所（以下「**当事務所**」という。）に対し、本件受講資格問題に係る調査（以下「**本調査**」という。）の実施を依頼した。

なお、LSS は、当事務所に対して本調査を依頼後も社内調査を継続していたところ（以下「**本件追加社内調査**」という。）、上記 29 名の本件実務経験不足者のほかに、新たに 34 名の本件実務経験不足者（そのうち、24 名が防火設備検査員資格も取得していた。）が存在することが判明した³。そこで、LSS は、同年 2 月 8 日、「当社の防火設備検査員等の受講資格問題に関する進捗のご報告」と題するプレスリリースにおいて、新たに判明した 34 名の本件実務経験不足者の存在を公表した。

2 調査の目的・範囲

本調査の当初の目的・範囲は、以下のとおりであった。なお、本調査は、本件実務経験不足者並びに本件不正資格取得の関与者及び認識者に対する法的責任の追及を目的とするものではない。

- ① 本件受講資格問題の事実関係の解明
- ② 本件受講資格問題の原因分析
- ③ 本件受講資格問題の原因分析を踏まえた再発防止策の提言

その後 2019 年 1 月 24 日、LSS は本件追加社内調査の結果、新たに 34 名の本件実務経験不足者が判明したことを JSDA 及び国土交通省に対しそれぞれ報告したところ、国土交通省は LSS に対し、本件社内調査及び本件追加社内調査の客観性・信用性を確保するため、本件実務経験不足者が他に存在しないか否かについて、外部の法律事務所による調査の目的・範囲に加えることを要請した。その結果、同月 25 日、本調査の目的・範囲として以下の事項が追加された。

- ④ JSDA が管理するリストに記載された LSS 等の JSDA 資格者全 716 名を対象とし

³ 本件社内調査において、LSS は、LSS が管理する防火設備検査員資格者のリストに記載された LSS 等の従業員等を調査の対象として、本件実務経験不足者の人数を算出していた。もともと、JSDA は、LSS とは別に、LSS 等の従業員等の JSDA 資格保有の有無をリストに纏めていたところ、同リストには上記の LSS が管理するリストには含まれていない JSDA 資格者が記載されており、これらの者は、本件社内調査の対象に含まれていなかった。また、JSDA 資格の取得に必要な実務経験の充足の有無は JSDA 講習会の受講日時点で判断されること、本件社内調査においては、JSDA 講習会後の JSDA 資格の取得日時点の経歴を根拠に、実務経験の充足の有無が判断されていた。以上の理由から、LSS は、本件追加社内調査で判明した 34 名の本件実務経験不足者について、本件社内調査の時点で発見することができていなかった。

た本件実務経験不足者の存否の調査（以下、この調査目的のために当事務所によりなされた調査を「**本ダブルチェック調査**」という。）

上記調査の目的・範囲で言及された本件受講資格問題には、JSDA 資格を不正に取得する行為及び当該不正によって取得した JSDA 資格を受講資格として防火設備検査員資格を不正に取得する行為の 2 つの問題が含まれる。しかしながら、本件受講資格問題に関しては、防火設備検査員資格の不正取得が行われている場合、その前提として JSDA 資格の不正取得が必ず行われているという関係にあるため、本件受講資格問題における防火設備検査員資格の不正取得の問題は、結局のところ、JSDA 資格の不正取得の問題に帰着するといえる。したがって、本調査の目的・範囲は、上記のとおり、本件受講資格問題の事実関係の解明や原因分析等であるが、その調査方法は、主に JSDA 資格の不正取得行為たる本件不正資格取得に焦点を当てたものとなっている。

3 調査体制

本調査は、当事務所の以下の弁護士 15 名（以下「**本調査チーム**」という。）によって実施された。

<長島・大野・常松法律事務所>

弁護士 埜 尚義	弁護士 黒田 裕	弁護士 工藤 靖
弁護士 辺 誠祐	弁護士 原 哲也	弁護士 高野 紘輝
弁護士 水野 陽清	弁護士 内藤 卓未	弁護士 須賀田 桂
弁護士 植村 真菜	弁護士 角田 美咲	弁護士 中野 学行
弁護士 稗田 将也	弁護士 福本 尚記	弁護士 御手洗 伸

なお、下記 5(2)のとおり、本調査におけるデジタルフォレンジック調査については、KLDiscovery Ontrack (HK) Limited 及びリーガルテック株式会社の協力を得ている。

4 調査期間

本調査の期間は、2019 年 1 月 21 日から同年 4 月 4 日までである。

5 調査方法

本調査チームは、上記 4 の調査期間において、本調査の目的を達するために必要と考えられる以下の調査を行った。

(1) 関係資料の精査

本調査チームは、LSS の各種規程類、議事録、契約書類、受講申込書等、関係者に対するヒアリング等を通じて本調査において必要と判断した客観的資料の提供を、LSS に対して随時要請し、それら関係資料について、書面又は電子データの形式で提出を受けた上、その分析及び検証を行った。

(2) デジタルフォレンジック調査

本調査チームは、デジタルフォレンジック業者として、KDiscovery Ontrack (HK) Limited を選定し、同社の協力の下、本調査チームにおいて必要と判断した LSS の取締役及び執行役員並びに従業員（以下「**役職員**」という。）33 名（以下「**保全対象者**」という。）が使用していたメールサーバー上の電子データを保全した⁴。また、保全した電子データについて、電子メール及び電子メールに添付されているドキュメントファイルを抽出した上、キーワードによる絞り込みをかけた対象電子データについて分析及び検証を行った。なお、当該分析及び検証については、一次的な分析及び検証をリーガルテック株式会社が基本的に行い、同社による分析及び検証の結果についての二次的な分析及び検証を、本調査チームが行った。

(3) 関係者に対するヒアリング

本調査チームは、LSS 等の関係者 123 名に対し、延べ 172 回のヒアリング（電話によるものを含む。）を行った。

⁴ 保全対象者が使用していたメールサーバー上の電子データは、全て 2015 年 7 月以降のものであり、それ以前の電子データは残存していなかった。

(4) 本ダブルチェック調査

ア LSS による本件社内調査及び本件追加社内調査の内容の確認

上記2のとおり、本ダブルチェック調査は、本件追加社内調査によってLSS等における本件実務経験不足者が新たに判明したことから、LSSによる本件社内調査及び本件追加社内調査の客観性・信用性を確保する目的で実施されたものである。そのため、本調査チームは、本ダブルチェック調査の前提として、LSSが行った本件社内調査及び本件追加社内調査の内容を確認したところ、LSSによるこれらの調査は、概要以下の手順で行われていた。なお、本件社内調査及び本件追加社内調査は、LSSの取締役常務執行役員であり、かつ技術統括部長であるA氏（以下「**A 取締役**」という。）の補助を受けながら、常務執行役員であり、かつ工務統括部長であるB氏（以下「**B 常務執行役員**」という。）、総務人事統括部総務人事部長兼教育室長であるC氏（以下「**C 氏**」という。）及び総務人事部主査のD氏（以下「**D 氏**」という。）によって主導されたものであった。

- ・ 調査の対象は、JSDAが管理するリストに記載されたLSS等のJSDA資格者全716名とする。ただし、JSDA資格の受講資格を定める防火シャッター・ドア保守点検専門技術者資格認定規定（以下「**JSDA 資格認定規定**」という。）は1994年9月13日に制定されていることから、当該716名のうち、同日以前にJSDA資格を取得した65名については、調査の対象から除外する。
- ・ 上記除外を経て残った651名について、LIXIL及びLSS等で管理する人事データ上から、対象者の入社年月日、入社前の経歴、最終学歴及び卒業年月日のデータを抽出し、その内容を確認する。
- ・ また、LSS等に入社する前の経歴については、上記人事データの確認のほか、LSSの各支店の支店長等が、必要に応じて、対象者本人に対するヒアリングを実施し、その内容を確認する。
- ・ 上記方法により確認した人事情報を基に、各対象者の過去の経歴において、JSDA資格の取得のために必要な実務経験を満たしているか否かを判断する。なお、その際の判断基準として、LSS等への入社日からJSDA講習会の受講日までの期間が、必要な実務経験を満たしている場合、当該対象者が現に行っていた業務の内容等は問わず、必要な実務経験は満たしているものとして取り扱う。

イ LSS の調査範囲・判断基準の妥当性の検証

次に、本調査チームは、上記アの LSS による本件社内調査及び本件追加社内調査の方法自体に重大な問題点がないかを検証した。

具体的には、まず、本調査チームは、LSS が JSDA 資格認定規定制定日である 1994 年 9 月 13 日以前に JSDA 資格を取得した 65 名を調査の対象から除外したことの是非を検証した。次に、本調査チームは、LSS が実務経験の充足の有無を判断する際に、LSS 等への入社日から JSDA 講習会の受講日までの期間が必要な実務経験を満たしている場合、当該対象者が現に行っていた業務の内容等は問わず、必要な実務経験を満たしているものとして取り扱ったことの是非を検証した。

ウ LSS 等への入社日から JSDA 講習会の受講日までの実務経験の確認

本調査チームは、下記第 2 の 5(1)ア(ア)のとおり、上記イの LSS の調査範囲及び判断基準が妥当であったことを踏まえて、本件社内調査及び本件追加社内調査の対象となった LSS 等の従業員 651 名について、LIXIL 及び LSS 等が管理する人事データのほか、履歴書、派遣契約書、職務経歴書、受講申込書等から、各対象者の学歴を確認した上、JSDA 講習会の受講に際し、各対象者に必要な実務経験を特定した（JSDA 資格の受講資格については下記第 2 の 2(1)参照）。その上で、本調査チームは、各対象者について、LSS 等への入社日から JSDA 講習会の受講日までの期間を算定したデータと、必要な実務経験の期間を突合し、LSS 等への入社日から JSDA 講習会の受講日までの期間が、必要な実務経験を満たしているか否かを確認した。

エ LSS 等への入社前の経歴の確認

本件社内調査及び本件追加社内調査において、102 名の JSDA 資格者は、LSS 等への入社前の経歴を加味して必要な実務経験を満たすと判断されていたため、本調査チームは、かかる JSDA 資格者 102 名に関し、入社前の経歴を加味することの妥当性を検証する必要がある。そこで、本調査チームは、上記 102 名につき可能な範囲で LSS 等への入社前の経歴が確認できる履歴書等の客観的資料を精査した。また、本調査チームは、本件社内調査及び本件追加社内調査を主導し、LSS 等への入社前の経歴を加味することの可否を具体的に検討した A 取締役、B 常務執行役員、C 氏及び D 氏に対するヒアリングを実施した。

なお、LSS 等への入社前の経歴を加味することの可否は、当該過去の経歴の内容が、JSDA 資格を取得するために必要とされる「シャッター又はドアに関する実務経験」(JSDA 資格認定規定第 7 条第 1 項)に含まれるか否かという判断に帰着するといえる。この点、「シャッター又はドアに関する実務経験」との文言について、JSDA 資格の認定主体である JSDA からは、明確な解釈基準は示されていない。また、上記実務経験の判断には JSDA に一定の裁量が与えられていると考えられるため、本調査チームにおいて一定の解釈基準を定立すること、及びそれに基づき各対象者について実務経験が満たされているか否かを厳密に判断することは困難であった。

そこで、本調査チームは、JSDA との協議等も踏まえ、JSDA 資格者 102 名が必要な実務経験を満たすという LSS の判断の妥当性を検証するに際し、入社前の経歴を加味することが「シャッター又はドアに関する実務経験」という文言に照らし、明らかに不合理であると認められる場合に限り、上記 LSS の判断が不適切であると判断することとした。

6 本調査の限界に係る留保

本調査は、強制権限のない任意の調査であり、関係者に対するヒアリング及び関係資料等の収集は、任意の協力を得ることができた範囲で実施されたものである。そのため、そのような協力を得ることができなかった場合については、必要と思われる調査方法であっても実施することができていない。例えば、LSS のメンテナンス営業部において、2013 年から 2017 年にかけて受講申込書を取り纏める事務を担当していた LSS の元従業員である E 氏（以下「メンテナンス営業部 E 氏」といい、当該事務担当者を「JSDA 本社事務担当者」という。）に対するヒアリングの必要性は極めて高い。しかしながら、本調査の開始日においてメンテナンス営業部 E 氏は LSS を既に退職しており、本調査チームが LSS を通じて再三ヒアリング要請を試みたにもかかわらず、メンテナンス営業部 E 氏に連絡が取れなかったことから、メンテナンス営業部 E 氏に対するヒアリングは実施できていない。

また、下記第 2 の 5(3)ウ(ア)のとおり、本調査期間中の 2019 年 2 月 26 日、山田智前代表取締役社長（以下「山田元社長」という。）を含む LSS の取締役、執行役員等複数名は、本調査チームによるヒアリングでの質問内容等を共有し、事前に回答内容をすりあわせること等を目的とした内部会議（以下「2 月 26 日会議」という。）を実施していた。このような回答内容のすりあわせは、本件受講資格問題の事実関係の解明や原因分析等を目的とする本調査への妨害行為と評価し得る異例の事態といえる。本調査チームは、2 月 26 日会議が行われた可能性を認識していたものの、2 月 26 日会議が存在することが確実であると判断し、LSS に対してその事実を伝えた

のは、同年3月4日であった。そのため、2月26日会議の参加者で、同年2月26日から同年3月4日までに行われたヒアリングの対象者については、2月26日会議の悪影響を相当程度受けていた可能性が高く、そこで得られた供述の信用性は著しく低いと言わざるを得ない。また、本調査チームは、2月26日会議の本調査への悪影響を最小限とすべく、同年3月4日以降のヒアリングにおいては、2月26日会議の不適切さを説明し真実を供述することの重要性を伝えるなどした上で、主として2月26日会議の参加者を中心に、ヒアリングを実施（一部の者については再実施）した⁵。もっとも、各ヒアリング対象者において、2月26日会議の悪影響が完全に排除されたという保証はなく、その供述の信用性には一定の留保を付けざるを得ないため、この点を本調査の限界の一つとして指摘する。また、上記ヒアリングにおいて、下記第2の5(3)ウ(ア)のとおり、2月26日会議前にも、山田元社長が一部のヒアリング対象者から本調査のヒアリング内容について報告を受けていたことが確認された。また、その他にも、本調査のヒアリング内容について役職員の間で情報共有が行われていたこと（及びその可能性）も複数確認された。本調査チームとしては、このような事実や可能性を確認した都度できる限り本調査への悪影響を最小限とすべく、上記の点を伝えるなどした上で2月26日会議の参加者に限らず広くヒアリングの再実施を行うなどしたが、2月26日会議の悪影響と同様に、上記報告や情報共有の悪影響が完全に排除されたという保証はなく、その供述の信用性についても一定の留保を付けざるを得ない。

さらに、本調査報告書の記載事項は、本調査チームが実施した調査方法の範囲内で判明したものに限定され、調査の過程でアクセスできなかった資料又は事実、重要な事情が存在したとしても、それらは本調査報告書に記載されていない。例えば、上記5(2)のとおり、本調査におけるデジタルフォレンジック調査は、本調査チームにおいて必要と判断した保全対象者が使用していたメールサーバー上の電子データに関してキーワードによる絞り込みをかけて対象を限定しているが、保全対象者以外の役職員の電子データ又は対象外となった保全対象者の電子データに重要な事情が存在する可能性も否定できない。また、上記注4のとおり、保全対象者が使用していたメールサーバー上の電子データは、全て2015年7月以降のものであったことから、それ以前に重要な事情が存在していた可能性も否定できない。

このように、本調査の事実認定の精度には、自ずと限界があるのであって、追加調査の実施等によって、本調査報告書の内容を修正・変更すべき場合があり得ることには留意する必要がある。また、本調査報告書の内容は、裁判所及び監督官庁における将来の事実認定に係る判断の結果を保証するものでもない。

⁵ なお、本調査チームは、2019年2月26日以前のヒアリングにおいても、ヒアリング対象者自身が把握している事実を正直に供述すること、本調査でのヒアリングについて社内外での情報共有は一切行わないことなどを要請した上でヒアリングを実施していたが、2月26日会議を受けて、これらの点をより強く要請するようにした。

第2 判明した事実

1 本調査結果の概要

(1) 本件実務経験不足者数（概要）

本件社内調査及び本件追加社内調査時点で判明した本件実務経験不足者は、合計 63 名（そのうち、37 名が防火設備検査員資格も取得していた。）であったが、下記 5(1)ア(ウ)のとおり、本ダブルチェック調査により、上記のほか、新たに 1 名の本件実務経験不足者（当該 1 名は防火設備検査員資格も取得していた。）が存在することが確認された。また、本調査においては、上記 63 名の中に LSS 等への入社前に JSDA 講習会を受講して JSDA 資格を取得していた者が 1 名（当該 1 名は防火設備検査員資格も取得していた。）存在することが確認されており、かかる 1 名については、本調査において認定した本件実務経験不足者から除外している。

したがって、本調査において認定した本件実務経験不足者は合計 63 名（そのうち、37 名が防火設備検査員資格も取得していた。）である。以上の認定については、下記 5(1)にて詳述する。

(2) 本件受講資格問題の組織性の有無（概要）

本調査におけるヒアリングの結果及び関係資料の確認結果を踏まえると、遅くとも 2015 年 7 月以降の本件受講資格問題については、本社や一部の支店において局所的、偶発的かつ同時多発的に生じた不正行為であったとし、LSS においては組織性のある不正行為は全くなかったと結論づけることはできない。

むしろ、LSS においては全社的に JSDA 資格の価値を軽視する風潮が蔓延していた中で、LSS の経営陣による無計画な JSDA 資格者・防火設備検査員資格者の増員指示や、現場の現状を十分に顧みず、これに伴うリスクも考慮しない業績目標の設定とその達成を求める指示がなされ、また、一部の執行役員による本件不正資格取得の指示又はそれを黙認し何らの対応もしないといった行為等も認められ、これらが直接的又は間接的な原因となり、本件不正資格取得が行われたことは容易に認められる。

したがって、本調査チームは、少なくともこのような意味において、本件受講資格問題は LSS による組織性のある不正行為であったと認定した。以上の認定については、下記 5(3)エにて詳述する。

2 各資格制度の概要

(1) JSDA 資格の概要

JSDA が認定する JSDA 資格は、JSDA 資格者の育成及び技能向上を図ることを目的とする民間資格であり、1980 年頃に創設されたものである⁶。現在の JSDA 資格認定規定は、1994 年 9 月 13 日に制定されているが、同規定上、JSDA 資格の取得に必要な講習及び考査（以下「講習等」という。）を受けて、保守点検専門技術者資格認定委員会において合格と判断された者は、JSDA 資格者として認定される。かかる認定を受けた JSDA 資格者には、防火シャッター・ドア保守点検専門技術者証（以下「**JSDA 資格者認定証**」という。）が交付され、JSDA の JSDA 資格者認定台帳に登録されるとともに、JSDA 会員に通知される。

そして、講習等を受講しようとする者は、JSDA 会員に所属する者又は JSDA 会員が推薦する者で、以下で定める①又は②の実務経験を有し、かつ、労働安全衛生規則第 36 条第 4 号の「低圧充電電路の敷設等に関する特別教育」（以下「**低圧講習**」という。）を修了した者でなければならない⁷（JSDA 資格認定規定第 7 条第 1 項、同条第 2 項）。

- ① 学校教育法による高等学校又はこれに準ずる教育施設、あるいはこれらと同等以上の教育施設において規定の年限を修了し、シャッター又はドアに関する実務経験 3 年以上の者
- ② 学校教育法による中学校又はこれに準ずる教育施設、あるいはこれらと同等以上の教育施設において規定の年限を修了し、シャッター又はドアに関する実務経験 6 年以上の者

講習等を受講しようとする者は、JSDA が指定した受講申込書等を JSDA 会長宛に提出して申込みを行い、JSDA において受講資格の審査が行われる。当該審査の結果、受講資格がないと判断された者には JSDA 事務局から推薦会社へ連絡される運用になっている。

受講申込書においては、受講希望者の氏名、生年月日、現住所、受講資格（最終学歴、低圧講習の修了年月、業務経歴）、所属会社及び会員推薦者の記

⁶ JSDA から受領した資料によれば、1980 年 3 月 1 日に第 1 回 JSDA 講習会が開催され、現在まで合計 151 回の JSDA 講習会が行われている。

⁷ なお、①JSDA 会員に所属する者又は JSDA 会員が推薦する者で、JSDA の「防火シャッター・ドア検査員資格認定規定」により「防火シャッター・ドア検査員」と認定され、実務の経験が 5 年以上の者で、かつ低圧講習を修了した者、及び②保守点検専門技術者資格認定委員会が同等の資格を有すると認める者についても講習等を受講することができる（JSDA 資格認定規定第 7 条第 3 項、同条第 4 項）。

載、受講希望者の証明写真の貼付、並びに当該受講希望者及び会員推薦者の押印が求められている。また、受講資格に関しては、低圧講習を修了した者であることを証明する書類を受講申込書に添付することが求められている一方で、最終学歴及び業務経歴を証明する書類の添付は求められていない。

(2) 防火設備検査員資格の概要

ア 法定点検制度の概要

2014年6月4日に公布され、2016年6月1日に施行された建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号。以下「**2014年改正**」という。）により、安全上、防火上又は衛生上特に重要なものとして政令で定める建築物等の防火設備のうち、政令で定めるもの及び特定行政庁が指定するものについては、所有者等が一級若しくは二級建築士又は防火設備検査員資格者に定期的に検査させて（以下「**定期検査**」又は「**法定点検**」という。）、その結果を特定行政庁に報告することが義務づけられた（以下、かかる法制度を「**法定点検制度**」という。）。

従来の防火設備は、機械的で単純な構造であったため、2014年改正までは建築物の定期調査の一部として点検等が行われており、専門家による詳細な検査までは不要と考えられていた。そのため、2014年改正までは、特殊建築物等調査資格者（2014年改正前の建築基準法施行規則第4条の20）が、建築物に対して行う定期調査の範囲内で、劇場、病院、百貨店等の建築物の外壁の損傷の有無、天井の耐震対策の状況の確認を行うほか、防火設備の設置状況の確認なども行っていた。しかし、近年、火災感知やシステム制御などの構造が高度化・複雑化したことを背景として、火災時に確実に作動するよう適切な維持保全を図るためには、防火設備の作動状況まで十分に検査する必要があるとして、防火設備の専門家による詳細な検査を定期的に行うべきと考えられるようになった⁸。

そこで、2014年改正により、特殊建築物等調査資格者は、建築物調査員⁹と防火設備検査員¹⁰に細分化され、劇場、病院、百貨店等の建築物の外壁の損傷の有無、天井の耐震対策の状況の確認は建築物調査員が行う一方で、防火設備に関する検査については、新たに創設した防火設備に関する専門的知識及

⁸ 2014年改正に当たっては、2012年9月頃から2014年2月頃まで、社会資本整備審議会建築分科会において、今後の建築基準制度のあり方等を議論する建築基準制度部会が定期的で開催されていたが、同部会では、防火設備について、その構造が高度化しているため調査者の専門能力の確保が課題であること、専門的知識及び技能を有する者に検査させる仕組みを導入するべきであること等が指摘されていた。

⁹ 建築基準法第12条第1項及び同法施行規則第6条の5第1項

¹⁰ 同法第12条第3項及び同法施行規則第6条の5第2項

び技能を有する防火設備検査員に行わせることになった。

イ 防火設備検査員資格の概要及び JSDA 資格の位置づけ

また、2014 年改正では、法定点検制度の実効性を確保する手段として、防火設備検査員の資格者制度を法定化することにした。具体的には、防火設備検査員資格を取得するためには、一般財団法人日本建築防災協会（以下「**日本建築防災協会**」という。）が主催する防火設備検査員講習の受講を修了し、国土交通大臣から防火設備検査員資格者証の交付を受けることが必要であるところ、法定点検制度の円滑な開始のため、2014 年改正による改正後の建築基準法が施行される 2016 年 6 月 1 日に先立つ 2015 年度から、防火設備検査員講習が開始した¹¹。

防火設備検査員講習は、学科講習及び実技講習で構成されており、学科講習修了者及び実技講習を受講することができるようになっている。学科講習の受講資格は、建築基準法施行規則第 6 条の 14 が準用する第 6 条の 9 第 1 号に定める建築に関する知識及び経験を有する者として、平成 28 年国土交通省告示第 700 号第 3 に定められており、例えば、①学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、防火設備に関して 2 年以上の実務経験を有する者、②防火設備に関して 11 年以上の実務経験を有する者、③「前各号と同等以上の知識及び経験を有する者」などが掲げられている。

日本建築防災協会作成の防火設備検査員講習案内では、上記の「前各号と同等以上の知識及び経験を有する者」として、防火設備に関する適切な教育を受け、かつ、一定の防火設備に関する実務経験を有する者（以下「**防火設備実務者**」という。）が掲げられており、防火設備実務者は、学科講習の一部が免除されるほか、実技講習の受講についても免除される。

そして、JSDA 資格者は、2015 年度の防火設備検査員講習開始当時から、防火設備実務者として国土交通省によって指定されていた。したがって、JSDA 資格者については、防火設備検査員講習に関する学科講習の一部及び実技講習を受講することなく、防火設備検査員講習の受講を修了できることになる。

¹¹ 厳密には、2014 年改正による改正後の建築基準法の施行前に開催された 2015 年度の防火設備検査員に関する講習は、国土交通省の協力の下に行われた事前講習である。もっとも、当該講習の修了者については、施行後に開催される防火設備検査員講習の修了者と同等に扱われ、国土交通大臣より防火設備検査員資格者証が交付されることになっていた。

3 LSS における法定点検の事業化

(1) 法定点検制度開始前後の LSS の経営環境

LSS の事業は、新築ビル等の重量シャッター及びドアの販売・施工等に関するビル営業部門、軽量シャッターの販売等に関する流通部門、並びにビル等に設置された重量シャッター及びドアの修理・点検等に関するメンテナンス部門に分類¹²される。そして、ビル営業部門は、売上高は大きいものの粗利率が低いことや同業他社に対して価格面で遅れをとっていることなどの理由から営業赤字が続いており、年度計画も未達の状況が続いていた。また、流通部門も、2015 年度までは営業赤字が続いており、2016 年度に営業黒字に転換したものの、売上規模が相当小さいため（売上高ベースで LSS の全売上の 1 割程度である。）、LSS 全体の営業利益への貢献は小さかった。他方で、メンテナンス部門は、売上高及び営業利益のいずれも 2015 年度を除いて比較的堅調であり、粗利率及び営業利益率も高く、LSS 全体の営業利益の源泉になっていた。

2010 年 6 月 9 日から 2016 年 6 月 6 日まで LSS の代表取締役社長を務めた F 氏は、ビル営業部門の利益確保のための体制整備と、メンテナンス事業の拡大を経営方針として掲げており、また、F 氏の後任として 2016 年 6 月 6 日から 2019 年 3 月 18 日まで代表取締役社長を務めた山田元社長も、就任直前の 2015 年度はメンテナンス部門も不調であり年度計画未達であったこともあり、社長就任当初からメンテナンス部門の建て直しを経営方針として掲げていた。

LSS を取り巻く以上のような経営環境の中で、防火設備の所有者等は、一級若しくは二級建築士又は防火設備検査員資格者によって法定点検を行わせ、その点検結果を特定行政庁に報告する必要がある、従来メンテナンス部門で行ってきた既存の点検業務とは異なる新たな点検業務市場が生み出されることが予想され、点検とその後の改修工事による売上の確保が見込まれた。また、点検業務は、その性質上、一度点検を行った顧客から継続的に依頼を受けることが通常であるため、既存顧客の維持は容易である一方で、同業他社に点検を依頼している顧客を新規に獲得することは難しいという特徴がある。さらに、法定点検制度の開始後は、一級建築士又は二級建築士の資格を有しない限り防火設備検査員資格がないと法定点検を実施することができないため、法定点検の対象物件数に対して十分な数の防火設備検査員資格者を確保できないと、法定点検を契機として、これまで LSS に対して通常の点検業務

¹² LSS においては、2013 年度までは新築部門、住宅ルート部門及びメンテナンス部門と分類していたが、新築部門の一部を LIXIL に移管した 2014 年度以降は現在の事業別で分類している。

等を依頼していた既存顧客が法定点検を実施する同業他社に流れるおそれがあった。他方で、法定点検の対象物件数に対して十分な数の防火設備検査員資格者を確保できるのであれば、これまで同業他社に通常の点検業務等を依頼していた新規顧客の獲得を期待できる状況でもあった。これらの観点から、法定点検の事業化により成功を収めることが LSS の重要な経営目標の一つとされ、法定点検に関する業務を管掌するメンテナンス営業部においては、法定点検による顧客の維持・獲得が最優先事項とされていた。そして、これを実現するために、防火設備検査員資格者を十分に確保することが必要であった。

また、法定点検制度は、2014 年改正の経過措置により、2016 年 6 月 1 日の施行から 2019 年 5 月 31 日までの間で特定行政庁が定める時期に定期検査を少なくとも一度実施することとされ、同年 6 月 1 日以降は、6 か月から 1 年の間隔において特定行政庁が定める時期に定期検査を実施することとなっていたため、LSS としては、同年 5 月 31 日までに実施される各自治体における最初の法定点検を受注することが顧客を維持・獲得する上で非常に重要であると考えていた。

以上のような状況下で、LSS においては、メンテナンス営業部が中心となって、法定点検制度開始に向けた各支店での事前研修、パンフレットの作成、既存顧客及び新規顧客への営業活動、防火設備検査員講習に係る事前研修等を精力的に行い、経営会議、支店長・工場長会議などの会議体でもその状況が逐一報告されて、取締役、執行役員等の間で協議・検討されていた。

(2) 防火設備検査員資格者の増員

上記(1)のとおり、法定点検に関する業務を管掌するメンテナンス営業部においては、法定点検による顧客の維持・獲得が最優先事項とされており、これを実現するためには、防火設備検査員資格者を十分に確保することが必要であった。そこで、2015 年 6 月 30 日、当時の取締役常務執行役員であり、かつメンテナンス営業部長であった G 氏（以下「G 元取締役」という。）は、「【業連】『JSDA 保守点検資格者講習会』受講募集の件」と題する業務連絡（以下「6 月 30 日業連」という。）を全役職員宛に送付して、LSS の全役職員及び協力業者を対象に JSDA 講習会の受講を大募集するとともに、各支店のメンテナンス部課長等に対して、各支店等の JSDA 講習会の受講希望人数を取り纏めて報告するよう指示した。その結果、LSS 等では、2015 年に新たに 79 名が JSDA 資格を取得し 334 名が 2015 年度の防火設備検査員講習の受講を修了した。また、それ以降も、LSS では、防火設備検査員資格者の増員が図られ、それぞれ 2016

年 24 名、2017 年 27 名、2018 年 61 名が JSDA 資格を新たに取得し、2016 年度 44 名、2017 年度 38 名、2018 年度 32 名が防火設備検査員講習の受講を修了した¹³。

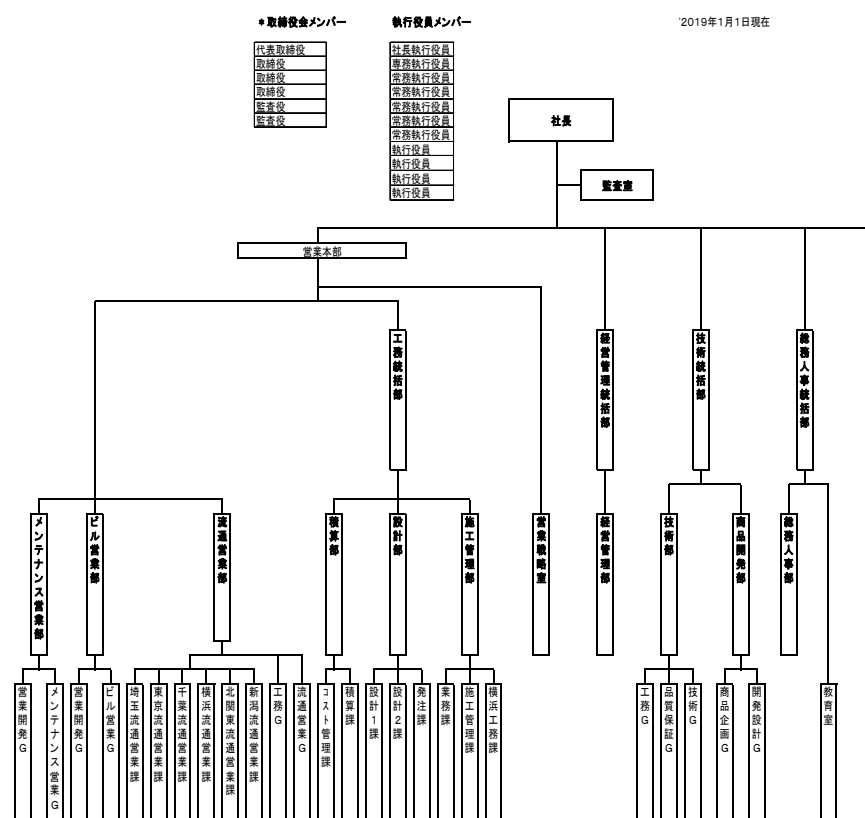
¹³ いずれも本件実務経験不足者を含む人数である。

4 法定点検・各資格制度に関わる LSS の組織体制

(1) LSS の全体組織図

LSS の 2019 年 1 月 1 日現在の全体組織図は、図 1 及び図 2 のとおりである¹⁴。

図 1 LSS の全体組織図（本社）

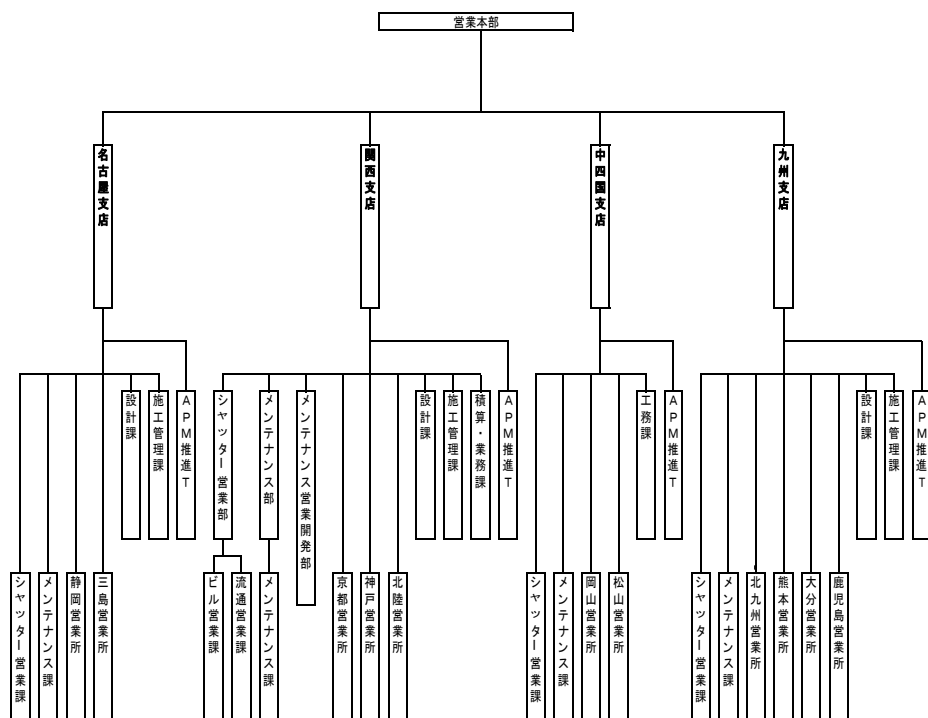
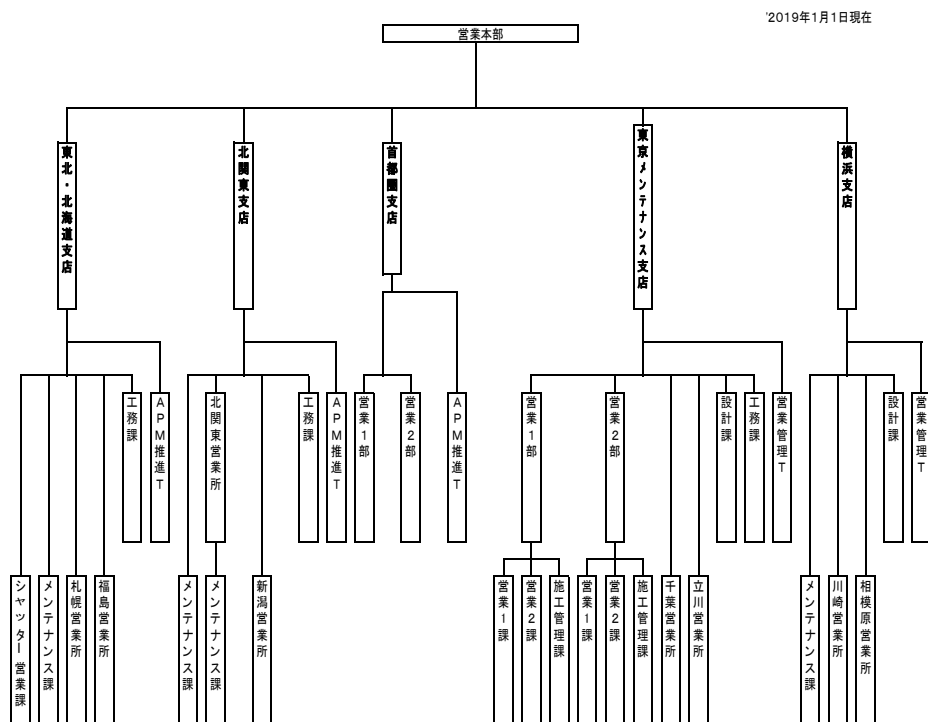


上記図 1 のとおり、LSS において、営業統括、経営管理、技術・商品開発、総務人事及び情報企画といった本社機能を担っているのは、それぞれ営業本部、経営管理統括部、技術統括部、総務人事統括部及び情報企画部であり、またこれらの各部とは独立して監査室が設けられている。

営業本部には、メンテナンス営業部、ビル営業部、流通営業部及び工務統括部が置かれており、メンテナンス営業部は、メンテナンスに関する販売計画の立案・実施、保守・点検に関する販売の立案、メンテナンス販売価格の総合管理等を担当している。

¹⁴ LSS の組織図上には、埼玉工場及び株式会社 LIXIL 沖縄鈴木シャッターも存在する。

図 2 LSS の全体組織図（支店）



上記図 2 のとおり、営業本部の下には、東北・北海道支店、北関東支店、首都圏支店、東京メンテナンス支店、横浜支店、名古屋支店、関西支店、中四国支店及び九州支店の合計 9 支店が設置されている。また、上記図 2 のと

おり、各支店の下には、札幌営業所、福島営業所、北関東営業所（茨城県所在）、新潟営業所、千葉営業所、立川営業所、川崎営業所、相模原営業所、静岡営業所、三島営業所、京都営業所、神戸営業所、北陸営業所（石川県所在）、岡山営業所、松山営業所、北九州営業所、熊本営業所、大分営業所及び鹿児島営業所の合計 19 営業所が設置されている。

(2) LSS における各制度の取扱い

ア 法定点検制度

法定点検を含むメンテナンス業務に関しては、その物件の所在地に応じて、各支店のメンテナンス部ないし課若しくは施工管理課又は各営業所において基本的に担当している。

法定点検は、LSS の協力業者及び LSS の従業員等の複数名で実施されるのが通常である。法定点検においては、防火設備検査員資格者が現場で当該点検に関する業務を行う必要があるため、当該点検を実施する協力業者又は LSS の従業員等のうち、少なくとも 1 名は防火設備検査員資格者である必要がある。

イ JSDA 資格の管理

JSDA 資格については、メンテナンス営業部が長年管理しており、下記のとおり JSDA 講習会の案内や受講申込書の取り纏めを行うほか、各 JSDA 講習会の受講者リスト及び JSDA 資格者のリストの作成・管理をしている。

LSS では、JSDA 講習会について、受講希望者が個別に JSDA に受講申込書を提出するのではなく、JSDA との窓口担当者（以下「**JSDA 窓口担当者**」という。）¹⁵が、全ての受講希望者の受講申込書を取り纏めて JSDA に提出することになっている。

具体的には、まず、JSDA 講習会の開催が決定した時点で、JSDA 事務局から JSDA 窓口担当者に対して JSDA 講習会の案内が通知される。その後、JSDA 窓口担当者は、メンテナンス営業部に所属し、受講申込書を取り纏める事務を担当する JSDA 本社事務担当者に対し、JSDA 講習会の案内を周知して受講申込書を取り纏める事務作業を行うよう指示する。かかる指示を受けて、JSDA 本社事務担当者は、各支店長、メンテナンス部長ないし課長等に対して、JSDA

¹⁵ LSS の JSDA 窓口担当者は、メンテナンス営業部所属ではなく、JSDA の講習委員会及び工事委員会の委員を務めている LSS の従業員であり、受講申込書上に記載される会員推薦者と同一人物である。

講習会の案内を電子メールで送信する。

各支店における受講希望者の募集及び受講申込書の取り纏め方は、各支店によって異なるが、基本的には、メンテナンス部長ないし課長が、部課内で受講希望者を募った上、各受講希望者に受講申込書を作成させる（以下かかる業務を行う従業員を「**JSDA 支店取り纏め担当者**」という。）。その後、JSDA 支店取り纏め担当者又は JSDA 支店取り纏め担当者の補佐として事務作業を担当する従業員（以下「**JSDA 支店事務担当者**」という。）は、各支店内の受講希望者全員分の受講申込書を集め、JSDA 本社事務担当者に郵送する。

JSDA 本社事務担当者は、各支店から受領した受講申込書上の最終学歴や業務経歴等の記載内容の確認¹⁶を行った上で、特に不備がなければ、当該受講申込書を全て纏めて JSDA 窓口担当者に手渡し、当該 JSDA 窓口担当者が、自らの名前が記載された会員推薦者欄に押印した上で、当該受講申込書を JSDA 事務局に提出する。

なお、JSDA 本社事務担当者は、Word ファイル形式の受講申込書を、各支店の JSDA 支店取り纏め担当者、JSDA 支店事務担当者等に対して送信している。その一方で、受講申込書には受講希望者の押印及び証明写真の貼付が必要なことから、JSDA 本社事務担当者から送付された Word ファイル形式の受講申込書は、各支店において印刷され、各支店から JSDA 本社事務担当者に対する受講申込書の返送は、紙媒体によって行われる。なお、受講申込書は、氏名等を Word ファイルに入力した上で印刷される場合もあれば、印刷後に受講申込書に手書きで記入される場合もある。

ウ 防火設備検査員資格の管理

防火設備検査員資格については、2015 年度の防火設備検査員講習開始当初、JSDA 資格と同様にメンテナンス営業部において管理することが予定されていたが、メンテナンス営業部の業務負荷を考慮して、総務人事統括部教育室が管理することになった。

総務人事統括部教育室では、JSDA 資格者及び同見込者に対して、防火設備検査員講習の申込方法、低圧講習受講から防火設備検査員講習修了までの具体的なスケジュール、防火設備検査員講習の経理処理方法等を案内するほか、

¹⁶ 現在の JSDA 本社事務担当者である H 氏（以下「**メンテナンス営業部 H 氏**」という。）によれば、受講申込書の最終学歴や業務経歴等の記載内容を確認し、受講申込書上の記載が JSDA 資格の受講資格を満たしているか、記載漏れがないかなどを確認するが、その記載内容が真実であるか否かの確認は行っていなかったとのことである。なお、各従業員の最終学歴や業務経歴等の人事データは、総務人事統括部総務人事部が管理しており、他部署が当該データを閲覧することはできない。そのため、JSDA 本社事務担当者が、受講申込書上に記載された最終学歴や業務経歴等の記載内容の真実性を確認するためには、受講希望者本人に確認する必要があるが生じる。

各年度の防火設備検査員講習の受講・合否確認リスト及び防火設備検査員資格者リストの作成・管理を行っている。

また、2015年度から2017年度までの防火設備検査員講習では、各支店の取り纏め担当者が、各支店内の受講希望者全員分の受講申込書を集めて、総務人事統括部教育室に所属し、当該受講申込書を取り纏める事務を担当する従業員に郵送していた。もっとも、2018年度の防火設備検査員講習からは日本建築防災協会のホームページ上に掲載された申込フォームにて各自で申込みを行うことに変更されたため、防火設備検査員講習の受講申込書を取り纏める事務自体がなくなった。

また、国土交通大臣から防火設備検査員講習修了者に対して防火設備検査員資格者証が交付されるが、総務人事統括部教育室では、当該資格者証の交付申請手続についても、円滑に進められるようサポートを行っている。

エ 中途採用・派遣社員の受入手続等

LSSにおいて正社員を中途採用する場合、人員補充が必要な部署の部課長又は支店長が要員充足申請書を総務人事統括部総務人事部に提出（部課長による申請の場合には支店長の承認が必要）して、総務人事統括部総務人事部長及び管轄部長に回議した上で、総務人事統括部長、代表取締役社長の順で決裁を経る必要がある。正社員の中途採用に係る決裁が下りた場合には、公共職業安定所（ハローワーク）に求人票を公開するなどして人材を募集する。求人応募者がいた場合には、人員補充が必要な部署の支店長及び部課長並びに総務人事統括部長（又は総務人事統括部総務人事部長）が面接を実施して採否を決定する。

派遣社員を受け入れる場合、人員補充が必要な部署の部課長又は支店長が要員充足申請書を総務人事統括部総務人事部に提出（部課長による申請の場合には支店長の承認が必要）して、総務人事統括部総務人事部長及び管轄部長に回議した上で、総務人事統括部長、代表取締役社長の順で決裁を経る必要がある。派遣社員の受入れに係る決裁が下りた場合には、派遣会社から人材の紹介を受けて、人員補充が必要な部署の支店長及び部課長並びに総務人事統括部総務人事部長が、かかる人材と顔合わせを行うことになる。なお、総務人事統括部総務人事部長が派遣会社との窓口を基本的に担当している。

5 本件不正資格取得に関する実態

(1) 本件実務経験不足者数について

ア 本ダブルチェック調査結果

(ア) LSS の調査範囲・判断基準の妥当性の検証結果

本調査チームは、上記第 1 の 5(4)イのとおり、本件社内調査及び本件追加社内調査において、LSS が JSDA 資格認定規定制定日である 1994 年 9 月 13 日以前に JSDA 資格を取得した 65 名を調査の対象から除外したことの是非を検証したが、関係資料の精査や JSDA との協議等を経て、この点に問題はないことを確認した。また、本調査チームは、本件社内調査及び本件追加社内調査において、LSS が実務経験の充足の有無を判断する際に、LSS 等への入社日から JSDA 講習会の受講日までの期間が必要な実務経験を満たしている場合、当該対象者が現に行っていた業務の内容等は問わず、必要な実務経験を満たしているものとして取り扱ったことの是非を検証したが、関係資料の精査や JSDA との協議等を経て、かかる取扱いに問題はないことを確認した。

(イ) LSS 等への入社日から JSDA 講習会の受講日までの実務経験の確認結果

次に、本調査チームは、上記第 1 の 5(4)ウのとおり、本件社内調査及び本件追加社内調査の対象となった LSS 等の従業員 651 名について、LSS 等への入社日から JSDA 講習会の受講日までの期間を算定したデータと、必要な実務経験の期間を突合し、LSS 等への入社日から JSDA 講習会の受講日までの期間が、必要な実務経験を満たしているか否かを確認した。その結果、486 名の JSDA 資格者について、LSS 等への入社日から JSDA 講習会の受講日までの期間が、必要な実務経験を満たしていることが確認でき、かかる 486 名について必要な実務経験を満たしていると LSS が判断したことについては、特段の問題がないことを確認した。

(ウ) LSS 等への入社前の経歴の確認結果

また、上記第 1 の 5(4)エのとおり、本件社内調査及び本件追加社内調査において、LSS 等への入社前の経歴を加味して実務経験を満たすと判断され

た 102 名の JSDA 資格者について、本調査チームは、LSS 等に入社する前の経歴を確認し、かかる LSS の判断の妥当性を検証した。なお、かかる LSS の判断の妥当性を検証するに際し、入社前の経歴を加味することが「シャッター又はドアに関する実務経験」という文言に照らし、明らかに不合理であると認められる場合に限り、本調査チームは、かかる LSS の判断を不適切であると判断することとしたことは、上記第 1 の 5(4)エのとおりである。

その結果、本調査チームは、102 名の JSDA 資格者のうち 1 名については、入社前は、酒類卸問屋において配送業務を日常業務としており、酒類卸問屋という所属会社の事業内容からは、シャッター・ドアに関する実務的な業務が通常含まれるものとは認められないと考えられる上、シャッター又はドアに関する業務を実施していた事実も全く窺えなかったにもかかわらず、LSS が当該過去の経歴を実務経験として加味していたことを確認した。このような過去の経歴の加味は、「シャッター又はドアに関する実務経験」という文言に照らし、明らかに不合理であると言わざるを得ない。

したがって、本調査チームは、本ダブルチェック調査の結果として、当該 JSDA 資格者 1 名について、本件実務経験不足者であると認定した。

なお、上記 102 名の JSDA 資格者について、LSS 等に入社する前の業務経歴の概要及び内訳は下記図 3 のとおりである。本調査チームは、上記 1 名以外については、その過去の経歴を JSDA 資格の実務経験として加味することについて、明らかに不合理とまではいえないと判断したものである。

図 3 LSS 等に入社する前の業務経歴の概要及び内訳

業務経歴の概要		人数
シャッター業 (シャッターメーカー 及びシャッター施工業)	LSS 及び協力業者の同業他社である。	20 名
LIXIL 関連企業	2011 年に LIXIL に統合した旧トステム株式会社、旧東洋エクステリア株式会社等であり、サッシ又はドアの取扱企業である。	22 名
建築業	建築に伴うシャッター・ドアに関する業務を行っている。 なお、防火設備検査員資格者の上位資格として一級及び二級建築士が規定されている。	22 名
建具製作、施工、販売	建具にはシャッター及びサッシを含み、サ	25 名

業務経歴の概要		人数
	ッシ業はドア業に含まれることが多い。	
建築に関する電気工事業	建築に伴うシャッター・ドアに関する電気配線等である。	7名
建物設備保全管理	シャッター・ドアの点検業務を行っている。	4名
緞帳業	緞帳設備は防火戸の装置であり、防火シャッター・ドアの一種である。	1名
実務経験充足者計		101名
酒類卸問屋	酒類の配送業務を行っている。	1名
本件実務経験不足者計		1名
合計		102名

イ 本件実務経験不足者の認定

上記1(1)のとおり、本調査において認定した本件実務経験不足者は合計63名（そのうち、37名¹⁷が防火設備検査員資格も取得していた。）であり、その内訳は、下記図4のとおりである。

図4 本件実務経験不足者の内訳

受講年	本件実務経験不足者（受講当時の所属） ¹⁸	合計
2002年	東京支店メンテナンス推進グループ1名 横浜総合営業所メンテナンス課1名	2名
2008年	東日本支店メンテナンスセンター1名 東日本支店営業課1名 東日本支店仙台営業所1名 東京メンテナンスセンター立川営業所1名 横浜支店メンテナンスセンター1名 名古屋支店メンテナンスセンター第二チーム1名 中四国支店営業課1名	7名
2009年	名古屋支店メンテナンスセンター第二チーム1名 大阪支店メンテナンスセンター第一グループ1名	3名

¹⁷ 上記のほかに、防火設備検査員講習を受講修了したが、本件受講資格問題の発覚を受けて、防火設備検査員資格者証の交付を受けていない者が4名存在する。

¹⁸ 受講当時の所属名については2014年から2018年までの間の本件実務経験不足者はLSSから受領した組織図に基づいて記載し、2002年から2013年までの間の本件実務経験不足者はLSSから受領した実務経験不足者リストに基づいて記載した。なお、チーム名は適宜省略している場合もある点に留意する必要がある。

受講年	本件実務経験不足者（受講当時の所属） ¹⁸	合計
	中四国支店高松営業所 1 名	
2010 年	東京メンテナンスセンター第一グループチーム 1 名 東京メンテナンスセンター第二グループ保守チーム 1 名 横浜支店相模原営業所 1 名	3 名
2013 年	北関東支店埼玉総合営業所メンテナンス課 1 名 東京メンテナンス支店営業一部 2 名 東京メンテナンス支店営業二部 2 名 東京支店ビル営業二部 1 名 横浜支店横浜総合営業所住宅流通営業課 1 名 協力業者 1 名	8 名
2014 年	関東 BPC 施工グループ第一施工チーム 1 名	1 名
2015 年	情報企画部 1 名 関西統括支店大阪支店メンテナンス部 2 名 中四国支店メンテナンス課 1 名	4 名
2016 年	メンテナンス営業部 1 名 東京支店メンテナンス営業部保守管理課 1 名 関東 BPC 施工管理課東京施工管理 1 グループ 1 名 名古屋支店メンテナンス課 1 名	4 名
2017 年	東京支店メンテナンス営業部営業 2 課 3 名 東京支店メンテナンス営業部防火設備点検グループ 6 名 東京支店メンテナンス営業部保守管理課 1 名 関西支店関西 BPC 施工グループ 1 名 関西支店メンテナンス部 1 名 協力業者 2 名	14 名
2018 年	東京メンテナンス支店工務部防火設備点検課 13 名 東京メンテナンス支店立川営業所 1 名 関西支店施工管理課防火設備点検チーム 2 名 協力業者 1 名	17 名
	合計	63 名

なお、LSS 及び JSDA において保管されている最も古い受講申込書は、2013 年 7 月 12 日に開催された第 118 回 JSDA 講習会のものであり、それ以前に開催された JSDA 講習会の受講申込書は、本調査で確認することができなかった

19。

そのため、本件不正資格取得の具体的態様、すなわち、真実と異なる経歴が記載された受講申込書の現物を確認できたのは、本件実務経験不足者のうち 2013 年以降に本件不正資格取得を行った 48 名であった。

また、現物の受講申込書を確認できていない 2002 年から 2010 年までの間に本件不正資格取得を行ったと認定した本件実務経験不足者 15 名については、関係者も含めて、受講申込書上の記載内容について具体的に記憶している者は確認できず、これら 15 名の本件実務経験不足者に関しては JSDA に提出した受講申込書上の記載内容が判明せず、本件不正資格取得の具体的態様も明らかにすることができなかった²⁰。

なお、本調査においては、上記 63 名のほかに、2008 年に、必要な実務経験を満たしていないにもかかわらず、JSDA 講習会を受講して JSDA 資格を取得した者が 1 名（当該 1 名は防火設備検査員資格も取得していた。）存在したが、本調査の結果、同 1 名は、LSS 等への入社前に JSDA 資格を取得していたことが確認されたため、本件実務経験不足者とは認定しなかった²¹。

¹⁹ 上記 4(2)イのとおり、JSDA 窓口担当者が、メンテナンス営業部所属の JSDA 本社事務担当者において取り纏められた受講希望者全員分の受講申込書を JSDA 事務局に提出して申込みを行っているが、関係者のヒアリングによれば、当該受講申込書の写しを作成して LSS 内に保管するようになったのは約 5 年前からであったため、それ以前の受講申込書の写しは社内には存在しないとのことである。また、JSDA においても JSDA 資格認定規定上、JSDA 資格者認定証の有効期限が 5 年間であるため、当該有効期限が過ぎた受講申込書は廃棄した（JSDA 資格者認定証の更新手続を行った者についても同様に、受講申込書は廃棄しており、更新手続に係る書類のみ保管している。）とのことであり、2013 年 7 月 12 日開催の第 118 回 JSDA 講習会以降の受講申込書のみ確認することができた。

²⁰ 本件不正資格取得の具体的態様、すなわち受講申込書上の真実と異なる経歴の記載が現に確認できなかった本件実務経験不足者については、真実の経歴を記載しているにもかかわらず、何らかの手違いで JSDA 講習会を受講できた可能性も残るところではある。もっとも、本調査においては、必要な実務経験を満たしていないにもかかわらず、JSDA 資格が取得されたとの結果に着目し、その取得行為を「不正」と評価し、本件実務経験不足者が JSDA 資格を取得する行為について「本件不正資格取得」として定義している。そのため、本件不正資格取得の具体的態様として、受講申込書上に真実と異なる経歴を記載した事実を認定しているわけではない点には留意する必要がある。ただし、必要な実務経験を満たしていない者が、JSDA 講習会に申し込んだ場合、JSDA 事務局から推薦会社に対し連絡が入り、その者は、JSDA 講習会を受講できないという運用になっている。したがって、現物の受講申込書を確認できていない 15 名の本件実務経験不足者についても、本件不正資格取得の態様として、受講申込書上に真実と異なる経歴が記載されていた可能性は高いといえる。

²¹ JSDA が管理するリストに記載された LSS 等の JSDA 資格者全 716 名の中には、LSS 等への入社前に JSDA 資格を取得した後、LSS において JSDA 資格の更新手続を行った者も含まれていたため、上記 1 名のような者が確認された。

(2) 本件不正資格取得の状況

ア 2002年から2014年までの本件不正資格取得に係る状況

(ア) 背景事情 – JSDA 資格の価値の軽視 –

2002年から2014年までの間に、LSS等では、上記(1)イ図4のとおり、24名がJSDA資格を不正に取得したことが認められる。これら24名による本件不正資格取得の具体的態様や経緯については、下記(ウ)及び(エ)のとおり、その詳細を認定することができないものが多いが、これらの本件不正資格取得が行われた重要な背景事情として、この時代におけるLSS従業員のJSDA資格の価値の軽視という事情を指摘することができる。

すなわち、一定の立法的な動きはあったものの、2002年から2014年までの間、JSDA資格は、現在のように防火設備検査員の資格者制度と結びついているものではなかった。また、JSDA資格を取得することによって、特別な業務を行う権限等が認められるわけでもなく、LSSでは、JSDA資格を取得したからといって、給与の算定や人事評価において、プラスの要素として評価されるものでもなかった。これらのことから、LSSの多くの従業員にとって、JSDA資格は、JSDAという単なる民間団体による認定資格に過ぎず、特別の価値があるものとは捉えられていなかった。

実際、本調査においては、複数の従業員が、「そもそもJSDA資格はただの民間資格であり、大して意味のないものだった。そのため、真実と異なる経歴を記載することについても甘く見ていた部分があったのだと思う。」「JSDAの資格に重みを感じていなかった。もし実務経験が足りないと相談されたら、今であればダメだというけど、当時であれば、言わなかったかもしれない。今は防火設備検査員資格と結びついているが、当時はそうではなかったから。」「当時JSDAは民間の資格で、持っていてあまり業務上役に立たず、意味がなかったため、そこまで重要ではなかった。」旨供述している。

このように、2002年から2014年までの間にかけて、LSSの従業員は、JSDA資格の価値を軽視していたことが認められる。このことは、当時のLSSの従業員において、本件不正資格取得を行うことの規範的なハードルが高くなかったことを意味し、そのことが、本調査において認定した上記24名の本件不正資格取得の背景となっている可能性は高い。

(イ) 背景事情 —2006 年頃に開始された法定点検制度導入に向けた立法の動き—

2002 年から 2014 年までの間の本件不正資格取得に関しては、2002 年の 2 名を除いた 22 名の本件不正資格取得は、全て 2006 年以降に行われているが、その背景となった可能性が高い事情として、2006 年頃から開始された法定点検制度導入に向けた立法の動きを指摘することができる。

例えば、2006 年頃から 2008 年頃までの間には、社会資本整備審議会建築分科会において 2014 年改正と同様の法定点検制度の導入が議論されていた。また、2012 年 9 月頃から 2014 年 2 月頃までの間には、まさに 2014 年改正に向けた社会資本整備審議会建築分科会が定期的で開催されていた。この頃に関しては、関係者のヒアリングにおいて、「当該立法の動きを踏まえ、防火設備検査員講習の受講資格の一つとして JSDA 資格が認定されるよう、JSDA によるロビー活動等が行われていた。」旨供述している者が複数存在する。

このような法定点検制度導入の立法的議論を踏まえ、LSS においては、2006 年 10 月 31 日付けで、社長指示書が発出されており、同指示書においては、当時の代表取締役社長であった I 氏が、当時の取締役兼メンテナンス事業部長であった J 氏²²及び執行役員兼総務人事部長であった K 氏（以下「**K 取締役**」という。）に対して、定期検査の法制化の事前準備として、JSDA 資格者を増員するよう指示していた。また、当該指示を受けた J 氏は、同年 11 月 1 日付けの「防火シャッター保守点検専門技術者増員の件」と題する業務連絡を当時の各支店長に対し発出し、同年 10 月 31 日までに JSDA 資格を取得していない受講資格者を洗い出した上で取得計画書を作成するよう指示していた。

また、J 氏は、2007 年 5 月 7 日付けで「防火シャッター保守点検専門技術者増員の件」と題する業務連絡を当時の各支店長、各メンテナンスセンター長及び各営業課長に対し発出し、協力業者も含め、支店内の受講資格者を再確認した上、JSDA 資格を取得していない者には必ず JSDA 講習会を受講させるよう指示していた。

そして、J 氏が作成した 2008 年 1 月 25 日付け「防火シャッター保守点検専門技術者増員の件」と題する業務連絡では、同月 24 日付けで法定点検制度が 2010 年度に施行される旨の新聞記事が掲載されたことを受けて、協力業者も含めて支店内の JSDA 資格を取得していない受講資格者は、全員 JSDA 講習会を受講するよう、当時の各支店長、各メンテナンスセンター長、各

²² 現在のメンテナンス事業部に相当する部署である。

営業所長、各営業課長及び各工場長に対して指示が出された。

これらの指示との明確な因果関係は明らかではないが、実際、2006 年以前に、LSS 等において、JSDA 資格を新たに取得した者は、毎年数名から十数名程度であったが（なお、2010 年は 13 名、2011 年は 6 名、2012 年は 15 名である。）、2007 年は 47 名、2008 年は 151 名、2009 年は 73 名と、JSDA 資格者が急増している²³。また、関係者のヒアリングにおいても、「2006 年から 2007 年頃にも、法制化に向けた動きとして JSDA 資格者の増員を図った時期があったと思う。」旨供述している者が複数存在する。

上記と同様に、2012 年 9 月頃から開始された社会資本整備審議会建築分科会での 2014 年改正に向けた議論に関しては、関係者のヒアリングにおいて、「2014 年改正に向けた社会資本整備審議会建築分科会の影響を受けて、LSS において、JSDA 資格者を増加する流れになっていたと思う。」旨供述している者が複数存在する。また、実際にも、2013 年に、LSS 等において JSDA 資格を新たに取得した者は 35 名であるところ、これはその当時でいえば 2007 年に次ぐ人数であり、この頃も LSS においては 2014 年改正を見越し、JSDA 資格者を増加させる動きが存在していたことが窺われる。

以上の事情に鑑みると、2006 年頃から開始された立法的議論を受け、LSS では、法定点検制度の導入を見越して、全社的に JSDA 資格者を増加させていた状況があったといえる。そして、このような状況は、防火設備検査員の資格者制度の新設を含む 2014 年改正が実現し、防火設備検査員講習の開始に向け、G 元取締役が JSDA 講習会の受講者を全社的に募集した 2015 年の状況と類似していたといえる（2015 年から 2016 年までの本件不正資格取得に係る状況は下記イ参照）。

したがって、2002 年から 2014 年までの間に行われた本件不正資格取得のうち、2006 年以降に行われた 22 名の本件不正資格取得については、その重要な背景事情の一つとして、2006 年頃から開始された法定点検制度導入に向けた立法の動きを指摘することができる。この期間の本件不正資格取得は、JSDA 資格の価値を軽視していた LSS の従業員が、上記の立法的議論を受けて行っていたものである可能性が高い。

（ウ） 2002 年から 2010 年までの本件不正資格取得の経緯・関与者等

2002 年から 2010 年までの間に、LSS では、上記(1)イ図 4 のとおり、2002 年に 2 名、2008 年に 7 名、2009 年に 3 名、2010 年に 3 名の合計 15 名が、

²³ いずれも本件実務経験不足者を含む数字である。なお、LIXIL グループ会社の従業員が含まれている場合がある。

JSDA 資格を不正に取得したことが認められる。

この点、これら 15 名の本件不正資格取得につき、上記(ア)及び(イ)の背景事情は指摘²⁴できるものの、上記 5(1)イのとおり、本調査においては、2002 年から 2010 年までの間に本件不正資格取得を行ったと認定した本件実務経験不足者 15 名については、現物の受講申込書を確認できていない。また、上記第 1 の 5(2)のデジタルフォレンジック調査において、上記注 4 のとおり、保全対象者が使用していたメールサーバー上の電子データは、全て 2015 年 7 月以降のものであり、上記 15 名による本件不正資格取得当時の電子データを確認することはできていない。さらに、上記 15 名を含む関係者のヒアリングにおいても、これら 15 名に関する本件不正資格取得時の状況について、具体的に記憶している者は確認できなかった。

したがって、上記(ア)及び(イ)の背景事情は指摘できるものの、2002 年から 2010 年までの間に、本件実務経験不足者 15 名によって行われた本件不正資格取得に関する具体的な経緯、動機、関与者、認識者等については、本調査で明らかにすることはできなかった。

(エ) 2013 年から 2014 年までの本件不正資格取得の経緯・関与者等

2013 年から 2014 年までの間に、LSS 等では、上記(1)イ図 4 のとおり、2013 年に 8 名、2014 年に 1 名の合計 9 名が、JSDA 資格を不正に取得したことが認められる。

この点、上記(ウ)の 2002 年から 2010 年までの本件不正資格取得と異なり、これら 9 名による本件不正資格取得については、本調査において、JSDA 講習会の受講申込書の現物を確認することができた。そして、当該受講申込書の記載内容や関係者のヒアリングにより、少なくとも、2013 年に本件不正資格取得を行った本件実務経験不足者 8 名のうち 5 名に関しては、当時関東 BPC の JSDA 支店事務担当者であった L 氏が、JSDA 講習会の各受講希望者の受講申込書上に真実と異なる経歴を記載することで、本件不正資格取得が行われていたことが認定できた。また、上記本件実務経験不足者 8 名のうち残りの 3 名については、その当時 JSDA 本社事務担当者であったメンテナンス営業部 E 氏が、L 氏と同様に、JSDA 講習会の各受講希望者の受講申込書上に真実と異なる経歴を記載することで、本件不正資格取得が行われていたことが認定できた。

もともと、L 氏及びメンテナンス営業部 E 氏がそのような行為を行った理

²⁴ ただし、2002 年に本件不正資格取得を行った本件実務経験不足者 2 名については、上記(イ)の背景事情は当てはまらない。

由や上司からの指示の有無等を示す客観的証拠は、本調査において確認できなかった。また、L氏の記憶は明確ではない部分もあり²⁵、メンテナンス営業部E氏に至っては、上記第1の6のとおり、ヒアリングすら実施できなかった。さらに、上記第1の5(2)のデジタルフォレンジック調査において、上記注4のとおり、保全対象者が使用していたメールサーバー上の電子データは、全て2015年7月以降のものであったため、上記9名による本件不正資格取得当時の電子データを確認することはできていない。そして、上記9名を含む関係者のヒアリングにおいても、これら9名に関する本件不正資格取得時の状況について、具体的に記憶している者は確認できなかった。

したがって、上記(ア)及び(イ)の背景事情は指摘できるものの、2013年から2014年までの間に、本件実務経験不足者9名によって行われた本件不正資格取得に関する具体的な経緯、動機、関与者、認識者等については、本調査で明らかにすることはできなかった。

イ 2015年から2016年までの本件不正資格取得に係る状況

(ア) 背景事情 —G元取締役基準メールの全支店への展開—

上記2(2)イのとおり、2014年改正による改正後の建築基準法が施行される2016年6月1日に先立ち、2015年度から防火設備検査員講習が開始されることになったが、JSDA資格者については、当該講習のうち、学科講習の一部及び実技講習が免除されることになっていた。

そのため、上記3(1)のとおり、法定点検の事業化を重要な経営目標の一つとして掲げていたLSSにおいては、防火設備検査員資格者を十分に確保することが必要であり、その前提としてJSDA資格者を増やすことが必要であった。

そこで、当時の取締役常務執行役員であり、かつメンテナンス営業部長であったG元取締役は、6月30日業連を全役職員宛に送付して、LSSの全役職員及び協力業者を対象にJSDA講習会の受講を大募集する²⁶とともに、JSDA支店取り纏め担当者である各支店のメンテナンス部課長及び沖縄トス

²⁵ L氏は、「当時、JSDA窓口担当者であったM氏に指示され、受講申込書上に真実と異なる経歴を記載した場合がある。」旨供述しているが、かかる供述に整合する客観的証拠は確認されず、M氏も、そのような事実の存在は否定している。

²⁶ 6月30日業連には、「そこで今回全社員・施行士を対象に、JSDA保守点検専門技術者資格講習会の受講を大募集いたします。」との記載がある。

テム鈴木シャッター株式会社²⁷社長に対して、2015年7月10日までに、各支店等の JSDA 講習会の受講希望人数を取り纏めて報告するよう指示した。また、G 元取締役は、同年6月30日、JSDA 支店取り纏め担当者である各支店のメンテナンス部課長に対して、6月30日業連記載の内容について、電子メールでも重ねて指示した。

6月30日業連及び上記電子メールでの指示を受けた JSDA 支店取り纏め担当者は、各支店における JSDA 講習会の受講希望者を取り纏める作業を行ったが、かかる作業を行う過程で、G 元取締役に対し²⁸、主に JSDA 講習会の受講資格に関連する多数の問い合わせを行った。これらを受けた G 元取締役は、問い合わせに回答する目的で、JSDA 支店取り纏め担当者に対し、同年7月7日午前9時13分、以下の電子メールを送信した（斜体部分は、同メールの引用である（原文ママ。ただし、下線は本調査チームが追記した。）。以下、本メールを「G 元取締役基準メール」という。）。

ご苦勞様です。受験資格が3年未満の受講可否の問い合わせが多いです。

- ① 鈴木入社1年でも以前にリクシル、他社シャッターメーカー、等建築関係に努めていれば可とします。
- ② 全く異業種からの転職者の経験年数は2年半以上とします。
- ③ 職人さんも同様です。

上記2(1)のとおり、JSDA 講習会の受講資格は、高等学校又はこれに準ずる教育施設等を修了した者にあつては、シャッター又はドアに関する実務経験3年以上を有することが必須であり、中学校又はこれに準ずる教育施設等を修了した者にあつては、シャッター又はドアに関する実務経験6年以上を有することが必須である。しかしながら、上記 G 元取締役基準メールの下線部のとおり、G 元取締役は、各 JSDA 支店取り纏め担当者に対し、受講希望者の学歴にかかわらず、「経験年数」が「2年半以上」であれば JSDA 講習会の受講資格がある旨を記載した電子メールを送信していた（以下、G 元取締役基準メールに記載された JSDA 講習会の受講資格を「G 元取締役基準」という。）。

上記4(2)イのとおり、メンテナンス営業部は、LSS において JSDA 講習会の受講希望者の取り纏めを行うとともに、上記のとおり JSDA 講習会の問い合わせ窓口を務めるなど、JSDA 資格の取得においては LSS 内で中心的な役

²⁷ 現在の株式会社 LIXIL 沖縄鈴木シャッターである。

²⁸ G 元取締役は、上記指示を行うに当たり、JSDA 支店取り纏め担当者に対し、自ら「業連を読んだ後問い合わせは G 元取締役まで」との連絡を行っていた。

割を果たしており、各支店等からすれば、JSDA 講習会に関しては、メンテナンス営業部の見解に従えば良いという認識が存在した²⁹。また、上記5(2)ア(ア)のとおり、LSS には、従来から JSDA 資格の価値を軽視する風潮が存在していたが、G 元取締役を含む多くの役職員が「2014 年改正後も、JSDA 資格を甘く考えていた。」旨供述していることからすると、かかる風潮は2014年改正によって JSDA 資格が防火設備検査員資格という国家資格と結びつけられてからも変わらなかったものと認められる。

G 元取締役は、上記のメンテナンス営業部の役割及び LSS における JSDA 資格の価値を軽視する風潮の双方を認識しながら、メンテナンス営業部長としてその是正に取り組むことをせず、そればかりか、むしろ G 元取締役基準メールを発出して全支店に JSDA 講習会の受講資格に関する不正確な基準を普及させ、JSDA 資格の価値を軽視するという LSS の風潮に一層の拍車をかけたことが認められる。

2015 年から 2016 年までの本件不正資格取得は、かかる事情を背景に生じたものであると考えられる。

(イ) 各支店等における本件不正資格取得の状況

2015 年から 2016 年までの間に、LSS では、上記(1)イ図 4 のとおり、東京支店（関東 BPC を含む。）で 2 名、関西統括支店で 2 名、名古屋支店で 1 名、中四国支店で 1 名、メンテナンス営業部で 1 名及び情報企画部で 1 名の合計 8 名が、JSDA 資格を不正に取得したことが認められる。以下、それぞれの支店等における本件不正資格取得の経緯・関与者等について、その詳細を記載する。

a. 東京支店における本件不正資格取得の経緯・関与者等

2015 年から 2016 年までの間において、東京支店では、同支店メンテナンス営業部保守管理課所属の 1 名（AAA 氏）及び同支店関東 BPC 施工管理課東京施工管理 1 グループ所属の 1 名（BBB 氏）が、本件不正資格取得を行っているが、これら 2 名の本件不正資格取得は、いずれも 2016 年 5 月 23 日開催の第 143 回 JSDA 講習会において行われたものである。この時の

²⁹ この点について、例えば関西支店メンテナンス営業部開発部長である N 氏（以下「N 氏」という。）は、「これ（G 元取締役基準メール）を見て自分の中で実務経験の基準を緩める理由にはなっただと思う。」旨供述している。また、当時情報企画部に所属していた O 氏は、「実務の方で問題があったら、メンテナンス営業部の方から受講資格がないことを教えてくれるだろうという考えが基にある。」旨供述している。また、下記(イ)のとおり、実際に G 元取締役基準を前提に JSDA 受講希望者の取り纏めを行った支店も存在した。

東京支店メンテナンス営業部における JSDA 支店取り纏め担当者は、当時同部の部長であった P 氏（以下「P 執行役員」という。）³⁰である³¹。

P 執行役員は、G 元取締役基準メールを直接 G 元取締役から受信しているものの、「このメールを見た記憶はない。」旨供述しており、当時 P 執行役員が、G 元取締役基準メールに記載された G 元取締役基準を認識していたか否かは確認できなかった。しかし、P 執行役員は、JSDA 講習会を受講するためには、高等学校又はこれに準ずる教育施設等を修了した者にあつては、シャッター又はドアに関する実務経験 3 年以上を有することが必須であることを当時認識していたにもかかわらず、2014 年改正以前から「JSDA を 3 年未満でという風土は少なからずあった。これを黙認していた。」旨供述しており、P 執行役員においても、JSDA 資格の価値を軽視する傾向にあつたことが認められる。一方で、P 執行役員は、2014 年改正により東京支店メンテナンス営業部の防火設備検査員資格者を増やす必要があるとの認識を有しており、6 月 30 日業連によるメンテナンス営業部の指示もあいまって、防火設備検査員資格者を増やす前提として、JSDA 資格者を増やす必要があると認識していた。

かかる状況の下、上記のとおり AAA 氏及び BBB 氏は本件不正資格取得を行ったが、その具体的な経緯については、電子メール等の客観的証拠がなく、これを明らかにすることはできなかった^{32,33}。

なお、上記本件不正資格取得の態様として、上記 2 名の JSDA 講習会の受講申込書上においては、真実と異なる経歴が記載されているところ、AAA 氏は「受講申込書作成のため、自身の経歴をエクセルに入力して東京支店の事務職の従業員に提出したところ、同従業員から、受講資格要件の関係で受講申込書上の自身の経歴を高卒にするとの連絡を受けた。」

³⁰ なお、P 執行役員は、2018 年 4 月に LSS の執行役員に就任している。

³¹ 2015 年 6 月 30 日、G 元取締役は、東京支店メンテナンス営業部における JSDA 支店取り纏め担当者として、P 執行役員を指名している。

³² この点につき、AAA 氏は、「当時の上司であった P 執行役員又は同部営業 2 課長の Q 氏（以下「Q 氏」という。）から JSDA 資格の取得を指示された可能性が高く、両氏が、自身の本件不正資格取得にも関与していた可能性が高いと思う。」旨供述しているが、かかる供述を客観的に示す証拠は確認されず、P 執行役員及び Q 氏のいずれも、そのような事実の存在を否定している。

³³ AAA 氏は、「上記(ア)の 6 月 30 日業連が送信された 2015 年 7 月頃にも、自身が JSDA 講習会を受講するかどうかについて Q 氏と話をした記憶があるが、その当時、入社 1 年 3 か月程度であった自身が Q 氏に対し、来年で LSS 入社 3 年目になることを伝えたと、Q 氏から『それなら来年受けてね。』と言われた。」旨供述している。また、BBB 氏に関しても、同年 7 月の時点において、P 執行役員及び当時の東京支店関東 BPC センター長との間で、BBB 氏が 2015 年中の JSDA 講習会の受講候補者として検討されていたものの、何らかの理由により、JSDA 講習会の受講が 2016 年に持ち越されたことが認められる。下記ウ(イ)a. (c)のとおり、2017 年の東京支店メンテナンス営業部においては、2017 年 4 月 26 日付け P 執行役員送信電子メール（下記ウ(イ)a. (a) に定義する。）及び 2017 年 4 月 26 日付け Q 氏送信電子メール①（下記ウ(イ)a. (c) に定義する。）のように、業務経歴が 3 年に達しているか否かにかかわらず、上司により一定程度以上の経験を積んだと認められた者に対して JSDA 講習会を受講させる例が見られ、AAA 氏の上記供述及び BBB 氏の上記状況は、それらの例と整合的である。

「受講申込書の業務経歴欄の筆跡が自身のものではない。」旨供述しているものの、その詳細までは記憶していなかった³⁴。また BBB 氏は、受講申込書の作成に係る一切の経緯を記憶していなかった。そのため、本調査では、上記 2 名による本件不正資格取得について、上記 2 名の JSDA 講習会の受講申込書上に真実と異なる経歴が記載された経緯やその記載を行った者を明らかにすることができなかった。

b. 関西統括支店

(a) 関西統括支店における本件不正資格取得の経緯・関与者等

2015 年から 2016 年までの間において、関西統括支店³⁵では、同支店大阪支店メンテナンス部所属の 2 名が、本件不正資格取得を行っているが、これら 2 名の本件不正資格取得は、いずれも 2015 年 11 月 5 日開催の第 142 回 JSDA 講習会において行われたものである。この時の関西統括支店における JSDA 支店取り纏め担当者は、当時関西統括支店メンテナンス部の部長であった N 氏である³⁶。

N 氏は、2014 年改正以前から、関西統括支店において JSDA 資格の取り纏め等の業務を行っており、JSDA 資格について、誰でも簡単に取得できる資格であり重要なものではないと考えていた。また、N 氏は、JSDA 講習会を受講するためには、高等学校又はこれに準ずる教育施設等を修了した者にあつては、シャッター又はドアに関する実務経験 3 年以上を有することが必須であることを認識しながら、厳格な要件ではなく、前職等を踏まえて融通が利くものであり、JSDA 講習会さえ受講すれば、JSDA 資格は簡単に取得可能であるなどと考えていた。

このような JSDA 資格に対する N 氏の認識は、2014 年改正によって、防火設備検査員の資格者制度が設けられ、JSDA 資格者について、防火設備検査員講習に関する学科講習の一部及び実技講習が免除されることになった以降も、基本的に変わることはなかった。また、N 氏は、上記(ア)の G 元取締役基準メールやメンテナンス営業部に所属する

³⁴ この点、上記ア(エ)のとおり、2013 年に本件不正資格取得を行った本件実務経験不足者 8 名のうち 5 名に関しては、当時関東 BPC の JSDA 支店事務担当者であった L 氏が、JSDA 講習会の各受講希望者の受講申込書上に真実と異なる経歴を記載していたことが認定できており、また、同氏は、「東京支店の従業員の受講申込書の業務経歴欄を追記したことがある。」旨供述しているものの、AAA 氏の受講申込書については、その事実を否定している。

³⁵ 現在の関西支店に相当する支店である。

³⁶ 2015 年 6 月 30 日、G 元取締役は、関西統括支店における JSDA 支店取り纏め担当者として、N 氏を指名している。

JSDA 本社事務担当者などとの業務上のやり取り等を通じて³⁷、G 元取締役をはじめとするメンテナンス営業部も、N 氏と同様に、JSDA 資格の取得のために必要な実務経験を厳格な要件として捉えていないと感じていた³⁸。一方で、N 氏は、6 月 30 日業連によるメンテナンス営業部の指示を受け、JSDA 資格者、ひいては防火設備検査員資格者の数を、関西統括支店において増やす必要があると認識していた。

そこで、N 氏は、上記 2 名の本件実務経験不足者について、必要な実務経験を満たしていないことを認識していたにもかかわらず、上記 2 名に対し JSDA 講習会の受講を促すなどしたものである。

具体的には、2015 年 7 月 7 日、N 氏は、同日付けの G 元取締役基準メールを関西統括支店内に共有するとともに、「今回の JSDA 講習会の件です。3 年未満でも講習は可能です、各自ご確認お願い致します。」と電子メールで説明して、関西統括支店の従業員に JSDA 講習会の受講を促した。また、同月 10 日、N 氏は、上記同月 7 日付けの電子メールを受けて受講希望の連絡があった従業員について、第 142 回 JSDA 講習会の受講希望者としてエクセル資料に取り纏め、同資料を、関西統括支店における JSDA 支店事務担当者であった R 氏（以下「R 氏」という。）に対して共有した。同エクセル資料に記載された受講希望者には、上記 2 名の本件実務経験不足者が含まれていた上、N 氏により関西統括支店内に共有された G 元取締役基準メールに記載された G 元取締役基準も同エクセル資料に併記されていた。

このような経緯により、関西統括支店では、第 142 回 JSDA 講習会において、2 名の本件実務経験不足者が本件不正資格取得を行うこととなった。

なお、上記本件不正資格取得の態様として、上記 2 名の本件実務経験不足者の JSDA 講習会の受講申込書上においては、真実と異なる経歴が記載されているところ、N 氏は、「『業務経歴の欄の記載は適当だから、要件を充たすように適当に書いておいて』などと口頭で受講希望者に指示したように思う。」旨供述するものの、その詳細までは記憶していなかった。また、上記 2 名の本件実務経験不足者も、自分自身で真実と異なる経歴を記載したか否かについて、明確な記憶を有していなかった。そのため、本調査では、上記 2 名による本件不正資格

³⁷ N 氏は、「時期は明確でないが、実務経験が不足している従業員の取扱いについて、本社に問い合わせたところ、『多少適当でも通る。』などと言われた記憶がある。」旨供述しているが、誰と話したかなど、その詳細は記憶していなかった。

³⁸ N 氏は、G 元取締役基準メールについて、「このメールで G 元取締役が示している基準について、JSDA 資格者を取り纏める際に強く意識したことはないが、自分の中で実務経験の基準を緩める理由にはなつたと思う。」旨供述している。

取得について、上記 2 名の JSDA 講習会の受講申込書上に真実と異なる経歴が記載された経緯やその記載を行った者を明らかにすることができなかった。

(b) 関西統括支店における本件不正資格取得の認識者

上記(a)の経緯から明らかなおり、N氏は、関西統括支店における第142回JSDA講習会での本件不正資格取得を認識していた。

関西統括支店においてJSDA支店事務担当者としての事務作業を行っていたR氏は、JSDA講習会の受講のために一定の実務経験が必要になること、及びLSSでの勤務年数だけでは当該実務経験を満たさない従業員がJSDA資格を取得していたことは認識していたものの、各従業員の入社前の経歴等を把握できる立場にはなく、受講申込書記載の業務経歴のチェック等も行っていなかったため、本件不正資格取得の事実を認識するまでには至っていなかった³⁹。

第142回JSDA講習会当時から現在まで、執行役員であり、かつ関西(統括)支店の支店長であるS氏(以下「S執行役員」という。)は、同人自身が第142回JSDA講習会を受講しJSDA資格を取得しているが、その場において本件実務経験不足者が同講習会を受講していることを認識した。S執行役員は、上記2名の本件実務経験不足者のうちの1名について採用を担当しており、実務経験が1年未満であったことを把握していたことから、「なぜ、彼がJSDA講習会を受講することができるのか」などとの疑問を抱いた。そこで、S執行役員は、N氏に状況を確認したところ、N氏から、「実務経験が1年未満の者も受けさせています。本社も了解済みです。」などとの回答を受けたことから、関西統括支店で本件不正資格取得が行われていることを認識した⁴⁰。

このように、S執行役員は、同講習会を実際に受講するまでは、第142回JSDA講習会において行われた関西統括支店での本件不正資格取得について認識していなかったものの、上記経緯により、それを認識したと認められる。また、S執行役員は、「こんな行為が許されるのか」などと疑問こそ感じたものの、関西統括支店における本件不正資格取得を是正せず、また今後行われなくするための積極的な措置等

³⁹ ただし、R氏は、JSDA支店事務担当者としての事務作業を行う中で、本社が何らかの適切でない調整を行っている可能性は認識しており、「本件不正資格取得が発覚した際には、『やっぱりな。』と思った。」旨供述している。

⁴⁰ ただし、N氏は、「S執行役員がそう言うのであればあったのかもしれないが、S執行役員との間で、『この人はなぜ受けられるのか、この人はなぜ受けられないのか。』などといった話をした記憶はない。」旨供述している。

を特段講じることはなかった。なお、S 執行役員は、「関西支店における本件不正資格取得を認識した時点で、本件不正資格取得の是非について、メンテナンス営業部の担当者と協議し、同担当者から、N 氏の回答と同様に、『実務経験が1年未満の者でも受けさせている。』などとの回答を受けた。」旨供述しているが、同担当者が誰であるかなど、その詳細は記憶していなかった。

c. 名古屋支店における本件不正資格取得の経緯・関与者等

2015 年から 2016 年までの間において、名古屋支店では、同支店メンテナンス課所属の 1 名（CCC 氏）が、本件不正資格取得を行っているが、かかる本件不正資格取得は、2016 年 5 月 25 日開催の第 144 回 JSDA 講習会において行われたものである。この時の名古屋支店における JSDA 支店取り纏め担当者は、当時同支店メンテナンス課長であった T 氏（以下「T 氏」という。）である⁴¹。

T 氏は、G 元取締役基準メールを直接 G 元取締役から受信しているものの、T 氏が同メールに記載された G 元取締役基準を認識していたか否かは確認できなかった。しかし、下記のとおり、T 氏は、JSDA 講習会を受講するためには、高等学校又はこれに準ずる教育施設等を修了した者にあつては、シャッター又はドアに関する実務経験 3 年以上を有することが必須であることを認識しており、業務経歴にかかわらず「JSDA 資格を持っていない従業員」のリストアップを指示していたことからすれば、同氏が、JSDA 資格の価値を軽視する傾向にあつたことが認められる。

かかる認識の下、T 氏は、JSDA 本社事務担当者のメンテナンス営業部 E 氏から JSDA 資格に係る業務連絡等を受信すると、「未受講者のリストを送れば本部が選抜なりなんなりしてくれるだろう。」との考えから⁴²、名古屋支店における JSDA 支店事務担当者の U 氏（以下「U 氏」という。）に対し、業務経歴にかかわらず、同支店内における「JSDA 資格を持っていない従業員」のリストアップを指示していた。そして、U 氏が、同リストを作成した後は、T 氏は、同リストをそのままメンテナンス営業部 E 氏に送付していた。メンテナンス営業部 E 氏は、T 氏からリストを受領すると、同リストに記載された全ての役職員に対して受講申込書作成の手續が記

⁴¹ 2015 年 6 月 30 日、G 元取締役は、名古屋支店における JSDA 支店取り纏め担当者として、T 氏を指名している。

⁴² ただし、T 氏が、メンテナンス営業部に対して受講希望者の受講資格の有無を確認していた事実は認められず、T 氏が「未受講者のリストを送れば本部が選抜なりなんなりしてくれるだろう」と考えた理由は明らかでない。

載された電子メールを直接送信し、それらの役職員、U氏及びメンテナンス営業部E氏の間で、受講申込書を作成するという手順がとられた⁴³。

CCC氏の受講申込書も、上記と同様の手順によって作成されたものであったが、受講申込書の提出期限が間近であったにもかかわらず、CCC氏が名古屋支店を不在にしていたため、同氏の受講申込書上の記載は全てU氏が入力したところ、U氏は、かかる過程において、CCC氏の実際の経歴ではJSDA資格の取得に必要な実務経験を満たしていないことに気が付いた。そしてU氏は、このことにつき、メンテナンス営業部E氏に相談をし、その後、U氏によって、真実と異なるCCC氏の経歴が記載された受講申込書が作成された⁴⁴。CCC氏は、受講申込書に押印をする際、自分自身の業務経歴が真実と異なることを認識したが、敢えてこれを指摘することはなかった。

このような経緯により、名古屋支店では、第144回JSDA講習会において、1名の本件実務経験不足者が本件不正資格取得を行うこととなった。

なお、上記本件不正資格取得の態様として、CCC氏のJSDA講習会の受講申込書上においては、真実と異なる経歴が記載されているところ、かかる記載は、上記のとおり、U氏が記載したものであったが、CCC氏自身も、これを確認した上で黙認していた。

また、一連のCCC氏に係る本件不正資格取得の経緯について、T氏は、「CCCさんの出した申込書類の作成手続に私は関与していない。不正取得に関して何か指示を出したこともなかったが、黙認していたに近いと思う。」旨供述し、明示的な認識を否定しているが、一方でT氏が「CCCさんに3年の実務経験がないことは分かっていた。」旨供述していること、及び名古屋支店はLSSの支店の中で最も小規模な支店であり、当時20名程度しか従業員がいなかったことからすれば、同氏は、CCC氏が必要な実務経験を満たさずにJSDA講習会を受講していたことについて、認識していた可能性が高い。

⁴³ もっとも、U氏は、「受講申込書の作成を手伝う機会は多くはなく、基本的には受講希望者本人が直接メンテナンス営業部とやり取りをした。」旨供述している。

⁴⁴ この点につき、U氏は、「CCC氏の実務経験につきメンテナンス営業部E氏に相談をしたものの、真実と異なる経歴を記載することについてメンテナンス営業部E氏から指示を受けたかどうかは明確な記憶が残っていない。」旨供述している。上記のとおり、実際にCCC氏の受講申込書の入社年が真実と異なること、メンテナンス営業部E氏から真実と異なる経歴を記載するよう指示を受けることは業務フロー上も自然であること、及び本調査において、U氏が、メンテナンス営業部E氏以外の役職員から指示を受ける機会が確認できていないことからすれば、メンテナンス営業部E氏からU氏に対し、CCC氏の受講申込書上に真実と異なる経歴を記載するよう指示をした可能性がある。ただし、U氏は詳細を記憶しておらず、上記第1の6のとおり、メンテナンス営業部E氏に対するヒアリングは実施できていないため、かかる事実を認定することまではできなかった。

d. 中四国支店における本件不正資格取得の経緯・関与者等

2015年から2016年までの間において、中四国支店では、同支店メンテナンス課所属の1名（DDD氏）が、本件不正資格取得を行っているが、かかる本件不正資格取得は、2015年11月4日開催の第141回JSDA講習会において行われたものである。この時の中四国支店におけるJSDA支店取り纏め担当者は、当時同支店メンテナンス課長であったV氏（以下「V氏」という。）である⁴⁵。

V氏は、G元取締役基準メールを直接G元取締役から受信しているものの、「該当者がいれば気にかけていたと思うが、特に該当する者もいなかったもので、当時は深く考えていなかった。」旨供述しており、当時V氏が、G元取締役基準メールに記載されたG元取締役基準を認識していたか否かは確認できなかった。しかし、V氏は、JSDA講習会を受講するためには、高等学校又はこれに準ずる教育施設等を修了した者にあつては、シャッター又はドアに関する実務経験3年以上を有することが必須であることを当時認識していたにもかかわらず、「メンテナンス営業部E氏からもJSDAの審査は緩いという旨の話を聞いていたので、実務経験に関する年数を満たさなくともいけると思った。」旨供述しており、V氏においても、当時JSDA資格の価値を軽視する傾向にあつたことが認められる。また、同氏は「防火設備検査員資格者が増えれば、安心感が増えると思っていた。」とも供述しており、当時のV氏には、防火設備検査員資格者を増やす前提として、JSDA資格者を増やしたいという意図があつたことも認められる。

かかる認識・意図の下、V氏は、2015年4月にLSSに入社したDDD氏にJSDA講習会を受講させることを考えた。もっとも、DDD氏にJSDA講習会の受講資格がないことは明らかであつたことから、同月27日、V氏は、メンテナンス営業部E氏に対し、DDD氏の実務経験が3年未満であることを赤字で強調した電子メールを送信し、受講の可否の確認を求めた。これに対しメンテナンス営業部E氏は、同日、「業連どおり、実務経験3年未満の人は通常不可です」と回答した一方で、「ただ、この方が中途社員でもしも前職があれば、書類上、メンテや施工に関わった年数を3年以上に見えるよう業務経歴の欄に記載するという手もあるにはあります。」と記載した電子メールを送信した。これに対しV氏は、同日、「了解しました。前職がA社ですのであきらめます。」との電子メールを送信したが、

⁴⁵ 2015年6月30日、G元取締役は、中四国支店におけるJSDA支店取り纏め担当者として、V氏を指名している。

これに対しメンテナンス営業部 E 氏が、「大学（学校）卒業後、何年経っているか、もしも分かれば教えてください。」「なるべく受けられるような方法を考えてみますが、無理だったらすみません。」と返信したのを受け、「普通大学卒業後、すぐに A 社に入ったとのこと。」「（なるべく受けさしたいとは思ったんですが・・・）」との電子メールを送信した。

以上の一連のやり取りの後、DDD 氏は同年 11 月 7 日に JSDA 講習会を受講しているが、このことについて V 氏は、「上記一連のやり取りを受けて、V 氏自身が DDD 氏に JSDA 講習会を受講させることを決定し、DDD 氏に対し、真実と異なる経歴を記載して受講申込書を作成するよう指示した。」旨供述し⁴⁶、かかる決定に対するメンテナンス営業部 E 氏の関与を否定している。しかしながら、上記のとおり、DDD 氏の JSDA 講習会の受講資格に関しては、むしろメンテナンス営業部 E 氏から V 氏に対し「なるべく受けられるような方法を考えてみます」と電子メールを送信していること、同年 10 月 5 日、真実と異なる経歴が記載された DDD 氏の受講申込書が、当時中四国支店において JSDA 支店事務担当者としての事務作業を行っていた W 氏からメンテナンス営業部 E 氏に対して送付されているにもかかわらず、同受講申込書について、メンテナンス営業部 E 氏から W 氏に対する問い合わせが行われた事実が確認できていないこと、及び同月 27 日、V 氏からメンテナンス営業部 E 氏に対し「A 社出身 DDD さんの件ですが、本試験（※防火設備検査員試験）も経験 2 年以上になっております。学歴等どのようにするか・・・ご確認のほど宜しくお願いします。（防火シャッター専門技術者は 11 月 4 日受講します）」との電子メールが送信されていることからすれば、DDD 氏の受講申込書上の真実と異なる経歴の記載について、V 氏とメンテナンス営業部 E 氏との間で何らかのやり取りがされていた可能性は否定できず、少なくとも、メンテナンス営業部 E 氏も DDD 氏が本件不正資格取得を行ったことを認識していたものと認定できる⁴⁷。

このような経緯により、中四国支店では、第 141 回 JSDA 講習会において、1 名の本件実務経験不足者が本件不正資格取得を行うこととなった。

なお、上記本件不正資格取得の態様として、DDD 氏の JSDA 講習会の受講申込書上においては、真実と異なる経歴が記載されているところ、かかる記載は、V 氏の指示を受けた DDD 氏が、自ら記載したものと認められる⁴⁸。

⁴⁶ 実際に、V 氏が DDD 氏に対し 2015 年 9 月 11 日 16 時 53 分に送信した電子メールでは、「受験します。資料は読んでおいてください。記入方法は指示します。」との記載があり、上記の V 氏の供述と整合している。

⁴⁷ なお、上記第 1 の 6 のとおり、メンテナンス営業部 E 氏に対するヒアリングは実施できていない。

⁴⁸ V 氏及び DDD 氏双方が同旨の供述をしている。

e. メンテナンス営業部における本件不正資格取得の経緯・関与者等

2015年から2016年までの間において、メンテナンス営業部では、同部所属の1名（メンテナンス営業部E氏）が、本件不正資格取得を行っているが、かかる本件不正資格取得は、2016年5月23日開催の第143回JSDA講習会において行われたものである。下記(3)ア(ウ)b.のとおり、メンテナンス営業部E氏は、メンテナンス営業部の事務職として、JSDA本社事務担当者の一人であった者であり、6月30日業連についても、G元取締役の指示を受けてメンテナンス営業部E氏がこれを実際に送付しており、同氏のJSDA講習会の受講に当たっては、自ら申込み手続を行ったものと認められる。

メンテナンス営業部E氏は、G元取締役基準メールの宛先には含まれていなかったものの、同メールが送信された直後である2015年7月7日午前9時19分に、当時の上司であったG元取締役本人から「下記の基準でメールしました。」という、あたかもLSS入社後2年半でJSDA講習会の受講を可とするG元取締役基準がLSS全体で適用されるべき基準であるかのような電子メールを当時のJSDA窓口担当者であったM氏とともに受信しており⁴⁹、メンテナンス営業部E氏もG元取締役基準を認識していたものと考えられる⁵⁰。また、メンテナンス営業部E氏は、G元取締役の部下としてJSDA講習会に係る業務連絡等を送付する立場にあったことから、メンテナンス営業部E氏においても、JSDA資格者を増加させたいという意図があったものと考えられる。

このような認識・意図に加え、メンテナンス営業部E氏がJSDA講習会を受講した際の同氏の実務経験が2年9か月であったこと、メンテナンス営業部E氏が受講したJSDA講習会は、メンテナンス営業部E氏のLSSにおける業務経歴が2年半を超えた後初めてのJSDA講習会であったこと、メンテナンス営業部E氏がJSDA講習会を受講した当時、G元取締役がメンテナンス営業部E氏の直接の上司であり、G元取締役の示したG元取締役基準を受け入れることが自然であること等を踏まえると、メンテナンス営業部E氏は、G元取締役基準メールの内容に従って、自ら本件不正資格取得を行ったものと認められる。

なお、上記本件不正資格取得の態様として、メンテナンス営業部E氏のJSDA講習会の受講申込書上においては、真実と異なる経歴が記載され

⁴⁹ M氏は、「G元取締役の基準は全く記憶にない。」旨供述している。

⁵⁰ なお、上記第1の6のとおり、メンテナンス営業部E氏に対するヒアリングは実施できていない。

ているところ、下記(3)ア(ウ)b.のメンテナンス営業部H氏の供述内容等に鑑みれば、かかる記載は、メンテナンス営業部E氏自ら記載したものである可能性が高い。

f. 情報企画部における本件不正資格取得の経緯・関与者等

2015年から2016年までの間において、情報企画部では、同部所属の1名(EEE氏)が、本件不正資格取得を行っているが、かかる本件不正資格取得は、2015年10月8日開催の第139回JSDA講習会において行われたものである。この時の情報企画部におけるJSDA講習会の受講希望者の取り纏め担当者は、当時同部の部長であったO氏である⁵¹。

O氏は、当時のLSSにおける「会社をあげて防火設備検査員資格(及びその前提としてのJSDA資格)をとる」という潮流の下、情報企画部に所属する従業員のJSDA講習会の受講を促していた。もっとも、情報企画部は、専らIT関連の業務を行う部署であり、直接的にシャッター又はドアに関する業務を扱うことがないことから、当時、O氏は、6月30日業連によりJSDA講習会の受講のために学歴に応じた一定の実務経験が必要であることは認識していたものの、かかる実務経験の具体的な内容等については、認識していなかった。

このような認識の下、O氏が情報企画部においてJSDA講習会の受講希望者を募ったところ、当時LSS入社後3年目の従業員であり、LSSにおける業務経歴が3年に達していなかったEEE氏を含む4名の従業員がJSDA講習会の受講を希望した。そこでO氏は、2015年7月7日、EEE氏のJSDA講習会の受講資格の有無について確認するため、「特にEEEさんは入社3年目です」と電子メール本文に明記した上、EEE氏を含む情報企画部の従業員4名についてJSDA講習会の受講の可否を確認する旨の電子メールをG元取締役及びメンテナンス営業部E氏に送信した⁵²。これに対し、G元取締役は、同メールを受信した3分後の同日8時57分、O氏に対し、「OKです。」と記載した電子メールを送信し、EEE氏を含む情報企画部の従業員4名について、JSDA講習会の受講を認めた⁵³。かかる電子メールに基づき、EEE氏は、同年10月8日、本件不正資格取得を行った。

なお、上記本件不正資格取得の態様として、EEE氏のJSDA講習会の受

⁵¹ O氏は、G元取締役から取り纏め担当者として指名を受けた者ではないものの、6月30日業連を受け、情報企画部長として、自主的に同部におけるJSDA講習会の受講希望者の取り纏めを行っていた。

⁵² かかる電子メールを送信する前日、EEE氏は「私は入社3年目です。3年以上ということなら問題なさそうですね。」とO氏に送信し、これに対しO氏は「了解」と返信している。

⁵³ なお、O氏は、G元取締役基準メールの宛先には含まれておらず、同メールの内容は知らなかったものと認められる。

講申込書上においては、真実と異なる経歴が記載されているところ、EEE氏は「メンテナンス営業部に行った時、事務系のメンテナンス営業部 Eさんに大卒だと足りないから、学歴を詐称しようとした気がするが、はっきり覚えていない。知らない間に詐称されていたということはないと思う。」旨供述しているものの、その詳細までは記憶していなかった。そのため、本調査では、EEE氏による本件不正資格取得について、EEE氏のJSDA講習会の受講申込書上に真実と異なる経歴が記載された経緯やその記載を行った者を明らかにすることができなかった。

また、O氏は、上記のとおり、EEE氏のJSDA講習会の受講に関わっていたものの、「メンテナンス部長であるG元取締役から個別の確認を得たことにより、EEE氏には受講資格があるものだと考えていた。」旨供述し、EEE氏の本件不正資格取得に対する認識を否定している。この点、O氏が当時情報企画部に所属しており、日頃直接的にシャッター又はドアに関する業務に関与していなかったこと、メンテナンス営業部がJSDA講習会の受講において中心的な役割を担っていたこと、及びO氏の供述と矛盾する客観的証拠及び関係者の供述を確認できていないことからすれば、O氏の供述の信用性を否定することはできない。

したがって、O氏は、EEE氏がJSDA資格を取得するために必要な実務経験を満たしていると誤解していた可能性があり、これを覆す事情は確認できなかった。

ウ 2017年から2018年までの本件不正資格取得に係る状況

(ア) 背景事情 ー法定点検制度の開始と経過措置期間ー

上記3(1)のとおり、法定点検制度は、2014年改正の経過措置により、2016年6月1日の施行から2019年5月31日までの間で特定行政庁が定める時期に定期検査を少なくとも一度実施することとされていたため、かかる経過措置期間については、各特定行政庁の指定によって定期検査の報告時期・頻度が異なることになった。

特に、法定点検の対象となる物件数が多く比較的早期に法定点検を開始した東京都においては、建築物の用途、規模又は階に応じて報告時期・頻度が別々に指定されており、2016年度は、比較的規模の大きい特定の建築物に設けられた防火設備のみが報告対象として定められ（その中には経過措置期間中毎年報告が必要なものもあれば、1回だけで足りるものもある。）、その他の所定の建築物に設けられた防火設備については、2017年度又は

2018 年度が報告時期として定められていた（いずれも経過措置期間中の報告は 1 回だけで足りる。）。そのため、東京都においては、施行初年度である 2016 年度から相当数の法定点検が実施されることになったが、翌 2017 年以降は更にその対象物件が拡大することが予想されていた。

また、東京都と同様に、法定点検の対象となる物件数が多く比較的早期に法定点検を開始した大阪府においては、2017 年度から、所定の建築物に設けられた防火設備を報告対象として定めていた（いずれも毎年報告が必要である。）。

このように法定点検の対象となる物件数が多い地域を担当する支店においては、特定行政庁の指定内容に応じてその対象物件の拡大も見越しつつ、法定点検に必要な人員体制を構築する必要があり、特に、東京都を担当する東京メンテナンス支店及び大阪府を担当する関西支店においては、他の支店に比べて、早くから必要な人員体制を構築する必要が生じていた。

（イ） 東京メンテナンス支店

a. 2017 年の本件不正資格取得の状況

（a） 背景事情 —2016 年度の法定点検の対応状況と人員不足—

2017 年において、東京支店メンテナンス営業部⁵⁴では、上記(1)イ図 4 のとおり、同部防火設備点検グループ所属の 6 名（FFF 氏、GGG 氏、HHH 氏、III 氏、JJJ 氏及び KKK 氏）、同部営業 2 課所属の 3 名（LLL 氏、MMM 氏及び NNN 氏）及び同部保守管理課所属の 1 名（OOO 氏）が、本件不正資格取得を行っているが、これら 10 名の本件不正資格取得は、同年 5 月 30 日又は同年 6 月 1 日開催の第 145 回又は第 146 回 JSDA 講習会において行われたものである。この時の各課・グループにおける JSDA 支店取り纏め担当者は、当時の防火設備点検グループ長であった X 氏（以下「X 氏」という。）、当時の営業 2 課の課長であった Q 氏及び当時の保守管理課長であった Y 氏（以下「Y 氏」という。）である。

東京都では 2014 年改正後の建築基準法の施行初年度である 2016 年度から、比較的規模の大きい特定の建築物に設けられた防火設備が法定点検対象として定められていたが、当時の東京支店メンテナンス営業部においては、同年 6 月の施行当初は法定点検の受注が少なかった

⁵⁴ 現在の東京メンテナンス支店に相当する部署である。

ため、人員体制を具体的に検討するまでには至っていなかった。しかし、2017年1月から3月までの間に法定点検の受注が集中することが徐々に明らかになってきた。そのため、2016年10月頃に、法定点検業務を担当する派遣社員の受入準備を進めたほか、株式会社LIXILリニューアルの協力業者の応援を要請し、同年12月1日に法定点検業務に特化した防火設備点検グループを新たに設置するなど、2017年1月から3月までの繁忙期に備えて法定点検に必要な体制づくりを急速に進めた⁵⁵。

しかし、結果的には、法定点検作業を実施する協力業者自体が不足し、受注物件に対して、協力業者の配置が十分にできなかった。また、協力業者が不足していたことから、防火設備検査員の資格を持たない協力業者⁵⁶と法定点検作業を行う場合が多くなり、その場合には、LSSにおいて防火設備検査員資格者を手配しなければならなかった。そのため、当時の東京支店メンテナンス営業部においては、防火設備点検グループだけでは法定点検に必要な人員を賄えなかったため、他部署に所属する防火設備検査員資格者等に応援を要請した。しかし、法定点検はその性質上夜間に対応する場合も多く、他部署から簡単に応援を得られるものではないことも影響し、防火設備検査員資格者を十分に配置することができず、2016年度は無資格者のみでの法定点検の実施が全体の58%⁵⁷を占める結果となった。

以上のような2016年度の状況を受けて、当時の東京支店メンテナンス営業部防火設備点検グループでは、協力業者、防火設備検査員資格者及び防火設備点検グループ自体の人員不足のほか、他部署から十分な応援が得られなかった状況が強く問題視されており、このことは、経営会議、支店長・工場長会議などの会議体でも、取締役、執行役員などによって協議・検討されていた。特に、翌2017年度は、経過措置の関係で対象物件が拡大することが予想されており、具体的には最低約3倍の物件数になることが試算された。また、2016年度と同様に、年度末の2018年1月から3月までの間に法定点検の受注が集中することが予想されていた。

そのため、これらの会議体では、法定点検に必要な人員体制を確保するために、協力業者、防火設備検査員資格者及び防火設備点検グル

⁵⁵ 2016年12月に派遣社員4名を受け入れて防火設備点検グループに配属したが、その後も派遣社員を増員した。

⁵⁶ なお、協力業者には、LSSが費用を一部負担して、防火設備検査員講習等を受講させていたが、2015年度及び2016年度の防火設備検査員講習に関する協力業者の合格率はいずれも低かった。

⁵⁷ 上記割合については、LSSから受領した会議体の議事録等の記載に基づいており、本調査チームが独自で調査した結果ではないことに留意する必要がある。

ープ自体の増員、本社・他部署からの応援体制の構築・強化、法定点検業務の効率化などについて協議・検討された。具体的には、上記のとおり、2016年度は無資格者のみでの法定点検の実施が全体の過半数を超えていたことから、山田元社長を含む経営陣から、法定点検の現場には必ず防火設備検査員資格者を配置するよう強い指示があった。しかし、即戦力となるような人材を直ちに市場から確保することは難しかったため、未経験者を増員してOJTで教育しつつ、防火設備検査員資格者については、支店内だけでなく本社からも応援を出すことで必要な人員を確保することが協議・検討された。

また、上記3(1)のとおり、メンテナンス事業において今後の利益を上げるためには、最初の法定点検を受注することが非常に重要であると考えられていたことから、受注物件を減らす方策は立てられず、山田元社長を含む経営陣から、予想される物件に関しては確実に法定点検を受注するよう指示があった。

このように、当時の東京支店メンテナンス営業部では、2016年度と比較して最低3倍以上の物件数になると予想される翌2017年度の法定点検を確実に受注するために、防火設備点検グループを主として、法定点検に必要な人員体制を確保することが急務となっていた。

このような状況の中で、2017年4月26日、メンテナンス営業部のJSDA本社事務担当者であるメンテナンス営業部H氏は、各支店のJSDA支店取り纏め担当者等に対して、第145回及び第146回JSDA講習会（同年5月30日及び同年6月1日開催）開催の案内を電子メールで送信し、同年5月1日までに受講希望者を報告するよう依頼した。これを受けて、同年4月26日、当時の東京支店におけるJSDA支店事務担当者のZ氏（以下「Z氏」という。）は、東京支店の各部署の部課長に対して、受講希望者がいる場合には同年5月1日までに必要書類をZ氏まで送付するよう電子メールで依頼した。

そして、同年4月26日、当時の東京支店メンテナンス営業部長のP執行役員は、上記Z氏が送信した電子メールに返信する形で、X氏、Q氏及びY氏を含む東京支店メンテナンス営業部の各課長及びグループ長並びにZ氏に対して、JSDA資格者は同年度の防火設備検査員講習の実技講習が免除されるため、JSDA資格を持っていない者がいる場合には各課長及びグループ長が責任をもって必要書類をZ氏に提出させるよう電子メールで指示した。

また、P執行役員は、上記電子メールの中で、「基本的に講習・試験を受ける基準資格としては、中卒の場合は実務経験5年以上（原文マ

マ)、高卒の場合は実務経験 3 年以上のようです。ただ、その辺は臨機応変に対応して 3 年以上の実務経験があるという事で、(原文ママ)」と記載している(以下、P 執行役員が送信した当該電子メールを「2017 年 4 月 26 日付け P 執行役員送信電子メール」という。))。

(b) 防火設備点検グループにおける本件不正資格取得の経緯・関与者等

上記(a)のとおり、2017 年において、防火設備点検グループ所属の 6 名(FFF 氏、GGG 氏、HHH 氏、III 氏、JJJ 氏及び KKK 氏)が、本件不正資格取得を行っているが、これら 6 名の本件不正資格取得は、同年 5 月 30 日又は同年 6 月 1 日開催の第 145 回又は第 146 回 JSDA 講習会において行われたものである。

防火設備点検グループにおける JSDA 支店取り纏め担当者の X 氏は、2017 年度には、自らの感覚としては 2016 年度と比較して 4 倍から 5 倍の物件数を担当しなければならず、防火設備検査員資格者が不足していると考えていたことに加えて、2016 年度の繁忙期は、昼間に事務作業を行い夜間に法定点検の現場に行くスケジュールで残業時間もかなり多くなっており、自分自身も追い込まれていた状況であった。また、X 氏は、JSDA 資格は防火設備検査員資格の前段階に過ぎなかったため、そもそも JSDA 資格の受講資格を重要視していなかったが、2017 年 4 月 26 日付け P 執行役員送信電子メールを受けて、会社としても本件不正資格取得を許容していると認識した^{58,59}。

そこで、X 氏は、上記一連の電子メールを受け、防火設備点検グループ内で防火設備検査員資格者を増やすために、同年 5 月 2 日、上記 6 名の本件実務経験不足者について、必要な実務経験を満たしていないことを認識していたにもかかわらず、防火設備点検グループに所属する派遣社員 7 名(FFF 氏、GGG 氏、HHH 氏、III 氏、JJJ 氏及び KKK 氏の合計 6 名を含む。)⁶⁰に対して、受講申込書を作成して JSDA 講習会を受講するよう電子メールで指示し、メンテナンス営業部 H 氏に対

⁵⁸ また、下記のとおり、X 氏と相談の上で、受講申込書上に記載する真実と異なる経歴を考えた当時の防火設備点検グループに所属する嘱託社員であった AA 氏(以下「AA 氏」という。)は、「東京都は防火設備点検の対象物件が多く、防火設備検査員資格者が不足していたが、LSS として法定点検の依頼を簡単に断ることができなかったこともあり本件不正資格取得をさせてしまった。」「また、6 名の本件実務経験不足者が必要な実務経験を満たしていないことは認識していたが、JSDA 資格の受講資格を遵守する意識が低かった。」旨供述している。

⁵⁹ なお、X 氏は、「自分自身が追い込まれていたという気持ちが強かったため、2017 年 4 月 26 日付け P 執行役員送信電子メールの指示に従ったわけではない。」旨供述する一方で、「P 執行役員に対して、本件実務経験不足者である派遣社員に JSDA 講習会を受講させることは報告していた。」旨供述している。

⁶⁰ その当時防火設備点検グループに所属していた派遣社員全員である。

し、当該派遣社員 7 名及び従業員 1 名の合計 8 名が受講希望者であることを電子メールで報告した（これらの電子メールの CC には P 執行役員も含まれている。）。

また、派遣社員が JSDA 講習会（及びその受講前に必要な低圧講習）を受講することについては派遣社員や派遣会社の承諾を得ることが必要であると考えたため、同日、X 氏が派遣社員本人に直接受講意思を確認したほか、総務人事統括部総務人事部長兼教育室長であり派遣会社との窓口を担当している C 氏が、当該派遣社員 7 名が所属する各派遣会社の担当者に対して上記講習の受講に関する電子メールを送信した上で、これを P 執行役員に報告した。そして、同月 10 日、C 氏は、各派遣会社から上記講習の受講に関して承諾を得られたことを P 執行役員らに電子メールで報告し、これに対して P 執行役員は、上記 7 名の JSDA 講習会の受講申込手続を進める旨電子メールで回答した。これを受けて、翌 11 日付けで上記 6 名の本件実務経験不足者の受講申込書が完成するに至った。

このような経緯により、防火設備点検グループでは、第 145 回又は第 146 回 JSDA 講習会において、6 名の本件実務経験不足者が本件不正資格取得を行うこととなった。

なお、上記本件不正資格取得の態様として、上記 6 名の本件実務経験不足者の JSDA 講習会の受講申込書上においては、真実と異なる経歴が記載されているところ、かかる記載については、X 氏と、AA 氏が相談の上で、記載内容を決定した。かかる記載内容については、X 氏又は AA 氏から、上記 6 名に伝えられて、上記 6 名によって、真実と異なる経歴が受講申込書上に記載されることとなった。

以上のことから、X 氏及び AA 氏は、上記 6 名の本件実務経験不足者について、必要な実務経験を満たしていないことを認識していたにもかかわらず、防火設備検査員資格を取得させるために、JSDA 講習会の受講申込書上に真実と異なる経歴を記載させて、本件不正資格取得をさせたと認められる⁶¹。

この点、P 執行役員は、上記 6 名が本件不正資格取得時に必要な実務経験を満たしていなかったことについて認識していたことは認めているが、「この 6 名が本件不正資格取得を行った事実は本件不正資格取得後に知った。」旨供述しており、本件不正資格取得段階での

⁶¹ なお、X 氏及び AA 氏は、「(下記(c)及び(d)の) 営業 2 課及び保守管理課での本件不正資格取得については知らなかったし、Q 氏や Y 氏と本件不正資格取得に関して話したり、相談したりしたこともない。」旨供述しており、その他の客観的証拠及び関係者の供述からも、東京支店メンテナンス営業部内の課長及びグループ長との間での本件不正資格取得に関する情報共有の事実は確認できなかった。

関与及び認識を否定している。

しかし、かかる P 執行役員の供述は、本件実務経験不足者 6 名を含む派遣社員 7 名について、P 執行役員が JSDA 講習会の受講申込手続を進める旨電子メールで回答していることなど、上記一連の電子メールでの P 執行役員の対応と明らかに矛盾するため、P 執行役員の供述を信用することはできない。なお、P 執行役員のヒアリングでは、これら一連の電子メールを示して事実関係を確認したが、「これらのメールに記憶はなく、現時点では本件不正資格取得後にその事実を認識した記憶である。」旨供述しており、本件不正資格取得段階での関与及び認識を否定している。

以上のように、X 氏及び AA 氏のほか、P 執行役員についても、上記 6 名の本件実務経験不足者について、必要な実務経験を満たしていないことを認識していたにもかかわらず、防火設備検査員資格を取得させるために、JSDA 講習会の受講申込書上に真実と異なる経歴を記載させて、本件不正資格取得をさせたと認められる⁶²（上記 6 名の本件実務経験不足者の JSDA 講習会の受講に関わっていた本社側の従業員は、上記のとおり、メンテナンス営業部 H 氏及び C 氏であるが、両氏の本件不正資格取得への関与又は認識については確認できなかった。その詳細は下記(3)参照）。

また、常務執行役員であり、当時の東京支店の支店長であった BB 氏（以下「BB 常務執行役員」という。）は、2017 年 7 月 25 日、同年 11 月頃に開催が予定されている JSDA 講習会に関して、メンテナンス営業部 E 氏から、同年 9 月 5 日までを期限として、東京支店の受講希望者の取り纏めを依頼されていた。そして、BB 常務執行役員は、上記期限の日に、メンテナンス営業部 E 氏から、改めてその当時防火設備点検グループに所属していた本件実務経験不足者である GGG 氏、HHH 氏、III 氏、JJJ 氏及び KKK 氏らが JSDA 講習会を受講するか否か電子メールで尋ねられており、遅くとも上記期限の日までには、GGG 氏ら

⁶² また、東京支店における JSDA 支店事務担当者である Z 氏は、防火設備点検グループ、営業 2 課及び保守管理課に所属する本件実務経験不足者の受講申込書を受領して、これらを纏めて、メンテナンス営業部の JSDA 本社事務担当者であるメンテナンス営業部 H 氏に手渡していた。この点について、Z 氏は、「単に受講希望者の受講申込書を纏めて、メンテナンス営業部 H 氏に手渡すだけであり書類の確認は行っていなかった。」「受講資格を満たさない者が含まれていると考えなかった。」旨供述しているところ、かかる供述と矛盾する客観的証拠及び関係者の供述は確認できていない。しかし、Z 氏は「JSDA 資格の受講資格を認識しており、社内のメンバーの入社年度はだいたい知っている。」「取り纏めた受講申込書については、顔写真と氏名はチェックする。」旨供述していることに加えて、受講資格は臨機応変に対応して 3 年以上の実務経験があるということにする旨記載された 2017 年 4 月 26 日付け P 執行役員送信電子メールを受信していることからすれば、東京支店メンテナンス営業部において、本件実務経験不足者が本件不正資格取得を行っていることを抽象的に認識していた可能性があるし、少なくとも本件不正資格取得を容易に知り得た立場にあったといえる。

の JSDA 講習会の受講状況について、何らかの確認を行ったように窺われる（当該電子メールでは、防火設備点検グループ以外に東京支店関東 BPC 所属の従業員 3 名の受講状況も尋ねられているが、当該 3 名に関して、BB 常務執行役員は、東京支店関東 BPC 所属の他の従業員 2 名に対し、確認の上で報告するよう電子メールで指示している。）。

これに対して、BB 常務執行役員は、「上記の電子メールに関して当時の記憶はなく、JSDA 講習会や防火設備検査員講習に関連する業務については P 執行役員や X 氏を信頼して彼らに任せっきりであったため、本件受講資格問題発覚まで GGG 氏らの本件不正資格取得について知らなかった。」旨供述しており、この点について、P 執行役員及び X 氏も、「BB 常務執行役員と本件不正資格取得について話したことはない。」旨供述している。そのため、上記のとおり、BB 常務執行役員は、GGG 氏らの本件不正資格取得後に、同氏らの本件不正資格取得の有無について確認する機会があったとも考えられるものの、BB 常務執行役員の供述と矛盾する客観的証拠及び関係者の供述は確認できなかった。また、その他に、BB 常務執行役員が、GGG 氏らの本件不正資格取得に関与していた、又はこれを認識していたことを窺わせる事情も確認できなかった。

(c) 営業 2 課における本件不正資格取得の経緯・関与者等

上記(a)のとおり、2017 年において、営業 2 課所属の 3 名（LLL 氏、MMM 氏及び NNN 氏）が、本件不正資格取得を行っているが、これら 3 名の本件不正資格取得は、いずれも同年 5 月 30 日開催の第 145 回 JSDA 講習会において行われたものである。

営業 2 課における JSDA 支店取り纏め担当者の Q 氏は、同年 4 月 26 日午後 4 時 59 分、P 執行役員に対して、メンテナンス営業部で管理している JSDA 資格者のリストを送付するとともに、「基本的に講習・試験を受ける基準資格としては、中卒の場合は実務経験 5 年以上（原文ママ）、高卒の場合は実務経験 3 年以上みたいです。ただ、その辺は臨機応変に対応して 3 年以上の実務経験があるという事で、通してしまえば通ってしまうみたいです。実際、自分も 1 年くらいで取得しましたからね・・・。」「ちなみに 2 課だと AAA まで持っていますね。NNN、MMM、LLL は持っていない状況です。」と電子メールで報告した（以下、Q 氏が送信した当該電子メールを「2017 年 4 月 26 日付け Q 氏送信電子メール①」という。）。

そして、P 執行役員は、上記 Q 氏の報告を受けた上で、同日午後 6 時 16 分、各課及びグループにおける JSDA 支店取り纏め担当者に対して、上記(a)の 2017 年 4 月 26 日付け P 執行役員送信電子メールを送信した。上記(a)のとおり、当該電子メールの中には「基本的に講習・試験を受ける基準資格としては、中卒の場合は実務経験 5 年以上（原文ママ）、高卒の場合は実務経験 3 年以上のようです。ただ、その辺は臨機応変に対応して 3 年以上の実務経験があるという事で、（原文ママ）」と記載されていた。

Q 氏は、上記(a)の 2017 年 4 月 26 日付け P 執行役員送信電子メールを受けて、同日午後 6 時 55 分、2017 年 4 月 26 日付け P 執行役員送信電子メールに返信する形で、営業 2 課所属の 3 名（LLL 氏、MMM 氏及び NNN 氏）に対して、JSDA 講習会を受講するよう電子メールで指示した。

また、Q 氏は、当該電子メールの中で、「本来、講習・試験資格対象者は低圧電気取扱者特別教育を受けた者で、高卒以上の実務経験 3 年以上が対象者になっております。今回は低圧電気取扱者特別教育を持っていることは絶対条件ですが、実務経験に関しては資格満たしているという年数で、受講申し込み書の受講資格に記入して作成して受講・試験を受けてください。」と記載している（当該電子メールの CC には P 執行役員も含まれている。以下、Q 氏が送信した当該電子メールを「**2017 年 4 月 26 日付け Q 氏送信電子メール②**」という。）。

このような経緯により、営業 2 課では、第 145 回 JSDA 講習会において、3 名の本件実務経験不足者が本件不正資格取得を行うこととなった。

なお、上記本件不正資格取得の態様として、上記 3 名の本件実務経験不足者の JSDA 講習会の受講申込書上においては、真実と異なる経歴が記載されているところ、上記 3 名は、Q 氏からの指示を受けて、真実と異なる経歴を受講申込書上に記載して、当該 3 名の受講申込書が完成するに至ったと認められる。

この点、Q 氏は、「実務経験に関しては資格満たしているという年数で、受講申し込み書の受講資格に記入して作成して受講・試験を受けてください。」と記載した 2017 年 4 月 26 日付け Q 氏送信電子メール②の記載内容について、「前職のある LLL 氏及び NNN 氏については前職を加味するという意味で送信した。」「前職のない新卒採用者であった MMM 氏は誤ってメールの宛先に含めてしまったと思う。」「自分自身の文章が悪かったため、上記 3 名が受講申込書上に真実と異なる

経歴を記載した上で本件不正資格取得をしてしまったことは認めるが、受講申込書上に真実と異なる経歴を記載した上で本件不正資格取得するよう指示したつもりではなかった。」旨供述している。

また、Q氏は、同日、「基本的に講習・試験を受ける基準資格としては、中卒の場合は実務経験5年以上（原文ママ）、高卒の場合は実務経験3年以上みたいです。ただ、その辺は臨機応変に対応して3年以上の実務経験があるという事で、通してしまえば通ってしまうみたいです。実際、自分も1年くらいで取得しましたからね・・・。」とP執行役員に対して2017年4月26日付けQ氏送信電子メール①を別途送信しているが、当該電子メールの記載内容は、「前職を適正に加味できるのであれば加味するという意味であった。」旨供述している。

他方で、本件実務経験不足者3名のうち、LLL氏は具体的な指示者及び指示内容について記憶していなかったが、NNN氏は「Q氏から、入社年月を実際よりも前にすれば良いと指示を受けた。」⁶³、MMM氏は「Q氏から、実際の経歴どおり大卒にすると必要な実務経験に満たないから最終学歴を高卒にして入社年月を前にするよう指示を受けた。」旨供述している。

これらの供述について、まず上記2017年4月26日付けQ氏送信電子メール①及び2017年4月26日付けQ氏送信電子メール②の記載内容を素直に読めば、低圧講習の受講は必須であるが、実務経験については、必要な実務経験を満たしていなくても、それを満たすような年数を受講申込書上に記載すればよいという意味だと解するのが合理的であるし、少なくとも2017年4月26日付けQ氏送信電子メール②については前職における実務経験年数を適正に加味するという趣旨と読解することは困難である。また、仮に前職を加味するという趣旨だとすると、受講申込書上に前職を記載すれば足りるはずだが、実際に作成された受講申込書上には前職は記載されておらずLSSの入社年月を遡らせている（1名については最終学歴を真実の大学卒業ではなく高校卒業としている。）。

このように上記本件実務経験不足者2名の供述は、上記2通のQ氏送信電子メールの記載内容や、実際の2名の受講申込書上の記載内容

⁶³ なお、本調査チームはNNN氏に二度ヒアリングを実施しているが、上記は一度目のヒアリング時の供述である。同氏は二度目のヒアリングでは、「Q氏が指示者であったか記憶がない。」旨供述している。しかし、NNN氏の一度目のヒアリング後、二度目のヒアリングまでの間に、山田元社長がNNN氏に声を掛けて本調査チームのヒアリングについて話をした事実が認められたことから、二度目のヒアリングでのNNN氏の供述については、当該事実による悪影響を受けた可能性があり、信用性が低いと言わざるを得ない。そのため、本調査チームは、このような悪影響を受ける前のNNN氏の一度目のヒアリングでの供述を採用した。

と整合しているし、上記2名が敢えて虚偽の供述をする具体的な動機も見当たらない（特に1名は既にLSSを退職しておりLSS内での自己の立場を守る必要もない。）ことからすると、これら2名の供述は信用することができ、Q氏の供述は信用することができない。

また、Q氏は、上記2通の電子メール送信後1週間以内に、MMM氏が低圧講習及びJSDA講習会を受講することに関する電子メールを複数受信しているが、かかる複数の電子メールを受信すればMMM氏がJSDA講習会を受講することに気が付くはずであるところ、同氏を誤って宛先に含めてしまったことを訂正するための対応をとった形跡が何ら見当たらない。この点からも、Q氏の供述は信用することができない。

以上のことから、Q氏は、上記3名の本件実務経験不足者について、必要な実務経験を満たしていないことを認識していたにもかかわらず、防火設備検査員資格を取得させるために、JSDA講習会の受講申込書上に真実と異なる経歴を記載させて、本件不正資格取得をさせたと認められる。

次に、P執行役員は、上記のとおり、Q氏から、営業2課ではLLL氏、MMM氏及びNNN氏がJSDA資格を有していないと2017年4月26日付けQ氏送信電子メール①で報告を受けた後、当該電子メール①の記載内容を踏まえて、2017年4月26日付けP執行役員送信電子メールを送信したと認められる。また、その直後、Q氏がLLL氏ら3名に対して2017年4月26日付けQ氏送信電子メール②を送信している（P執行役員は当該電子メールのCCに含まれている。）ところ、その当時、P執行役員は、LLL氏ら3名がJSDA講習会を受講することを認識していたと認められる。

この点、P執行役員は、一度目のヒアリングで、受講資格は臨機応変に対応して3年以上の実務経験があるということにする旨記載された2017年4月26日付けP執行役員送信電子メールの記載内容について、「当該電子メールを送信した記憶がないが、前職を加味するという意味であったと思う。」「LLL氏及びNNN氏については前職を加味してJSDA講習会を受講したと思う。」旨供述している。

しかし、P執行役員は二度目のヒアリングで、「Q氏が本調査のヒアリングにおいて、2通の2017年4月26日付けQ氏送信電子メール及び2017年4月26日付けP執行役員送信電子メールの記載内容について前職を加味するという意味であったと回答したとQ氏から報告を受けたため、その当時の記憶がなかったが同じ背景ではないかと思ひ、

Q氏と同じ回答をした。」旨供述しており、上記供述はQ氏の話の踏まえた後付けの弁解に過ぎないことが認められた⁶⁴。また、上記のとおりQ氏の供述は信用することができず、JSDA講習会の受講に際して、LLL氏及びNNN氏の前職を加味する話があったとは認められないことから、P執行役員の供述どおりの事実があったとは認められない。したがって、LLL氏及びNNN氏については前職を加味してJSDA講習会を受講したというP執行役員の供述は信用することができない。

なお、P執行役員は、「前職のない新卒採用者であったMMM氏が本件不正資格取得を行ったことについては記憶がない。」旨供述しているが、上記認定したとおり、当時、P執行役員は、LLL氏、MMM氏及びNNN氏がJSDA講習会を受講した事実を認識していたほか、MMM氏がJSDA講習会の前段階となる低圧講習を受講することに関する電子メールを受信していることから、本件不正資格取得当時、同氏の本件不正資格取得を認識していたと言わざるを得ず、この点でもP執行役員の供述は信用することができない。

以上のことから、Q氏のほか、P執行役員についても、上記3名の本件実務経験不足者について、必要な実務経験を満たしていないことを認識していたにもかかわらず、防火設備検査員資格を取得させるために、JSDA講習会の受講申込書上に真実と異なる経歴を記載させて、本件不正資格取得をさせたと認められる。

また、常務執行役員であり、当時の東京支店の支店長であったBB常務執行役員が、営業2課における上記3名の本件不正資格取得に関与していた、又はこれを認識していたことを窺わせる事情は確認できなかった。

(d) 保守管理課における本件不正資格取得の経緯・関与者等

上記(a)のとおり、2017年において、保守管理課所属の1名(000氏)が、本件不正資格取得を行っているが、かかる本件不正資格取得は、同年5月30日開催の第145回JSDA講習会において行われたものである。

保守管理課におけるJSDA支店取り纏め担当者のY氏は、上記(a)の2017年4月26日付けP執行役員送信電子メールを受けて、翌27日、

⁶⁴ なお、上記イ(イ)a.のとおり、P執行役員は、2015年7月7日にG元取締役基準メールを直接G元取締役から受信しているものの、「このメールを見た記憶はない。」旨供述しており、上記2通の2017年4月26日付けQ氏送信電子メール及び2017年4月26日付けP執行役員送信電子メールの記載内容がG元取締役基準メールから影響を受けたものであるか否かは明らかにならなかった。

保守管理課所属の従業員 1 名（000 氏）に対して、JSDA 講習会の受講申込書を記入するよう電子メールで指示した。

000 氏は、「JSDA 講習会の受講に関して Y 氏に相談したところ、Y 氏から、000 氏は前職で業務用厨房の設計の仕事を行っていたため、それを実務経験年数に含めることを提案された。」旨供述している。また、000 氏は、「上記提案を受けて、前職を実務経験に含めてよいと考えたが、シャッターとはそれほど関係のない業務だったので、前職をそのまま受講申込書上に記載することに抵抗があり、2017 年から担当していた保守点検工事を 2014 年から担当していたかのようにごまかして受講申込書を作成して JSDA 講習会を受講した。」旨供述している。

このような経緯により、保守管理課では、第 145 回 JSDA 講習会において、1 名の本件実務経験不足者が本件不正資格取得を行うこととなった。

なお、上記本件不正資格取得の態様として、000 氏の JSDA 講習会の受講申込書上においては、真実と異なる経歴が記載されているところ、同氏は「2017 年から担当していた保守点検工事を 2014 年から担当していたかのようにごまかしたのが上司の指示だったのか、自己の判断だったのか記憶がない。」旨供述しており、その詳細は明らかにならなかった。

この点、Y 氏は、上記のとおり、000 氏に対し JSDA 講習会の受講申込書を記入するよう電子メールで指示しているが、「000 氏から JSDA 講習会の受講に関する相談を受けた記憶はないが、JSDA 資格には実務経験が必要であるという程度のことは認識しており、000 氏の JSDA 講習会受講当時から前職も実務経験として広く算入してよいと考えていたため、仮に上記相談を受けたのであれば、前職を算入してもよいと答えた可能性がある。」、「000 氏の受講申込書は見たことがなく、同氏が受講申込書上に真実と異なる経歴を記載することを認識していたかについては記憶がない。」旨供述しているが、かかる供述と矛盾する客観的証拠及び関係者の供述は確認できなかった。

以上のことから、Y 氏の供述の信用性を否定することはできず、Y 氏は、000 氏が JSDA 資格を取得するために必要な実務経験を満たしていると誤解していた可能性があり、これを覆す事情は確認できなかった。

次に、P 執行役員は、「000 氏の JSDA 講習会の受講に関して、Y 氏から相談を受けて、000 氏の前職は B 社であり、B 社は建材屋というイメージがあったため実務経験に含めてよいのではないかと回答し

た。」「結果としてシャッター又はドアに関する実務経験とは関係のない同氏の前職を実務経験に含められると考えてしまったことは、今思えばミスであった。」旨供述している。かかる供述から、P 執行役員は、000 氏が JSDA 講習会を受講したこと自体の認識は認めていると考えられ、これは電子メール等の客観的証拠とも整合する。他方で、P 執行役員は、000 氏は前職を含めれば実務経験を満たすと考えていたとして、本件不正資格取得への関与及び認識については否定している。

この点について、Y 氏は、「P 執行役員に対して 000 氏の実務経験について相談したかどうか記憶がない。」旨供述している。

しかし P 執行役員は上記(c)のとおり、営業 2 課の LLL 氏及び NNN 氏について、前職を加味するか否かについて記憶がないことを前提に後付けの弁解であることを自ら認めている一方で、「Y 氏からの相談及び同氏への回答については明確に記憶している。」旨供述している。また、Y 氏から相談を受けて 000 氏の前職を実務経験に含めてよいのではないかと回答した旨の P 執行役員の供述は、000 氏が Y 氏から前職を算入するよう提案があった旨の 000 氏の供述ともその内容が整合していることから、かかる Y 氏の提案は P 執行役員に相談した結果を踏まえたものである可能性がある。さらに、P 執行役員の供述と矛盾するその他の客観的証拠及び関係者の供述も確認できていない。

したがって、P 執行役員の供述の信用性を否定することはできず、P 執行役員は、000 氏が JSDA 資格を取得するために必要な実務経験を満たしていると誤解していた可能性があり、これを覆す事情は確認できなかった。

また、常務執行役員であり、当時の東京支店の支店長であった BB 常務執行役員が、保守管理課における本件不正資格取得に関与していた、又はこれを認識していたことを窺わせる事情は確認できなかった。

b. 2018 年の本件不正資格取得の状況

(a) 背景事情 —2017 年度の法定点検の対応状況と人員不足—

2018 年において、東京メンテナンス支店では、上記(1)イ図 4 のとおり、同支店工務部防火設備点検課⁶⁵所属の 13 名（従業員 5 名及び派遣社員 8 名）並びに同支店立川営業所所属の 1 名（PPP 氏）が、本件

⁶⁵ 東京メンテナンス支店防火設備点検グループは 2018 年 4 月に東京メンテナンス支店工務部防火設備点検課になった。

不正資格取得を行っているが、これら 14 名の本件不正資格取得は、いずれも同年 5 月 24 日開催の第 149 回 JSDA 講習会において行われたものである。この時の防火設備点検課における JSDA 支店取り纏め担当者は、2017 年と同様に、同課の課長であった X 氏である。また、立川営業所における JSDA 支店取り纏め担当者は、同営業所の所長である CC 氏（以下「CC 氏」という。）である。

当時の東京メンテナンス支店防火設備点検グループにおいては、2017 年度の法定点検に備えて、中途採用者 5 名及び派遣社員約 10 名増員した。しかし、上記 a. (a) のとおり、即戦力となるような人材を直ちに市場から確保することは難しかったため、未経験者を増員して OJT で教育しつつ、防火設備検査員資格者については、支店内だけでなく本社からも応援を出すことで必要な人員を確保することとした。そこで、防火設備検査員資格者が不足しており本社からの応援が必要な場合には、X 氏が、執行役員であり、かつ東京メンテナンス支店の支店長である P 執行役員に報告し、P 執行役員から本社側の取締役常務執行役員であり、かつ技術統括部長である A 取締役に応援要請をして、防火設備検査員資格者を配置することとなった。そのため、2017 年度は、2016 年度とは異なり、法定点検の現場に防火設備検査員資格者を配置することができたが、その中には 2017 年に防火設備検査員資格者となった本件実務経験不足者も、防火設備検査員資格者として法定点検の現場に配置されていた。

また、法定点検はその性質上夜間に対応する場合も多いため、本社に応援要請するための段取りや調整に必要以上に時間と労力を要していたことに加えて、普段点検業務を担当していない本社側の従業員だと作業が不慣れであることも問題点として挙げられていた。

特に、2018 年度にも同様の対象物件数が予想されることや、2019 年度からは経過措置期間が終了して対象物件数がさらに増加することが予想されることを踏まえると、法定点検に必要な人員体制を十分に確保できた状況とは言えなかった。

このような状況の中で、2018 年 3 月 15 日、メンテナンス営業部の JSDA 本社事務担当者であるメンテナンス営業部 H 氏は、各支店の JSDA 支店取り纏め担当者等に対して、第 149 回 JSDA 講習会（同年 5 月 24 日開催）開催の案内を電子メールで送信し、同年 4 月 2 日までに受講希望者を報告するよう依頼した。

(b) 防火設備点検課における本件不正資格取得の経緯・関与者等

上記(a)のとおり、2018年において、工務部防火設備点検課所属の13名（従業員5名及び派遣社員8名）が、本件不正資格取得を行っているが、これら13名の本件不正資格取得は、いずれも同年5月24日開催の第149回JSDA講習会において行われたものである。

上記(a)のとおり、2017年度は、2016年度と異なり、本社からの応援を要請して法定点検の現場に防火設備検査員資格者を配置することができた。そして、2018年度については、2017年度と同様のペースで法定点検を実施することになることが予想されていた。しかし、X氏としては、実際には、夜間の点検が多いこともあり、本社に応援要請するための段取りを組むのが非常に大変であったことから、2017年度と同様に本社からの応援で今後も対応するのは非現実的だと考えていた。そのため、X氏は、2017年の防火設備点検グループでの本件不正資格取得と同様に、防火設備点検課内で更に防火設備検査員資格者を増やしたいと考えていた⁶⁶。また、X氏のJSDA資格に対する考え方については、2017年と変わらず、JSDA資格は防火設備検査員資格の前段階に過ぎなかったため、JSDA資格の受講資格を重要視していなかった。

そこで、X氏は、上記(a)のメンテナンス営業部H氏からのJSDA講習会の受講案内の電子メールを受け、2017年と同様に、防火設備点検課内で防火設備検査員資格者をさらに増やすために、上記防火設備点検課に所属する従業員5名及び派遣社員8名の合計13名⁶⁷の本件実務経験不足者について、必要な実務経験を満たしていないことを認識していたにもかかわらず、当該13名に対して、受講申込書を作成して

⁶⁶ また、2017年と同様に、X氏と相談の上で、受講申込書上に記載する真実と異なる経歴を考えたAA氏は、「本社に応援要請しても本社側にもそれぞれ本来の業務があるので応援を頼むのが難しかった。」「応援を要請しても人が足りない場合があり、その場合には結局X氏や別の協力業者が担当してその場を凌いでいたので、13名の本件実務経験不足者が必要な実務経験を満たしていないことは認識していたが、防火設備点検課内で防火設備検査員資格者を増やして対応したいという考えがあった。」旨供述している。

⁶⁷ 上記従業員5名はいずれも、2017年度以降の法定点検に備えて中途採用された者である。また、その当時防火設備点検課管理チームに所属していた派遣社員は14名であったが、その内訳は、2018年に本件不正資格取得を行った派遣社員8名、2017年に本件不正資格取得を行った派遣社員3名、JSDA資格者の派遣社員1名、当時20歳の派遣社員1名、及び法定点検業務の事務担当として受け入れた派遣社員1名である。X氏は、「当時20歳の派遣社員はその年齢からして、中卒6年又は高卒以上3年というJSDA資格の取得に必要な実務経験を満たすような、真実と異なる経歴を受講申込書上に記載することができないのでJSDA講習会を受講させなかった。」「法定点検業務の事務員は現場に行くことがなく、JSDA講習会を受講する意味がなく受講させなかった。」旨供述している。このように、2017年についてもその当時防火設備点検グループ所属の派遣社員全員が本件不正資格取得を行っていたが、2018年においても、防火設備点検課管理チームでは現場で法定点検業務を担当する派遣社員全員に本件不正資格取得をさせて、防火設備検査員資格を取得させようとしていた。

JSDA 講習会を受講するよう指示した。

また、2017 年と同様に、派遣社員が JSDA 講習会（及びその受講前に必要な低圧講習）を受講することについては派遣社員や派遣会社の承諾を得ることが必要であると考えたため、その過程で、メンテナンス営業部 H 氏は、総務人事統括部総務人事部長兼教育室長である C 氏に対して、東京メンテナンス支店工務部防火設備点検課に所属する本件実務経験不足者である派遣社員 8 名及び関西支店施工管理課防火設備点検チームに所属する本件実務経験不足者である派遣社員 2 名について JSDA 講習会を受講する意思の確認を行った旨を電子メールで報告した。

このような経緯により、防火設備点検課では、第 149 回 JSDA 講習会において、13 名の本件実務経験不足者が本件不正資格取得を行うこととなった。

なお、上記本件不正資格取得の態様として、上記 13 名の本件実務経験不足者の JSDA 講習会の受講申込書上においては、真実と異なる経歴が記載されているところ、かかる記載については、上記 a. (b) の 2017 年の防火設備点検グループにおける本件不正資格取得と同様に、X 氏と AA 氏が相談の上で、記載内容を決定した。かかる記載内容については、X 氏又は AA 氏から、上記 13 名に伝えられて、上記 13 名によって、真実と異なる経歴が受講申込書上に記載されることとなった。

以上のことから、X 氏及び AA 氏は、上記 13 名の本件実務経験不足者について、必要な実務経験を満たしていないことを認識していたにもかかわらず、防火設備検査員資格を取得させるために、JSDA 講習会の受講申込書上に真実と異なる経歴を記載させて、本件不正資格取得をさせたと認められる。

この点、P 執行役員は、上記 13 名が本件不正資格取得時に必要な実務経験を満たしていなかったことについて認識していたことは認めているが、「この 13 名が JSDA 講習会の受講を申し込んだことは知らなかった。」旨供述しており、本件不正資格取得段階での関与又は認識を否定している。

しかし、P 執行役員は、2018 年 4 月 24 日、当時の防火設備点検課の課長であった X 氏及び立川営業所の所長である CC 氏を含む東京メンテナンス支店内の部長、課長等に対して、防火設備検査員講習の受講に当たり、各部課内の防火設備検査員資格についての無資格者をリストアップするよう電子メールで指示した。これを受けて、X 氏は、同年 5 月 7 日、P 執行役員に対して、防火設備点検課の受講希望者が

16名（上記本件実務経験不足者13名を含む。）であることを電子メールで報告した。また、P執行役員は、同月14日、X氏に対して、防火設備検査員講習の申込みが始まったため、受講する従業員の申込みをフォローすること、派遣社員については派遣会社と協議の上での申込みとなるため、案内があるまで待つことを電子メールで指示した。

このように、上記一連の電子メールでのP執行役員の対応や、その他の客観的証拠及び関係者の供述からすると、P執行役員は、本件実務経験不足者13名に対して防火設備検査員講習を受講させようとしていることは明らかであるため、当該13名がその前段階となるJSDA講習会を受講することについても当然認識していたと認められる。

したがって、P執行役員は、少なくとも、JSDA講習会開催日（同年5月24日）以前に、本件実務経験不足者13名が、必要な実務経験を満たしていないにもかかわらず、真実と異なる経歴が記載された受講申込書をJSDAに提出して本件不正資格取得を行うことを認識していたことが認められる（上記13名の本件実務経験不足者の全員又は一部について、JSDA講習会の受講に関わっていた本社側の従業員は、上記のとおり、メンテナンス営業部H氏及びC氏であるが、両氏の本件不正資格取得への関与又は認識については確認できなかった。その詳細は下記(3)参照）。

(c) 立川営業所における本件不正資格取得の経緯・関与者等

上記(a)のとおり、2018年において、立川営業所所属の1名（PPP氏）が、本件不正資格取得を行っているが、かかる本件不正資格取得は、同年5月24日開催の第149回JSDA講習会において行われたものである。

立川営業所におけるJSDA支店取り纏め担当者のCC氏は、上記(b)の同年4月24日付けのP執行役員からの電子メールにて無資格者をリストアップする旨の指示を受けて、立川営業所所属の1名（PPP氏）に対して、JSDA講習会を受講するよう指示したことが認められる。

そして、PPP氏は、CC氏から上記指示を受けて、防火設備検査員資格者を増やすという会社の方針に従ってJSDA資格を取得しようと考えていた。また、PPP氏は、立川営業所では東京メンテナンス支店工務部防火設備点検課のように法定点検に必要な人員や防火設備検査員資格者が不足している状況ではなかったが、立川営業所においてメンテナンス事業を担当する従業員3名ともが防火設備検査員資格者で

ないと仕事が回らないような気がしており、現場によっては資格を有していない協力業者もいたので、自分が資格を持っていれば便利であるとも考えていた。

他方で、PPP 氏は、前職は業務用厨房に関する仕事でありシャッター又はドアに関する業務とは異なるため、JSDA 資格の取得に必要な実務経験は足りていないが、JSDA 資格は民間資格であり必要な実務経験を満たしていなくてもあまり問題ないと認識していた。

このような経緯により、立川営業所では、第 149 回 JSDA 講習会において、1 名の本件実務経験不足者が本件不正資格取得を行うこととなった。

なお、上記本件不正資格取得の態様として、PPP 氏の JSDA 講習会の受講申込書上においては、真実と異なる経歴が記載されているところ、同氏は、「記憶は曖昧だが CC 氏と前職の話をしたと思うが、自分の判断で業務経歴を記載した。」旨供述しており、かかる記載は、PPP 氏が自ら記載したものと認められる。

この点、CC 氏は、「PPP 氏から JSDA 講習会の受講に関して相談を受けた際に、同氏の前職が業務用厨房に関する仕事であったため、実務経験は足りていると思い、前職を入れればよいと回答してしまったと思う。」旨供述しているが、かかる供述と矛盾する客観的証拠及び関係者の供述は確認できなかった。

以上のことから、CC 氏の供述の信用性を否定することはできず、CC 氏は、PPP 氏が JSDA 資格を取得するために必要な実務経験を満たしていると誤解していた可能性があり、これを覆す事情は確認できなかった。

次に、P 執行役員は、上記のとおり、CC 氏に対して立川営業所における防火設備検査員講習の受講希望者を報告するよう電子メールで指示していたところ、2018 年 5 月 7 日、CC 氏から、PPP 氏が防火設備検査員講習の受講希望者であることを電子メールで報告を受けた。

しかし、CC 氏は、「PPP 氏の JSDA 講習会の受講に関して誰かに相談をしたことはない。」旨供述しており、P 執行役員も「CC 氏から相談を受けたことはない。」旨供述しているため、P 執行役員と CC 氏が PPP 氏の JSDA 講習会の受講に関して協議した事実は確認できていない。それに加えて、P 執行役員は、「具体的な記憶はないが、その当時東京メンテナンス支店の支店長として防火設備検査員講習の受講希望者のリストの取り纏めを行っていたものの、誰が受講希望者であるか個別に確認していたわけではないため、そもそも PPP 氏が JSDA 講習会

及び防火設備検査員講習を受講することをその当時認識していたか否かは分からない。」旨供述しているところ、かかる供述と矛盾する客観的証拠及び関係者の供述は確認できなかった。また、その他に、P 執行役員が、PPP 氏の本件不正資格取得に関与していた、又はこれを認識していたことを窺わせる事情も確認できなかった。

(ウ) 関西支店

a. 関西支店における本件不正資格取得の経緯・関与者等

2017 年から 2018 年までの間において、関西支店では、上記(1)イ図 4 のとおり、同支店関西 BPC 施工グループ所属の 1 名 (QQQ 氏)、同支店メンテナンス部所属の 1 名 (RRR 氏) 及び同支店施工管理課防火設備点検チーム所属の 2 名が、本件不正資格取得を行っているが、これら 4 名の本件不正資格取得のうち、前二者は 2017 年 6 月 6 日開催の第 147 回 JSDA 講習会において、後二者は 2018 年 5 月 30 日開催の第 150 回 JSDA 講習会において行われたものである。この時の関西支店における JSDA 支店取り纏め担当者は、2015 年から 2016 年までの間と同様に、関西支店メンテナンス部の部長であった N 氏である。

上記本件不正資格取得が行われた時も、N 氏は、従前と同様に、JSDA 資格は重要な資格ではなく、実務経験についても融通が利く要件であると考えていた。また、N 氏は、6 月 30 日業連によるメンテナンス営業部の指示を受け、JSDA 資格者、ひいては防火設備検査員資格者の数を、関西支店において増やす必要があると認識していた。そこで、N 氏は、上記 4 名の本件実務経験不足者について、必要な実務経験を満たしていないことを認識していたにもかかわらず⁶⁸、上記 4 名に対し JSDA 講習会の受講を促すなどしたものである。

具体的には、2017 年 6 月 6 日開催の第 147 回 JSDA 講習会における本件不正資格取得に関しては、2 名のうち 1 名については、N 氏の指示を受けた R 氏が、同講習会の受講希望者として取り纏め、同年 4 月 28 日、メンテナンス営業部のメンテナンス営業部 H 氏に伝えることで、JSDA 講習会の受講を促した。また、もう 1 名については、同年 5 月 1 日に LSS に入社したことから、上記取り纏めの際には第 147 回 JSDA 講習会の受講希望者に含まれていなかったものの、その後、N 氏が、同講習会を受講するよう指示したこと

⁶⁸ ただし、N 氏は、「前職等の内容を加味することによって、実務経験が満たされる可能性があるとは思っていた。」旨供述している。

により、同講習会の受講希望者として追加されることになった。

2018年5月30日開催の第150回JSDA講習会における本件不正資格取得に関しては、同年3月15日、N氏は、上記2名に対し、「5月にJSDA講習が有ります。」「講習参加をお願いします。実務経験3年と有りますが、その辺はごまかして明記して下さい。(早めにとった方が、防火設備検査の資格試験も有利です。)」との電子メールを送信し、JSDA講習会の受講を促した。

なお、上記行為に及ぶに際し、N氏は、G元取締役基準メールや、2015年に本件不正資格取得が行われたこと等を踏まえ、「本社は、当然、本件実務経験不足者によるJSDA講習会の受講を認めてくれるはずであり、状況を細かく本社に報告する必要はない。」などと考え、メンテナンス営業部への報告等は特段行っていない。

このような経緯により、関西支店では、第147回及び第150回JSDA講習会において、それぞれ2名の本件実務経験不足者が本件不正資格取得を行うこととなった。

なお、上記本件不正資格取得の態様として、上記4名の本件実務経験不足者のJSDA講習会の受講申込書上においては、真実と異なる経歴が記載されているところ、N氏は、「『業務経歴の欄の記載は適当だから、要件を充たすように適当に書いておいて』などと口頭で指示したように思う。」旨供述し、実際、上記2018年3月15日付けの電子メールにおいては、同様の趣旨の指示を行っている。もっとも、本件実務経験不足者自身で受講申込書上に真実と異なる経歴を記載したか否かについて、当該4名の本件実務経験不足者のうち1名は「業務経歴欄を空白にして提出するよう指示された。」旨供述しているものの、その他の3名については、明確な記憶を有していなかった⁶⁹。また、当該4名の受講申込書上で真実と異なる経歴が記載された箇所の筆跡は、受講希望者本人の筆跡ではないように見受けられた上、当該受講希望者らとは異なる同一人物の筆跡のように見受けられた。この点、下記(3)ア(ウ)b.のとおり、メンテナンス営業部では、各支店から業務経歴欄が空白の受講申込書を受領した場合、メンテナンス営業部のJSDA本社事務担当者が、JSDA資格の取得のために必要な実務経験を満たすように、空白の業務経歴欄を埋める運用が行われていたところ、当該4名の本件実務経験不足者の受講申込書上の真実と異なる経歴は、かかるメンテナンス営業部の運用に従って記載された可能性が高い。

⁶⁹ 「受講申込書の作成経緯については記憶がない。」旨供述している者もいれば、「おそらく流れ作業的に指示されて記載し、立ち止まって考える時間がなかったのではないかと思う。」旨供述している者もいた。

b. 関西支店における本件不正資格取得の認識者

上記 a. の経緯から明らかなおとおり、N 氏は、関西支店における第 147 回及び第 150 回 JSDA 講習会での本件不正資格取得を認識していた。

R 氏については、2015 年と同様に、本件不正資格取得の事実を認識するまでには至っていなかった⁷⁰。

S 執行役員については、上記イ(イ)b. (b)のおとおり、同年 11 月 5 日（第 142 回 JSDA 講習会）以降、関西（統括）支店において本件不正資格取得が行われていることを認識していた。その後の状況として、S 執行役員が、N 氏に対し、本件不正資格取得を積極的に継続するよう指示し、同指示に基づき、2017 年及び 2018 年の関西支店における本件不正資格取得が行われたとの事情は認められない。また、S 執行役員は、「2017 年から 2018 年にかけて JSDA 資格を不正に取得した 4 名について、事前に N 氏から相談を受けたことはなく、支店長として JSDA 資格の取得状況を細かく追っていたわけでもないので、不正に行われた個々の JSDA 資格の取得については、事前に把握できていなかった。」旨供述している⁷¹。

もともと、S 執行役員は、関西支店における防火設備検査員資格の取得状況を把握・管理する過程で、2017 年 6 月 21 日、N 氏から、関西支店の個々の従業員についての防火設備検査員資格の有無、JSDA 資格の有無、及び 2017 年度の防火設備検査員講習の受講予定の有無が纏められたエクセル資料を電子メールで受領しており、その際、N 氏は、S 執行役員に対し、「6 月に保守点検資格講習が有り、メンテ部 RRR、派遣 QQQ は受けさせました。（実務経験等ごまかして）」などと説明していた⁷²。さらに、S 執行役員は、2017 年度の防火設備検査員講習を受講し、防火設備検査員資格を取得しているところ、その場において本件実務経験不足者が同講習会を受講していること（つまり、当該本件実務経験不足者が、本件不正資格取得を行った上で、防火設備検査員講習を受講していること）を認識した。

このようなやり取りや認識を通じ、S 執行役員は、個々の本件不正資格取

⁷⁰ ただし、R 氏が、長く JSDA 支店事務担当者としての事務作業を行う中で、本社が何らかの適切でない調整を行っている可能性は認識しており、「本件不正資格取得が発覚した際には、『やっぱりな。』と思った。」旨供述していることは、上記注 39 のとおりである。なお、R 氏は、「実務経験 3 年と有りますが、その辺はごまかして明記して下さい。」と記載された 2018 年 3 月 15 日付けの第 150 回 JSDA 講習会に関する N 氏からの電子メールの CCに含まれているが、R 氏は、「メールは見覚えがあるが、『ごまかして』といった記載はちゃんと読んでいなかったのも、あまり記憶はなく、当時認識していなかったと思う。」旨供述している。

⁷¹ N 氏も、「関西支店における JSDA 資格の取り纏めは自分の業務であり、S 執行役員に JSDA 資格の不正取得を相談することはなかったと思う。」旨供述している。

⁷² ただし、S 執行役員は、「本メールにおける N 氏の説明については、あまり記憶に残っていない。」旨供述している。

得を事前に細かくは認識していなかったものの、関西支店において本件不正資格取得が継続して行われていることは認識していた。また、S 執行役員は、関西支店における本件不正資格取得を是正せず、また今後行われないうようにするための積極的な措置等を特段講じることはなかった。

(3) 2015 年以降の本件不正資格取得に係る本社側の関与者及び認識者

ア メンテナンス営業部

(ア) G 元取締役

G 元取締役は、2010 年 4 月 1 日から 2016 年 3 月 31 日までメンテナンス営業部長を務めており、上記(2)イ(ア)のとおり、特に 2014 年改正後は、防火設備検査員資格者増員の前提としての JSDA 講習会の受講希望者の取り纏めにおいて、中心的な役割を担った人物である。また、G 元取締役は、2010 年 3 月 1 日から 2016 年 3 月 31 日まで、LSS の取締役常務執行役員を務めていた。

上記(2)イ(ア)のとおり、G 元取締役は、6 月 30 日業連を全役職員宛に送付して、LSS の全役職員及び協力業者を対象に JSDA 講習会の受講を大募集するとともに、JSDA 支店取り纏め担当者等に対して、各支店等の JSDA 講習会の受講希望人数を取り纏めて報告するよう指示した。その上で、同じく上記(2)イ(ア)のとおり、JSDA 支店取り纏め担当者からの JSDA 講習会の受講資格に関する問い合わせに回答する目的で G 元取締役基準メールを发出し、LSS 入社後 2 年半以上経過していれば JSDA 講習会を受講できる旨の不正確な基準を提示した上、上記(2)イ(イ)f.のとおり、G 元取締役基準メールを发出する直前に、情報企画部の O 氏からの当時 3 年目の従業員であった EEE 氏の受講資格に関する問い合わせに対し、「OK です。」と電子メールで返信していた。かかる事情及び下記の検討からすれば、G 元取締役は、受講希望者が JSDA 講習会を受講するに当たり、必ずしも実務経験 3 年以上という要件を遵守する必要はないとの認識があったものと認められる。

この点、G 元取締役は、JSDA 資格について甘く考えていたことについては認めているものの、「G 元取締役基準メールにおける「2 年半」という不正確な基準については、日頃から LSS の役職員は期限にルーズなところがあるため、2 年半といっても、実際に受講希望者が申込みをしてくるまでには、受講希望者の実務経験年数が 3 年を経過しているであろうという気持ちからファジーに指示してしまったものであり、G 元取締役自身は、JSDA

講習会を受講するに当たっては、3年という実務経験の要件を満たす必要があると考えていた。」旨供述している。しかしながら、G元取締役は、6月30日業連でJSDA講習会の受講希望者の取り纏め期限を2015年7月10日に設定しているところ、実際にはほとんど全ての支店から同日までに受講希望者のリストが提出されており、本件実務経験不足者を含む受講希望者の多くが、2015年内にJSDA講習会の受講を完了した。また、取り纏めの期限であった同日以降、同年内だけでも実に5回ものJSDA講習会が開催されているところ、敢えて2015年7月10日に取り纏め期限を設定しておきながら、6月30日業連に呼応してJSDA講習会の受講を希望した者が同年内のJSDA講習会を受けないことを想定していたというのは極めて不自然である。さらに、そもそも資格試験における受験資格とは、かかる資格を満たさなければ受験ができないという性質のものであり、社内的に設定される期限とは根本的に性質が異なるものである。G元取締役自身も「仮に受講希望者が実務経験年数2年半で、すぐ申込みをしてしまったら、申込時には3年経過していないこともあり得るということは理解していた。」旨供述しており、それにもかかわらず、受講資格について「ファジーに指示をしてしまった。」とするG元取締役の供述は、不合理極まりないと言わざるを得ない。これらの事情を総合的に考慮すれば、G元取締役の供述は信用することができない。

さらに、G元取締役は、当時3年目の従業員であったEEE氏のJSDA講習会の受講を認めたことについても、「3年未満でも受講できるという考え方を持っていただけではなく、3年目の3という数字を見てOKと言ってしまったのかもしれない。」旨供述しているが、「入社3年目の従業員」が、入社後満2年以上満3年未満が経過した従業員のことを指すことは社会常識に照らして明白であり、3年目という表記をもって、実務経験が3年以上であると誤解していたという弁解はにわかには信じ難い。また、上記(2)イ(イ)f.のとおり、O氏は、「特にEEEさんは入社3年目です」と明記した上で、情報企画部でJSDA講習会の受講を希望する他の従業員の中からEEE氏の受講の可否だけを電子メール本文で確認しているところ、受講資格に何らの疑義がない従業員について敢えて受講の可否を確認する必要もないことからすれば、当該電子メールを見た時点で、EEE氏の実務経験が3年未満であることを想起する方が自然である。さらに、上記のとおり、G元取締役は、O氏から問い合わせを受け「OKです。」と返信をしたわずか約20分後にJSDA支店取り纏め担当者に対してG元取締役基準メールを送信し、「受講資格が3年未満の受講可否の問い合わせが多いです。」と記載の上、「2年半」以上であれば受講可能という見解を示しているところ、かかる見解は、

0氏への電子メールの返信において、入社3年目であったEEE氏の受講を認めたことと親和的である。これらの事情を総合的に考慮すれば、0氏との電子メールのやり取りに係るG元取締役の供述についても、これを信用することはできない。

以上より、G元取締役は、受講希望者がJSDA講習会を受講するに当たり、必ずしも実務経験3年以上という要件を遵守する必要はないとの認識があったものと認められ、かかる認識に基づき、実際に、実務経験3年未満でJSDA講習会を受講していたLSSの役職員らが存在していたことについても、少なくとも抽象的にはこれを認識していたものと認められる⁷³。

一方、本調査において、G元取締役が個別の本件不正資格取得に対する具体的な認識を有していたことを示す客観的証拠及び関係者の供述は確認されず、また、JSDA講習会の受講希望者等に対して直接的に真実と異なる経歴を受講申込書上に記載してJSDA資格を取得するように指示したことを示す客観的証拠及び関係者の供述も確認できていない。しかしながら、上記2(1)のとおり、必要な実務経験を満たしていない者がJSDA講習会の受講を申し込んだ場合、JSDA事務局から推薦会社に対し連絡が入り、その者はJSDA講習会を受講できないという運用となっているところ、G元取締役は、JSDAの運営委員会に所属していた経験があり、またメンテナンス営業部長としてLSS内のJSDA講習会の受講希望者の管理を行っていたのであるから、G元取締役においても、かかるJSDAの運用を認識していたものと認められる。そうすると、G元取締役において、実務経験3年未満でJSDA資格を受講しているLSSの役職員らが存在するとの認識があった以上、かかる役職員らが、受講申込書上に真実と異なる経歴を記載してJSDA講習会を受講していたことについて、少なくとも抽象的な認識はあったものと認められる。

G元取締役は、本来であれば、受講資格の遵守を徹底すべき立場であったにもかかわらず、上記認識の下、G元取締役基準メールを発出し「2年半」という不正確な基準をJSDA支店取り纏め担当者に普及させた上、JSDA講習会の受講希望者の経歴を確認する仕組みを整備することもなく、むしろ本件不正資格取得を助長していたのであるから、本件不正資格取得に係るG元取締役の関与は重大である。

⁷³ 本文記載の事情のほか、G元取締役は、2月26日会議について、本調査チームの一度目のヒアリングで口裏合わせの会議はなかった旨の虚偽の供述を行っており、このことも、G元取締役の供述の信用性を低下させる事情である。

(イ) DD 氏

DD 氏（以下「DD 氏」という。）は、2016 年 4 月 1 日に部長補佐としてメンテナンス営業部に配属となり、2017 年 5 月頃から 2018 年 5 月頃まで、メンテナンス営業部長を務めており、上記(ア)の G 元取締役と同様に、2014 年改正後の防火設備検査員資格者の増員対策において、重要な役割を担った人物である。また、DD 氏は、2014 年 4 月頃から 2016 年 3 月頃まで、LSS の執行役員を務めていた。

DD 氏は、本件不正資格取得への関与及び認識を否定しているところ、本調査においても DD 氏の供述と矛盾する客観的証拠及び関係者の供述は確認できなかった。もっとも、下記(ウ)b. のとおり、DD 氏がメンテナンス営業部に配属となった 2016 年 4 月 1 日以降も、メンテナンス営業部の事務職の従業員らは本件不正資格取得に関わっており、かかる従業員らの上司として、本件不正資格取得を認識する端緒が存在していたことは否定できない。しかし、この点に関しても、当該事務職の従業員らを含む複数の従業員が「DD 氏がメンテナンス営業部に配属されて以降、メンテナンス営業部において、JSDA 講習会の受講希望者に関する業務は事務職の従業員らにおいて完結しており、上司に相談することもなく、DD 氏が当該従業員らの具体的な業務内容を知ることはなかったと思う。」旨供述しており、かかる供述と矛盾する客観的証拠及び関係者の供述も確認できていない。また、その他に、DD 氏が、本件不正資格取得に関与していた、又はこれを認識していたことを窺わせる事情も確認できなかった。

(ウ) その他メンテナンス営業部の従業員

a. EE 氏及び FF 氏

EE 氏は、2012 年 5 月 1 日から 2016 年 10 月 1 日までメンテナンス営業部に所属し、同部の部長補佐の立場で、G 元取締役及び DD 氏の補佐を行っていた人物である。また、FF 氏は、EE 氏の後を引き継いで同部の部長補佐を務める人物である。

同氏らは、DD 氏と同様に、本件不正資格取得への関与及び認識を否定しているところ、本調査においても同氏らの供述と矛盾する客観的証拠及び関係者の供述は確認できなかった。同氏らの立場上、同氏らが下記 b. の同部の事務職の従業員らの上司であったことは上記(イ)の DD 氏と同様であるが、当該事務職の従業員らを含む複数の従業員が本件不正資格

取得への同氏らの関与及び認識を否定する旨の供述をしており、かかる供述と矛盾する客観的証拠及び関係者の供述も確認できていない。また、その他に、同氏らが、本件不正資格取得に関与していた、又はこれを認識していたことを窺わせる事情も確認できなかった。

b. 事務職の従業員

メンテナンス営業部の事務職の従業員は、各支店等に対して JSDA 講習会に係る業務連絡等を発信する役割を担い、JSDA 講習会に関する各支店等からの問い合わせの受付窓口となるとともに、JSDA 本社事務担当者となっていた。

2013年8月頃から2018年10月31日までメンテナンス営業部に在籍したメンテナンス営業部 E 氏は、2013年から2017年にかけて JSDA 本社事務担当者としての業務を行っており、上記(2)イ(イ)のとおり、各支店における本件不正資格取得に関与していた可能性が高く、LSS における本件不正資格取得について、重要な役割を果たしていたことが窺える。しかし、メンテナンス営業部 E 氏は2018年10月31日に LSS を退社しており、第1の6のとおり、同氏に対するヒアリングを実施できなかったことから、本調査では、同氏の本件不正資格取得に対するより具体的な関与、認識及び動機を認定することはできなかった。もっとも、メンテナンス営業部の事務職に過ぎないメンテナンス営業部 E 氏が、独自の判断で本件不正資格取得に積極的に関与していたとはにはわかには考えがたく、メンテナンス営業部 E 氏に対する何者かの何らかの指示・指導があった可能性も否定できない。2016年9月頃からメンテナンス営業部に所属しているメンテナンス営業部 H 氏は、メンテナンス営業部 E 氏とともに JSDA 本社事務担当者を務めており、第145回 JSDA 講習会（2017年5月30日開催）、第146回 JSDA 講習会（同年6月1日開催）、第147回 JSDA 講習会（同月6日開催）及び第148回 JSDA 講習会（同月7日開催）についてはメンテナンス営業部 E 氏とともに、第149回 JSDA 講習会（2018年5月24日開催）、第150回 JSDA 講習会（同月30日開催）及び第151回 JSDA 講習会（同月17日開催⁷⁴）についてはメンテナンス営業部 H 氏が一人で取り纏め業務を行っていた。メンテナンス営業部 H 氏は、JSDA 本社事務担当者として、受講申込書上の最終学歴や業務経歴等の記載内容を確認し、受講申込書上の記載からして受講資格を満たしているか、記載漏れ

⁷⁴ 第149回が東京、第150回が大阪、第151回が沖縄で開催されているが、第151回の方が前二回よりも開催日が早く設定されていた。

がないかなどの確認をしていたほか、仮に各支店等から業務経歴欄が空欄の受講申込書を受領した場合には、JSDA 資格の取得のために必要な実務経験を満たすよう、空白の業務経歴欄を埋める作業をしていた。なお、メンテナンス営業部 H 氏によれば、かかる JSDA 本社事務担当者としての業務は、全てメンテナンス営業部 E 氏から引継ぎを受けたものであるとのことであり、2017 年以前も、メンテナンス営業部 E 氏によって同様の運用がなされていた可能性がある。

メンテナンス営業部 H 氏は、受講申込書上の業務経歴欄を追記することにより、本件不正資格取得において重要な役割を果たしていたが、「受講希望者が資格を満たしていないことを知りつつ業務経歴欄を追記したわけではなく、受講申込書が提出されたということは、当然その受講希望者の実務経験は 3 年以上であると認識していた。」「いずれにしろ 3 年という実務経験の要件は満たしているのだから、真実と異なる業務経歴を記載したとしても、それは仕方がないと思っていた。」旨供述しており、本件不正資格取得に対する認識を否定している。この点、各役職員の最終学歴や業務経歴等の人事データは、総務人事統括部総務人事部が管理しており、メンテナンス営業部の従業員がこれを閲覧することはできないこと、またそれ以外にも、かかる供述と矛盾する客観的証拠及び関係者の供述を確認できていないことからすれば、かかる供述の信用性を否定することはできず、メンテナンス営業部 H 氏が本件不正資格取得を認識していたとまで認定することは困難である。

イ 総務人事統括部教育室

総務人事統括部教育室には、C 氏ほか 1 名が所属しているが、上記 4(2)ウのとおり、総務人事統括部教育室では、JSDA 資格者及び同見込者に対して、防火設備検査員講習の申込方法、低圧講習受講から防火設備検査員講習修了までの具体的なスケジュール、防火設備検査員講習の経理処理方法等を案内するほか、各年度の防火設備検査員講習の受講・合否確認リスト及び防火設備検査員資格者リストの作成・管理を行っている。特に受講・合否確認リストは、その年度によって形式が若干異なるが、所属、氏名、従業員・派遣社員・協力業者の区分などの情報が記載されていた。

また、2015 年度から 2017 年度までの防火設備検査員講習では、各支店の取り纏め担当者が、各支店内の受講希望者全員分の受講申込書を集めて、総務人事統括部教育室に所属し、当該受講申込書を取り纏める事務を担当する従業員に郵送していた。さらに、総務人事統括部教育室では、防火設備検査員

資格者証の交付申請手続に際して、各防火設備検査員講習の修了者と個別に連絡を行うこともあった。

このような業務を行う総務人事統括部教育室に所属する上記 2 名は、具体的に誰が防火設備検査員講習を受けて防火設備検査員資格者証の交付を受けているかを認識できる立場にあったため、各防火設備検査員資格者が LSS に入社して日が浅いことを認識していれば、本件実務経験不足者が本件不正資格取得を行っていることを容易に認識し得た立場にあった⁷⁵。

特に、総務人事統括部総務人事部長兼教育室長である C 氏は、上記総務人事統括部教育室での業務に加えて、総務人事統括部総務人事部長として、派遣社員の受け入れに関する派遣会社との LSS の窓口を担当していた。また、C 氏は、派遣社員の顔合わせにも参加し、受け入れた派遣社員が過去の業務経歴においてシャッター又はドアに関して必要な実務経験を満たしていないことも認識していた⁷⁶。さらに、C 氏は、2017 年以降は、LSS が受け入れた派遣社員が低圧講習、JSDA 講習会及び防火設備検査員講習を受講するに際して、当該派遣社員が所属する派遣会社の担当者に対し、各講習を受講して資格取得することに問題がないか、電子メール等で確認を求めると行っていた。したがって、C 氏は、少なくとも、2017 年及び 2018 年に受け入れた派遣社員のうち本件実務経験不足者として認定された者については、シャッター又はドアに関して必要な実務経験を満たしていないにもかかわらず、同派遣社員が JSDA 講習会を受講し JSDA 資格を取得していた事実を、当該受講段階から認識していたと認められる。

もともと、C 氏は、JSDA 資格の受講資格として実務経験が必要になることが記載された JSDA 講習会の受講の案内を、電子メールや業務連絡で受領しているものの、「LSS 入社以来、JSDA 資格とは無縁の人事畑において関心がなかったため、JSDA 資格の受講資格の一つに実務経験があることを知らなかった。」「2015 年度から防火設備検査員講習の管理を担当しているが、JSDA 資格については、JSDA 資格者又は同見込者が防火設備検査員講習を受けるといった程度の認識しかなかった。」「メンテナンス営業部が長年 JSDA 資格を管理して

⁷⁵ なお、総務人事統括部教育室に所属し、防火設備検査員講習の受講申込書を取り纏める事務を担当するなどしていた GG 氏は、「名前を見れば最近入った人だと分かる場合もあるが、そもそも JSDA 資格の受講資格の一つに実務経験があることを認識していなかったこともあり、本件不正資格取得の事実を知らなかった。」旨供述している。同氏が防火設備検査員資格取得時の実技講習等の免除要件となる JSDA 資格の取得につき、「実務経験が必要であることを認識していなかった。」旨供述していることは、防火設備検査員資格の取得等の社内説明、具体的なスケジュールの案内をするなどといった同氏の担当業務を踏まえると、不合理・不自然なものと言わざるを得ないが、本調査においては、かかる供述と矛盾する客観的証拠及び関係者の供述は確認できていない。また、その他に、同氏が、本件不正資格取得に関与していた、又はこれを認識していたことを窺わせる事情も確認できなかった。

⁷⁶ C 氏は、派遣社員の受け入れに関して、「経験者はなかなか来ないので、過去の実務経験はほとんど見ていない。」旨供述している。

いたので、JSDA 資格の内容を確認していなかった。」「それゆえに経験の浅い派遣社員が JSDA 講習会を受講することについて問題だと思わなかった。」旨供述している。

このような供述は、防火設備検査員資格の取得等の社内説明、具体的なスケジュールの案内をするなどといった C 氏の担当業務を踏まえると、不合理・不自然なものと言わざるを得ないが、本調査において、かかる供述と矛盾する客観的証拠及び関係者の供述は確認できていない。

したがって、かかる供述の信用性を否定することはできず、C 氏が、JSDA 資格の受講資格の一つとして実務経験が必要であり本件不正資格取得を認識していたとまで認定することは困難である。しかし、上記担当業務等を踏まれば、C 氏は、その業務の過程で JSDA 資格の受講資格の一つに実務経験が存在することを容易に認識できたはずであるし⁷⁷、その立場に鑑みれば、これを認識しておくことが望ましかつたはずと考えられる。また、C 氏の供述を前提としたとしても、C 氏は、JSDA 資格の取得に際し実務経験が必要になるというルールのみを知らなかったものであり、実務経験の浅い派遣社員が JSDA 講習会を受講していた事実自体は認識していたものと評価せざるを得ない。

また、取締役専務執行役員であり総務人事統括部長の K 取締役は、2017 年頃、防火設備検査員資格者を含め法定点検に必要な人員が不足していることを認識した上で、当時の東京支店メンテナンス営業部防火設備点検グループ内への派遣社員の受入れ及び中途採用者の増員についての要員充足申請書を受領し、これを可決する旨の決裁を行っていたが、結果として、その派遣社員及び中途採用者の多くが、本件実務経験不足者として、本件不正資格取得していた。しかし、K 取締役は、「派遣社員らには、ゆくゆくは防火設備検査員資格を取ってもらいたいとは思っていたが、まずは法定点検の立会業務を行わせることを想定しており、防火設備検査員資格者の不足については本社からの応援で対応することで足りていると考えていた。」「現場が無理をしないといけない状況だったのかもしれないが本件不正資格取得を行うことまでは想定していなかった。」旨供述しており、かかる供述と矛盾する客観的証拠及び関係者の供述は確認できていない。また、その他に、K 取締役が、本件不正資格取得に関与していた、又はこれを認識していたことを窺わせる事情も確認できなかった。

⁷⁷ C 氏は、JSDA 資格の受講資格の一つである低圧講習の受講が必要であることは認識していることに加えて、2018 年 3 月 15 日、メンテナンス営業部 H 氏から、JSDA 資格の受講資格が記載された第 149 回 JSDA 講習会の案内に関する電子メールの転送を受けている。転送の経緯について、C 氏は、「記憶がない。」旨供述しており、メンテナンス営業部 H 氏は、「あまり覚えていないが、総務人事部は今まで JSDA 講習会の受講者がいなかったこともあり、C 氏に対して受講希望者がいないか尋ねたところ、電子メールを転送するよう頼まれたからだと思う。」旨供述している。

ウ 取締役・執行役員への認識

(ア) 2月26日会議

2019年2月26日、山田元社長は、翌27日から本調査チームが必要と判断したLSSの取締役、執行役員等に対するヒアリングが行われるため、26日夕方に緊急で会議を実施することを決定し、ヒアリング対象となっている取締役、執行役員等全員に対して2月26日会議に出席するよう指示した⁷⁸。

2月26日会議には、本調査のヒアリング対象となっている取締役、執行役員等の一部を除く全員が参加した⁷⁹。2月26日会議の中では、本調査チームによるヒアリングでの質問内容等が共有され、事前に回答内容をすりあわせること等が行われた。具体的には、B常務執行役員が、本調査チームからどのような内容を聞かれて、それに対してどのように回答することが考えられるか説明し、山田元社長がその都度コメントしていく方式で行われていた。しかし、このような調査妨害と評価し得る異例の事態が行われているにもかかわらず、上記参加者の誰一人として会議中に異議を唱える者はいなかった。また、2月26日会議では、打合せメモと題する資料が作成されて、取締役、執行役員等の一部にこれが配付された。当該打合せメモと題する資料には、「ヒアリングの狙いは、会社ぐるみかどうか→組織的関与?、本部・支店長からの指示があったかどうか」、「経営陣・本部は関与無し」、「支店部長(原文ママ)・担当レベル・課長・G長レベルの関与ありはOK」、「本部のスタッフの関与もあったことはOK」「会社からの不正の指示は無かった」「支店単位でやっていて本部系の指示は無かった」などと記載されているところ、支店の部課長、グループ長及び担当者レベル並びにJSDA本社事務担当者の関与は認めてよいとする一方で、経営陣・支店長・本社の関与は否定する旨の回答が事前に準備されていたことが窺われる。

なお、かかる打合せメモの記載に関して、経営陣・支店長・本社の関与が本当に存在しないのであれば、2月26日会議を実施して本調査のヒアリング対象となっている取締役、執行役員等の回答内容をすりあわせる必要はなかったはずである。本調査チームにおいては、上記(2)で認定したとおり、2月26日会議の参加者の一部について、本件不正資格取得への関与又

⁷⁸ なお、山田元社長は、株式会社LIXILリニューアルで発覚した不適切な取引行為の調査のために設置された特別調査委員会がアンケート調査を実施するため、同日夕方に、当該アンケートに関する緊急会議を実施することも併せ決定して、取締役、執行役員、各支店長等に対して当該会議に参加するよう指示した。したがって、山田元社長が招集した緊急会議は二部制となっており、第一部が株式会社LIXILリニューアルにおける特別調査委員会のアンケート調査に関する会議、第二部が2月26日会議であった。

⁷⁹ 現在関西支店に所属するG元取締役及びS執行役員はテレビ会議で参加した。

は認識を認定したものの、このような調査妨害と評価し得る異例の事態を受け、その他の取締役、執行役員及び支店長の本件不正資格取得への関与又は認識についても疑わざるを得なかった⁸⁰。

本調査チームは、上記第1の6のとおり、2月26日会議の本調査への悪影響を最小限とすべく、2019年3月4日以降のヒアリングにおいては、2月26日会議の不適切さを説明し真実を供述することの重要性を伝えるなどした上で、主として2月26日会議の参加者を中心に、ヒアリングを実施（一部の者については再実施）したが、2月26日会議の悪影響が完全に排除されたという保証はなく、その供述の信用性には一定の留保を付けざるを得ない。また、上記ヒアリングの中では、2月26日会議前にも、山田元社長が一部のヒアリング対象者から本調査のヒアリング内容について報告を受けていたこと、また、その他にも、本調査のヒアリング内容について、役員の間で情報共有が行われていたこと（及びその可能性）も複数確認された。本調査チームとしては、このような事実や可能性を確認した都度できる限り本調査への悪影響を最小限とすべく、上記の点を伝えるなどした上で2月26日会議の参加者に限らず広くヒアリングの再実施を行うなどしたが、2月26日会議の悪影響と同様に、上記報告や情報共有の悪影響が完全に排除されたという保証はなく、その供述の信用性についても一定の留保を付けざるを得ない。

(イ) 各取締役・執行役員の認識

2月26日会議を首謀した山田元社長は、東京メンテナンス支店において防火設備検査員資格者が不足している状況等について、様々な会議体において報告を受けていた。これに対して、山田元社長は、予想される物件に関しては確実に法定点検を受注するよう強く指示する一方で、例えば、2016年11月21日に開催された経営会議においては、派遣社員に対する派遣社員研修の時に法制化に関する資格取得を促すよう指示していた。そして、実際にも、2016年12月以降に当時の東京支店メンテナンス営業部防火設備点検グループ等に所属した派遣社員の多数が本件実務経験不足者として本件不正資格取得を行っていたことが認められた。この点について、山田元社長は、「派遣社員についても資格を取れる場合には資格取得するよう指示

⁸⁰ なお、2月26日会議を開催した理由について、山田元社長は、「ヒアリング対象となっている取締役、執行役員等が事実ではなく推測で話をしてしまうことを懸念していた。」「組織的な関与とは、取締役、執行役員及び支店長クラスが関与していることと認識しているところ、組織的な関与はないと確信しているが、仮に経営陣・本社の関与があると認定されてしまうと、LIXIL から三和ホールディングス株式会社に對する、LSSの株式譲渡の実行にも悪影響を与えてしまうのではないかと懸念した。」旨供述している。

したに過ぎず、不正をしてまで資格取得するよう指示したつもりはない。」「法定点検の現場には必ず防火設備検査員資格者を配置するよう強く指示したが、防火設備検査員資格者の数については本社から応援を出せば足りていたとの認識であり、不正に資格取得をしなければ回らない状況ではなかった。」旨供述しているところ、かかる供述と矛盾する客観的証拠及び関係者の供述は確認できていない。また、その他に、山田元社長が、本件不正資格取得に関与していた、又はこれを認識していたことを窺わせる事情も確認できなかった。

A取締役は、東京メンテナンス支店において防火設備検査員資格者が不足している状況等について、様々な会議体において報告を受けていたことに加えて、上記(2)ウ(イ)b.(a)のとおり、東京メンテナンス支店において防火設備検査員資格者が不足しており本社からの応援が必要な場合には、P執行役員からの応援要請を受けて、防火設備検査員資格者を配置していたが、本件不正資格取得に関与していた、又はこれを認識していたことを窺わせる事情は確認できなかった。

B常務執行役員は、2015年度及び2016年度の防火設備検査員講習に関して、LSS等の受講者の合格率が低かったことから、2017年頃から、協力業者が防火設備検査員講習を受講する際のLSS側での費用負担や、同講習に関する社内での受講前講習会の開催等についての取り纏めを担当することになった。B常務執行役員は、その担当業務との関係で、東京メンテナンス支店に所属する本件実務経験不足者である派遣社員及び中途採用者が含まれている防火設備検査員講習の受講者リストや上記受講前講習会の受講者リストを管理していたところ、2018年8月29日、総務人事統括部教育室の従業員から上記受講前講習会の受講者リストを電子メールで受領し、当該リストを見て入社して間もない経験の浅い派遣社員⁸¹も防火設備検査員講習を受講していることを認識した。しかし、B常務執行役員は、「本件受講資格問題が発覚するまで、JSDA資格の受講資格の存在を知らなかったので、派遣社員が防火設備検査員講習を受講することが問題だとは思わなかった。」旨供述しているところ、かかる供述と矛盾する客観的証拠及び関係者の供述は確認できていない。また、その他に、B常務執行役員が、本件不正資格取得に関与していた、又はこれを認識していたことを窺わせる事情も確認できなかった。

上記のほか、元代表取締役社長であるF氏、常務執行役員であり、かつ

⁸¹ B常務執行役員は、「派遣社員とは全く面識がないので、誰が誰だか分からないし、彼らの入社時期も分からない。」旨供述している一方で、「派遣社員の受入に当たっては実務経験を考慮していない。」「派遣社員を受け入れたのは法定点検に備えるためなので、2016年前半くらいからではないかと思う。」旨供述している。

メンテナンス営業部を管掌する営業本部本部長である III 氏、常務執行役員であり、かつ経営管理統括部長である II 氏その他の取締役及び執行役員についても、本件不正資格取得に関与していた、又はこれを認識していたことを窺わせる事情は確認できなかった。

エ 組織性の有無の検討

(ア) 組織性の有無を検討する上で前提となる LSS 経営陣の指示等

上記(2)イ(イ)b.、(2)ウ(イ)b.、ア(ア)及びウ(イ)で認定したとおり、本調査においては、当時の取締役及び執行役員兼支店長の一部について、本件不正資格取得への関与又は認識を認定する一方、多くの取締役及び執行役員については、本件不正資格取得への関与又は認識を認定するまでには至らなかった。しかし、このことは、そういった認定を行わなかった LSS の取締役及び執行役員について、LSS における本件不正資格取得の発生に関し、何らの問題がなかったことを決して意味するものではない。

LSS の多くの取締役及び執行役員は、2014 年改正によって JSDA 資格が防火設備検査員資格と結びつく以前、LSS の役職員が JSDA 資格の価値を軽視しており、本件不正資格取得を行うことに対する規範的なハードルが高くなかった状況等を、十分に認識し又は認識し得た。そうであれば、2014 年改正によって JSDA 資格が防火設備検査員資格と結びついた際に、LSS の取締役及び執行役員に求められた対応は、JSDA 資格がもはや民間の資格ではなく防火設備検査員資格という国家資格と結びついた価値の高い資格であること、JSDA 資格の価値を従前のように軽視することは許されないこと、各従業員が必要な実務経験を満たした上で JSDA 資格及び防火設備検査員資格を取得しなければならないことなどを、LSS の役職員の意識に植え付けて全社的に浸透させることであったと考えられる。

しかしながら、法定点検制度開始前後の LSS の経営会議資料等において、LSS の取締役及び執行役員が、そういった JSDA 資格に対する意識改革の必要性・重要性を議論していた様子は一切窺えない。むしろ、LSS の取締役及び執行役員は、法定点検市場においてシェアを拡大することの重要性や、その手段の一つとして LSS において防火設備検査員資格者の確保が急務であること等を掲げ、各支店に対して、JSDA 資格者、ひいては防火設備検査員資格者の増員を命じていた。上記(2)イ(ア)の 6 月 30 日業連及び 2015 年 6 月 30 日付けで、G 元取締役から、JSDA 支店取り纏め担当者である各支店のメンテナンス部課長に対して送信された電子メールでの指示は、その

ような LSS における状況を、端的に示しているといえる。さらに、法定点検制度が開始した 2016 年 6 月以降の LSS の取締役及び執行役員は、2016 年度及び 2017 年度のメンテナンス事業の全社的な利益貢献もあり、法定点検制度を利益の大きな源泉の一つと捉え、各支店に対し、法定点検のさらなる受注の拡大を求めていった。

したがって、本調査において認定したとおり、LSS の各支店等においては本件不正資格取得が行われていたわけであるが、2015 年 7 月以降のものに関しては、JSDA 資格の価値が軽視されていた状況において、そういった意識の改革をすることなく、LSS の取締役及び執行役員が、法定点検市場における事業の成功を目的に、各支店に対し JSDA 資格者及び防火設備検査員資格者の増員を命じ、また、各支店の現状を十分に顧みることなく法定点検のさらなる受注拡大を求めたことの、いわば当然の結果なのであって、その責任を各支店及びその担当者だけに負わせることは決して許されるものではない。

この意味においても、山田元社長をはじめとする LSS の取締役及び執行役員が、2 月 26 日会議において、「ヒアリングの狙いは、会社ぐるみかどうか→組織的関与？、本部・支店長からの指示があったかどうか」、「経営陣・本部は関与無し」、「支店部長（原文ママ）・担当レベル・課長・G 長レベルの関与ありは OK」、「会社からの不正の指示は無かった」、「支店単位でやっていた本部系の指示は無かった」などとして、経営陣・支店長・本社の関与を否定し支店の部課長以下に責任を負わせるような方針を議論していたことは、厳しく糾弾されなければならない。

(イ) 組織性の有無の認定

上記(ア)を前提に、本件受講資格問題における LSS による組織性の有無について、本調査チームは、以下のとおり認定する。

本調査においては、①本件受講資格問題を山田元社長らが認識した直後である 2018 年 9 月 21 日に、電子メールにて本件受講資格問題が組織的な不正取得だった場合の外的リスクを記載した書面が山田元社長、A 取締役及び B 常務執行役員らの間で共有され、議論されていたこと、②上記の 2 月 26 日会議が存在するとともに、その他本調査でのヒアリング内容について LSS の役職員の間で複数の情報共有が行われていたことが認められた。

そのため、LSS の取締役及び執行役員の本件不正資格取得への関与も含めた組織性の有無に関する調査については困難を極め、上記(ア)のとおり、多くの取締役及び執行役員については、本件不正資格取得を具体的に指示

するといった直接的な関与又は明示的に認識しつつこれを許容したといった事情を認定するまでには至らなかった。

しかしながら、このことから、本件受講資格問題が、本社や一部支店における、支店長（執行役員兼職を含む。）、メンテナンス事業を担当する部課長、JSDA 本社事務担当者、JSDA 支店取り纏め担当者、JSDA 支店事務担当者らの独断による局所的、偶発的かつ同時多発的な不正行為であったとし、LSS においては組織性のある不正行為は全くなかったと結論づけることはできない。

LSS においては2014年改正以前から全社的にJSDA資格の価値を軽視する風潮が蔓延しており、2016年度の法定点検制度開始以前も、本件不正資格取得がしばしば行われていたことが認められる。このようなJSDA資格の価値を軽視する風潮は、2015年7月7日にG元取締役基準メールが当時のJSDA支店取り纏め担当者である各支店のメンテナンス部課長等に対して送信されたことにより、一層の拍車がかかった可能性が高いことが認められる。

そして、本調査においては、G元取締役基準メールの宛先又は転送先となった者の中には、その影響を認めない者や当時の記憶がない者が多いが、G元取締役基準メールの受信後これらの者が支店長又はJSDA支店取り纏め担当者を務める各支店において本件不正資格取得が行われ、またJSDA本社事務担当者が本件不正資格取得を自ら行っていたことは客観的な事実である。

具体的には、G元取締役基準メールが送信された以後、①東京支店（当時）又は東京メンテナンス支店では、同メールの受信者であるP執行役員が担当部長としてJSDA支店取り纏め担当者であった2016年から、同氏が東京メンテナンス支店の支店長となった以後の2018年に至るまで、②関西支店では、同メールの受信者であるN氏が担当部長としてJSDA支店取り纏め担当者であった2015年、2017年及び2018年に、③名古屋支店では、同メールの受信者であるT氏が担当課長としてJSDA支店取り纏め担当者であった2016年に、④中四国支店では、同メールの受信者であるV氏が担当課長としてJSDA支店取り纏め担当者であった2015年（G元取締役基準メールを受信した約4か月後の同年11月）に、それぞれ本件不正資格取得が行われていた。また、当時、G元取締役の直属の部下でJSDA本社事務担当者であったメンテナンス営業部E氏は、G元取締役基準メールを受け取った後の2016年に、自らの社歴が2年半を超えた後に初めて行われたJSDA講習会を受講し本件不正資格取得を行っていた。

特に、2016年度から開始された法定点検の受注開始後、LSSの取締役及び執行役員は、法定点検の受注を通じたメンテナンス事業の拡大に過度の期待を寄せるようになり、2016年度はメンテナンス事業の利益貢献もあつ

たことから、翌 2017 年度以降は各支店メンテナンス事業担当部署に対する受注拡大に向けたプレッシャーをさらに強めていった。このような経営環境の下で、業務量の増加に応じた十分な数の防火設備検査員資格者を確保できなくなった東京メンテナンス支店や関西支店において、2017 年から 2018 年にかけて本件不正資格取得が行われたことは、いわば当然の帰結であると考えられる。

こうした中、2015 年当時、執行役員であり、かつ関西統括支店の支店長であった S 執行役員は、2015 年に関西統括支店において本件不正資格取得が行われたことを事後的に認識し、その後も本件不正資格取得が継続していたことを認識していたものの、これを黙認し、今後本件不正資格取得が行われないようにするための積極的な措置等を講じなかった。また、2017 年当時、東京支店メンテナンス部の部長であった P 執行役員は本件実務経験不足者の存在を認識しつつ、これらの者に本件不正資格取得を行わせ、執行役員兼東京メンテナンス支店の支店長となった後の 2018 年においては、少なくとも本件不正資格取得が行われることを認識しつつ、これを黙認し、本件不正資格取得を回避するための適切な対応等をとらなかった。

以上の状況に鑑みれば、遅くとも 2015 年 7 月以降の本件不正資格取得については、LSS の組織性が全くなかったということとはできない。

むしろ、LSS においては全社的に JSDA 資格の価値を軽視する風潮が蔓延していた中で、LSS の経営陣による無計画な JSDA 資格者・防火設備検査員資格者の増員指示や、現場の現状を十分に顧みず、これに伴うリスクも考慮しない業績目標の設定とその達成を求める指示がなされ、また、一部の執行役員による本件不正資格取得の指示又はそれを黙認し何らの対応もとらないといった行為等も認められ、これらが直接的又は間接的な原因となり、本件不正資格取得が行われたことは容易に認められる。

したがって、本調査チームは、少なくともこのような意味において、本件受講資格問題は LSS における組織性のある不正行為であったものと認定した。

第3 原因分析

1 分析の視点

上記第2のとおり、本調査においては、LSSの複数の支店で長年にわたって本件不正資格取得が行われていたことが確認された。

このように、LSSにおいて長年にわたって本件不正資格取得が行われていたことの原因及び背景としては、第一に、2014年改正前から、LSSの役職員がJSDA資格の価値を軽視していたことが指摘できる。また、その結果、LSS本社及び各支店において、従業員が必要な実務経験を満たした上でJSDA資格を取得していることをチェックするシステム・内部統制が未整備のままであったことが、本件不正資格取得が長年にわたり継続した原因の一つとなった。

そして、LSSがこのような問題を抱えていたにもかかわらず、2014年改正時など、LSSの経営陣は、そのビジネスモデルとして、法定点検の受注を通じたメンテナンス事業の拡大に対し過度な期待を抱くとともに、全社的に、JSDA資格者、ひいては防火設備検査員資格者の増員を命じた。このような経営陣のプレッシャーが、結果として、本件不正資格取得を全社的に招く原因となったことは否定できない。

さらに、法定点検制度開始以降の一部の支店においては、法定点検の実施による業務量の増加に応じて必要な防火設備検査員資格者が確保できないという状況が生じており、派遣社員等を増員した後、必要な実務経験を考慮しないまま、数か月から1年弱の実務経験でJSDA資格を取得させた上、防火設備検査員講習を受講させるといった問題が生じていた。

このように、LSSにおいて本件不正資格取得が長年にわたって行われていた根本的な原因は、LSSの役職員が古くからJSDA資格の価値を軽視していたこと、そして、これによりJSDA資格の取得手続をチェックするシステム・内部統制がLSS本社及び各支店において未整備であったことが指摘できる。そして、そのような問題が存在する中で、法定点検制度が開始し、LSSの経営陣がJSDA資格及び防火設備検査員資格の取得に対する過度なプレッシャーをかけたこと、及び一部の支店において防火設備検査員資格者不足が生じたことが、LSSにおける本件不正資格取得の発生に拍車をかけたものと分析できる。

以下では、上記分析の視点を踏まえ、LSSにおいて、本件不正資格取得が発生し継続した原因及び背景について詳述する。

2 LSSに根付いていたJSDA資格の価値の軽視

LSSの各部署において、本件不正資格取得が長年にわたって行われていたことの根

本的な原因として、LSS の経営陣、本件実務経験不足者、本件不正資格取得の関与者及び認識者などの多数の役職員が、2014 年改正前から、JSDA 資格の価値を軽視していたことが指摘できる。

すなわち、上記第 2 の 5(2)ア(ア)のとおり、2014 年改正によって JSDA 資格が防火設備検査員の資格者制度と結びつく以前、LSS において、JSDA 資格は、単なる民間団体による認定資格に過ぎず、特別な価値があるものとは捉えられていなかった。本調査において、複数の従業員から、「そもそも JSDA 資格はただの民間資格であり、大して意味のないものだった。そのため、真実と異なる経歴を記載することについても甘く見ていた部分があったのだと思う。」、「当時 JSDA 資格は民間の資格で、持っていたてもあまり業務上役に立たず、意味がなかったため、そこまで重要ではなかった。」などとの供述が確認できたことも、上記第 2 の 5(2)ア(ア)のとおりである。

そして、上記第 2 の 5(2)イ(ア)のとおり、LSS における JSDA 資格の価値を軽視する風潮は、2014 年改正によって、JSDA 資格が防火設備検査員の資格者制度という国家制度と結びついた以降も、特段変わることはなかった。すなわち、LSS の多くの役職員においては、2014 年改正以降も、JSDA 資格は従前どおり民間団体による認定資格に過ぎないという意識が続いており、その取得の容易さもあいまって、JSDA 資格が国家資格と結びついた価値の高い資格になったことを十分に認識することができなかった。実際、本調査においては、複数の従業員から、「JSDA 資格は重要な資格であると思っておらず、実務経験が必要であることも知らなかった。」、「実務経験が必要なのは知っていたが何年必要かまでは認識していなかった。」、「実務経験を多少ごまかしてもよい雰囲気があった。」などとの供述が確認されている。

また、LSS の経営陣の中には、JSDA 資格の取得に必要な実務経験年数が何年であるかすら認識していない者が多数存在していた。このことは、法定点検制度の下で事業拡大を企図した経営陣が、JSDA 資格の価値、意義、リスク等を十分に分析していなかったことを意味する。この点、本来であれば、JSDA 資格が防火設備検査員資格と結びついた以上、法定点検制度の下で事業を進める経営陣としては、JSDA 資格に関連する新たなコンプライアンス上のリスク（特に適切な防火設備検査員資格の取得と、防火設備検査員資格者立会いの下での検査の実施・報告）を適切に分析及び検証した上、LSS に根付く JSDA 資格の価値を軽視する意識の改革を図らなければならなかったはずである。しかしながら、法定点検制度開始前後の LSS の経営会議資料等において、LSS の経営陣が、そういった JSDA 資格に対する意識改革の必要性・重要性を議論していた様子は一切窺えない。

このように、LSS においては、2014 年改正以前から現在まで一貫して、JSDA 資格の価値が軽んじられていたといえる。そのため、本件実務経験不足者や本件不正資格取得を指示・黙認した上司らにとって、本件不正資格取得を行うことの規範的なハードルは高くなく、本件不正資格取得にあたって各受講者の実務経験が不足して

いることは、重大な問題として捉えられていなかったと考えられる。

なお、本件不正資格取得の具体的な態様は、JSDA 講習会の受講申込書上に真実とは異なる経歴を記載するというものであった。かかる行為は、いわば経歴詐称という重大なコンプライアンス違反であり、そのような行為を行った者又は容認した者のコンプライアンスに対する意識は低いと言わざるを得ないが、JSDA 資格の価値を軽視する考え方は、そういったコンプライアンス意識の低下を招いた一因になっているとも評価できる。また、経歴詐称という重大なコンプライアンス違反を複数の者が認識していたにもかかわらず、本件不正資格取得の問題が LSS 内で適切に内部通報されず、結果として、告発のような形で、LIXIL に対し本件不正資格取得に係る投書がされる事態となったことも、LSS におけるコンプライアンス意識の低下を示しているとも評価できる。

3 JSDA 資格の適正な取得をチェックするシステム・内部統制の未整備

上記 2 の LSS に根付いていた JSDA 資格の価値の軽視の一つの帰結とも評価できるが、LSS においては、従業員が必要な実務経験を満たした上で JSDA 資格を取得していることをチェックするシステム・内部統制が整備されていなかった。

(1) 各支店でのチェック体制の不備

上記第 2 の 4(2)イのとおり、LSS では、JSDA 講習会の受講希望者を募る際、本社のメンテナンス営業部に所属する JSDA 本社事務担当者から、各支店長、JSDA 支店取り纏め担当者である部課長、JSDA 支店事務担当者である従業員等に対して、JSDA 講習会の案内を電子メールで送信した後、これを受けた各支店では、JSDA 支店取り纏め担当者が、部課内で受講希望者を募った上、各受講希望者に受講申込書を作成させていた。そして、その後、当該 JSDA 支店取り纏め担当者又は JSDA 支店事務担当者は、各支店内の受講希望者全員分の受講申込書を集め、JSDA 本社事務担当者に送付していた。したがって、仮にこのプロセスの中で、各支店の適切な担当者によって、各受講希望者が必要な実務経験を満たしているか否かをチェックする体制が執られていれば、本件不正資格取得は、支店内において早期に発見し得た可能性がある。

しかしながら、各支店において、従業員が必要な実務経験を満たした上で JSDA 資格を取得していることをチェックするためのシステム・内部統制は整備されていなかった。例えば、各支店において JSDA 講習会の受講申込書を取り纏めていた JSDA 支店事務担当者の中には、入社したばかりの従業員が JSDA 講習会を受講することにつき不自然さを感じていた者もいたものの、「上司が

確認しているはずだから」、「誰かがチェックしてくれるから」などという理由で、受講申込書上の業務経歴等の記載内容を深くチェックすることなく JSDA 本社事務担当者に対し送付していた。

このように、本件実務経験不足者が発覚した各支店においては、従業員が必要な実務経験を満たした上で JSDA 資格を取得していることをチェックするためのシステム・内部統制が整備されておらず、その結果、支店内における本件不正資格取得を、事前に発見することができていなかった⁸²。

(2) LSS 本社でのチェック体制の不備

上記(1)の支店と同様に、LSS 本社においても、従業員が必要な実務経験を満たした上で JSDA 資格を取得していることをチェックするためのシステム・内部統制は整備されていなかった。

この点、LSS の 2013 年 6 月 3 日改定の職務分掌規程によれば、①総務・人事部においては、教育室が従業員の教育の計画の立案・実施を担当し、人事グループが人事管理に関する業務を担当し、総務グループはその他の部門に属さない事項をそれぞれ担当する、②技術部の技術グループは品質管理に関する業務を担当する、③メンテナンス営業部はメンテナンスに関する販売計画の立案、実施や保守・点検に関する販売の立案等を担当する、④監査室はリスク管理に関する業務を担当することとされていた。もっとも、当該業務分掌上、従業員が必要な実務経験を満たした上で JSDA 資格を取得しているか否かをチェックすべき部署は明確でなく⁸³、以下に言及するいずれの部署も、かかるチェックを行う体制とはなっていないかった。

ア メンテナンス営業部

上記業務分掌上、LSS では、JSDA 講習会の受講管理業務は、メンテナンス営業部の所管とされ、上記第 2 の 4(2)イのとおり、JSDA 窓口担当者から指示を受けた JSDA 本社事務担当者が、JSDA 講習会の案内を各支店に対し周知して受講申込書の取り纏めを行い、各 JSDA 講習会の受講者リスト及び JSDA 資格

⁸² ただし、本調査では、JSDA 講習会の受講に際して課長が部下の経歴をチェックしていた事例も、わずかながら確認された。

⁸³ 本調査においては、各部署の役職員から、「JSDA 資格者の情報管理は、技術部の所管である。」「JSDA 資格の取得でコンプライアンスに関する事項は、総務人事部の担当であり、技術部の所管は事後的なクレーム対応にとどまる。」などとの供述が確認されており、役職員間においても、チェック体制に関する責任の所在に関する認識に食い違いが認められた。また、2013 年 6 月 3 日以降、組織体制に変更があったにもかかわらず職務分掌規程の改定自体が行われていなかったため、同日付けの職務分掌規程は、2019 年 1 月 1 日現在の部署名に対応していないことが確認された（2019 年 1 月 1 日現在の LSS の全体組織図（本社）については上記第 2 の 4(1)図 1 参照）。

者リストを管理していた。また、JSDA 窓口担当者が、メンテナンス営業部において取り纏められた受講希望者全員分の受講申込書を、JSDA 事務局に対し提出していた。仮にこのプロセスの中で、各受講希望者が必要な実務経験を満たしているか否かをチェックする体制が執られていれば、本件不正資格取得は、LSS 本社内において早期に発見し得た可能性がある。

しかしながら、JSDA 本社事務担当者が所属していたメンテナンス営業部では、人事情報を保有していなかったため、JSDA 講習会の受講希望者の実務経験を把握できなかった。そのため、JSDA に送付する際の JSDA 本社事務担当者による受講申込書のチェックは、最終学歴や業務経歴等の記載内容を確認し、受講申込書上の記載からして JSDA 資格の受講資格を満たしているか、その他記載漏れがないかなどの、形式的な事項に限定されており、その記載内容自体が真実であるか否かの確認は行っていなかった。その結果、メンテナンス営業部におけるチェック体制は、従業員が必要な実務経験を満たした上で JSDA 資格を取得していることをチェックするためのシステム・内部統制としては、機能していなかった。

イ その他の部署等

上記業務分掌上、総務・人事部教育室は、従業員の教育の計画の立案・実施を担当しており、人事情報を確認できる同教育室が、仮に JSDA 講習会の受講手続に関与し受講申込書上の最終学歴や業務経歴等の記載内容を確認していれば、本件不正資格取得は、LSS 本社内において早期に発見し得た可能性がある。しかし、現在の総務・人事部教育室に相当する総務人事統括部教育室は、そのような業務を担っていなかったため、従業員が必要な実務経験を満たした上で JSDA 資格を取得していることをチェックするためのシステム・内部統制としては機能していなかった。

上記業務分掌上、監査室は、全社的な内部統制監査を担当しており、監査室が、仮に従業員による JSDA 資格の取得過程に問題がないかなどを監査項目とした監査を実施していれば、本件不正資格取得は、LSS 本社内において早期に発見し得た可能性がある。しかし、LSS の監査室は、1 名のみ(2016 年度以降は埼玉工場に在籍する 1 名)で構成されており、JSDA 講習会の受講手続等を監査対象とする監査を実施していたことを示す資料は確認できなかった。そのため、監査室は、従業員が必要な実務経験を満たした上で JSDA 資格を取得していることをチェックするためのシステム・内部統制としては機能していなかった。

また、LSS においては、2014 年に発足したコンプライアンス委員会という

会議体が存在するが、その主な機能としては、内部通報等で発覚した問題への事後的な対応が想定されており、事業において生じ得るコンプライアンスの問題を予兆的に発見・管理する機能までは有していなかった。したがって、コンプライアンス委員会は、従業員が必要な実務経験を満たした上で JSDA 資格を取得していることをチェックするためのシステム・内部統制としては機能していなかった。

ウ 取締役・監査役

LSS における役職員の業務執行に対する監督や監査等の職責を果たすべき取締役や監査役が、仮に従業員による JSDA 資格の取得過程に問題がないかなどを調査等していれば、本件不正資格取得は LSS 本社内において早期に発見し得た可能性がある。

しかしながら、2014 年改正により法定点検が制度化された当時の取締役常務執行役員であり、かつメンテナンス営業部長であった G 元取締役は、上記第 2 の 5(2)イ(ア)のとおり、JSDA 支店取り纏め担当者である当時の各支店のメンテナンス部課長等に対して G 元取締役基準メールを送信し、本件不正資格取得を促すかのような実務経験に関する不正確な基準を示した張本人であって、およそ監督等の職責を果たしていない。また、その他の取締役においても、JSDA 資格者の情報管理や、JSDA 資格の取得に係るコンプライアンス等といった事項についての所管範囲が明確でなく、それらの事項について適切な監督等の機能を果たしていたとは言い難い。

次に、監査役は、監査役監査として、LIXIL の監査役室と協働して、LSS 本社及び各支店の往査を定期的実施しているが、LSS から開示された 2014 年度から 2018 年度までの往査に関する各監査報告等を確認する限り、経営計画上の業績管理に関する議論(法定点検に関する議論も含む。)が中心に行われており、コンプライアンスに関する監査項目は、安全衛生や残業時間といった労務管理の問題にとどまっていた⁸⁴。そのため、本件不正資格取得の認識の端緒もなく、JSDA 資格者の情報管理や JSDA 資格の取得に係るコンプライアンス等といった事項は、十分に検証されていなかった。

したがって、LSS の取締役及び監査役も、従業員が必要な実務経験を満たした上で JSDA 資格を取得していることをチェックするためのシステム・内部統制としては機能していなかった。

⁸⁴ 内部統制監査についても、各支店の自己チェックリストによる自己評価結果を踏まえた是正要請にとどまっていた。

(3) 小括

上記のとおり、LSS においては、本社及び支店のいずれにおいても、従業員が必要な実務経験を満たした上で JSDA 資格を取得していることをチェックするためのシステム・内部統制は整備されておらず、そのことが根本原因の一つとなって、LSS において本件不正資格取得が長年にわたって行われていたと指摘できる。

4 法定点検の制度化を受けた JSDA 資格者増員に向けた経営陣のプレッシャー

LSS の経営陣は、法定点検制度導入の立法的議論を踏まえ、そのビジネスモデルとして、法定点検の受注を通じたメンテナンス事業の拡大に対して過度な期待を抱くとともに、2015 年 7 月 7 日付けの G 元取締役基準メール、その他法定点検制度開始前後の各種会議体において、全社的に、JSDA 資格者、ひいては防火設備検査員資格者の増員を命じていた⁸⁵。このような経営陣の現場に対するプレッシャーが、本件不正資格取得を全社的に招く原因の一つとなったことは否定できない。

この点、LSS の経営陣がこのような強いプレッシャーをかけたこと背景として、法定点検の制度化当時、LSS においては、その主要事業のうち、点検事業を含むメンテナンス事業が利益の大きな源泉であり、点検事業に注力することが合理的な経営環境にあったことが挙げられる。

すなわち、上記第 2 の 3(1)にも関連するが、LSS では、2010 年度から 2018 年度(ただし、12 月まで)については、営業利益に関して安定的に黒字計上していたのは、点検事業を含むメンテナンス事業のみ⁸⁶であり、メンテナンス事業が計上する利益は LSS 全体の営業利益の大部分を占めていた。他方で、2010 年度以降、ビル事業の売上高は減少傾向にあり、流通事業については、売上高こそ安定しているものの、売上規模が相当小さいため、主力事業とはなり得なかった⁸⁷。

そして、点検事業は、点検の結果として判明した防火用シャッター・ドアの不具合を改修する工事を伴うため、メンテナンス事業で利益の大きい改修事業の売上を

⁸⁵ このような LSS の経営陣の傾向は、法制化が経営上の具体的課題となる以前からあったものと考えられる。例えば、上記第 2 の 5(2)ア(イ)の 2006 年 10 月 31 日付け社長指示書では、当時の LSS 代表取締役社長が、当時のメンテナンス事業部長らに対し、定期検査の法制化の事前準備として、JSDA 資格者を増員するよう指示しており、これを受けた当時のメンテナンス事業部長は、各支店長に対して JSDA 資格を取得していない各支店の受講資格者を洗い出した上で取得計画書を作成するよう指示していた。

⁸⁶ 本調査において確認できた資料が 2010 年度以降であったため、このように記載している。ビル事業についても同様である。

⁸⁷ 本調査においては、LSS 内の経営会議、戦略会議、支店長・工場長会議等の各種会議体の議事録を確認したが、メンテナンス事業が利益の源泉であったことを窺わせる発言が、当時の社長をはじめとした経営陣から多数確認されている。また、本調査において実施したヒアリングにおいても、「LSS がメンテナンス事業を中心として利益を上げていた。」旨供述している者が複数確認された。

確保する機会にもなる。その意味で、メンテナンス事業全体の事業利益を拡大するためには、点検事業の拡大が前提となっていたといえる。

このように、法定点検の制度化当時の LSS の事業構造は、点検事業を含むメンテナンス事業が利益の大きな源泉であり、点検事業はその売上拡大のための前提となる事業であった。そのため、LSS では、メンテナンス事業、その中でも点検事業に注力することが合理的な経営であったと認められ、2014 年改正以降、メンテナンス事業の担当部長であった G 元取締役をはじめとした LSS の経営陣は、法定点検の受注を通じたメンテナンス事業の拡大に対して過度な期待を抱き、全社的に、JSDA 資格者、ひいては防火設備検査員資格者の増員を命じたものと考えられる。

また、それ以降も、メンテナンス事業は、2016 年度の法定点検制度の開始以降の LSS の全社的な利益に貢献しており、特に 2017 年度は計画を大幅に上回る利益額の計上を達成していた。このような法定点検を含むメンテナンス事業における成功を受け、山田元社長をはじめとした経営陣は、法定点検制度を利益の大きな源泉として捉え続け、現場に対し、法定点検の受注拡大と、そのために必要な JSDA 資格者、ひいては防火設備検査員資格者の増員を継続的に命じていた。

このような経営陣のプレッシャーを受け、各現場の担当者は、防火設備検査員資格の取得が容易になる JSDA 資格者を増やさなければならないと考えることになるが、同担当者の JSDA 資格の価値に対する認識は、上記 2 のとおり、非常に低いものであり、本件不正資格取得を行うことへの規範的なハードルは高いものではなかった。そのため、各現場の担当者は、JSDA 資格者増員に向けた経営陣のプレッシャーに応えるための手段として、支店内で本件不正資格取得を促したり許容するなどし、法定点検の実施による業務量の増加に応じてこれを拡大させていったものと考えられる。この意味で、法定点検制度の立法的議論を踏まえ、JSDA 資格者増員に向けて LSS の経営陣が現場にかけたプレッシャーは、LSS における本件不正資格取得の発生に拍車をかけた原因の一つとして指摘できる。

5 一部の支店における必要な防火設備検査員資格者の不足

また、法定点検制度開始以降の一部の支店においては、下記の背景事情を受け、法定点検事業を進める上で必要な防火設備検査員資格者が確保できないという状況が生じていた。

(1) 2019年5月31日までに行われる対象物件に対する最初の法定点検の重要性

LSS の経営陣は、2014 年改正による 2016 年度からの定期的な防火設備検査の義務化を受け、2014 年改正前から任意で行われていた防火用シャッター・

ドアの点検需要が増加すると見込んでいた。また、上記 4 のとおり、点検により不具合が見つかった場合には、防火用シャッター・ドアの改修工事も受注することができるため、法定点検制度は、LSS を含む防火用シャッター・ドア業者にとって大きなビジネスチャンスであった⁸⁸。

そして、2014 年改正は、各自治体における法定点検の開始に 3 年間の経過措置期間を設けており、例えば、上記第 2 の 5(2)ウ(ア)のとおり、法定点検の実施が 2014 年改正の施行直後から開始された東京都においては、建築物の用途、規模又は階に応じて報告時期・頻度が別々に指定されており、施行初年度である 2016 年度から相当数の法定点検が実施されることになった上、翌 2017 年以降は更にその対象物件が拡大することが予想されていた。

そして、一度点検業務を受注すれば、当該顧客から継続的に依頼を受けることが可能な傾向にあるという点検業務の性質上、当該経過措置期間中(2019 年 5 月 31 日まで)の各自治体における最初の法定点検を実施することが、法定点検事業で成功する上では極めて重要であった⁸⁹。したがって、2019 年 5 月 31 日までに行われる対象物件に対する最初の法定点検に向けて、十分な数の防火設備検査員資格者を確保することが、各支店における至上命題となっていた。

(2) 業務量の増加に対応した防火設備検査員資格者の確保が追いつかなかったこと

上記 4 及び 5(1)で述べたとおり、LSS の経営陣は、2019 年 5 月 31 日までの経過措置期間に最初の法定点検を受注し他社に差をつけることを計画しており、これに応えることが、各支店の至上命題であった。そして、このような経営陣の期待・懸念に応えるためには、各支店におけるメンテナンス事業の担当部署において、予想される業務量に応じた十分な数の防火設備検査員資格者を確保する必要があった。

しかし、一部の支店のメンテナンス事業を担当する部署においては、十分な数の防火設備検査員資格者を、同部署に所属する既存の従業員及び協力業者だけで確保することには、限界があった。

すなわち、まずもって、協力業者については、防火設備検査員講習の合格

⁸⁸ 特に、上記 4 のとおり、メンテナンス事業に注力することが合理的と考えられた LSS においては、非常に重要なビジネスチャンスであったと認められ、本調査において実施したヒアリングにおいても、その旨供述している者が複数確認された。

⁸⁹ また、LSS が法定点検制度開始以前から行っていた防火用シャッター・ドアの任意の定期点検は、法定点検と点検項目が全く同じではないものの、共通点が多く、既存の定期点検の人員や、そのノウハウ等を、法定点検事業に流用することができた。

率が低く⁹⁰、予想していたほどには防火設備検査員資格を持つ協力業者を増やすことができなかった。また、そもそもの協力業者(職人)の高齢化も問題視されていた。

次に、LSS の従業員については、そもそも複数の支店において、労働基準法上の 36 協定で定められた残業時間を超過して働く者が存在するなど、人手不足の問題が生じていた。そのため、2016 年度以降の法定点検制度開始後に予想される業務量の増加に応えるだけの十分な数の防火設備検査員資格者を、既存の人員だけで確保することは既に困難な状況となっていた。

したがって、そのような支店が、法定点検の受注に対する LSS 経営陣からの過度の期待に応えるためには、新たに人員を確保し、これらの者に防火設備検査員資格を取得させる必要が生じていた⁹¹。

しかし、防火設備検査員資格を取得するために必要な防火設備検査員講習を受講するためには、受講資格を満たしていることが求められるところ、その受講資格は、11 年以上の防火設備に関する実務経験が要求されるなど、基本的には、いずれも LSS にとって厳しい条件であった⁹²。他方で、JSDA 資格者である場合には、防火設備検査員講習を受講するに際し、防火設備実務者として受講資格を有することに加えて、実技講習等が免除されるという利益もあった⁹³。そのため、LSS においては、防火設備検査員資格を取得するための手段として、JSDA 資格を取得するというルートが、最短かつ効率的であると考えられるようになった。

しかしながら、JSDA 資格を取得するための JSDA 講習会を受講するためには、シャッター又はドアに関する一定の実務経験が必要になるところ、法定点検に向けた準備・実施が業界各社で進んでいたことなどから、その時点で、LSS が JSDA 資格者又は必要な実務経験を満たす者を短期間で中途採用等することは困難な状況にあった。

⁹⁰ 第 1 回目の防火設備検査員講習において、LSS 内の役職員の合格率が 81% (224 名合格)であったのに対し、協力業者(職人)の合格率は 52% (110 名)であった。

⁹¹ なお、LSS 内の他部署において防火設備検査員資格を取得していた者(LSS 内の従業員で防火設備検査員資格を取得した者の総数は、2015 年度が 224 名、2016 年度が 36 名である。)に対して、人員を要する支店が応援を求めるという方法で対応することも考えられ、実際に 2017 年夏以降、他部署の防火設備検査員資格者が、人員不足の現場へ派遣された事例も認められた。しかし、2016 年度から法定点検が開始される自治体であった東京都等では、大規模商業施設等から法定点検が開始されたため、その営業時間外である深夜・休日に点検を実施せざるを得ない状況であった。そのため、派遣される者としては、元の部署での業務を抱えたまま、派遣現場において深夜・休日残業をすることが必要となり、そういった派遣について上司からの承諾を得ることが難しいという問題があった。

⁹² 例えば、大学を卒業した者であっても、正規の建築学等の課程を修めて卒業した者や、消防吏員の経験がある者以外は、原則として 11 年以上の防火設備に関する実務経験が必要とされていた。防火設備検査員資格を取得するために必要な実務経験が長くなれば、2019 年 5 月 31 日までの経過措置期間中に発生する最初の法定点検受注の機会を失うおそれがあった。

⁹³ 実技講習を受ける必要が生じると、教育費用が増える上、受験者の準備期間も長くなるという問題があった。

このような状況の中で、特に東京メンテナンス支店では、東京都が2016年度から法定点検を開始する自治体となり、かつ極めて多くの対象物件を抱えていたことから、防火設備検査員資格者の不足は顕著な状況にあった。例えば、2017年1月から同年3月にかけて法定点検業務を含めた点検業務の繁忙を経験した東京支店メンテナンス営業部⁹⁴が、10人の防火設備検査員資格者の要員充足を求めた同年8月の要員充足申請書には、「防火設備検査の需要に対応するために、防火設備検査員の要員充足をお願いします。現状のサービスマン(協力業者)の人員では防火設備検査と既存の定期点検の両方に対応できない。」「協力会社に増員をお願いしているが全く増えていないのが現状である。」などといった記載がなされている。

このように、東京メンテナンス支店を筆頭に、LSSの一部の支店においては、法定点検事業に関連した業務量の増加に対応するだけの防火設備検査員資格者の確保が追いついていない状況にあった。

(3) 小括

このように、上記(1)及び(2)の事情を背景として、一部の支店においては、法定点検の実施による業務量の増加に応じて必要な防火設備検査員資格者の確保が追いついていないという状況が認められ、そういった支店では、それに対応するため、派遣社員等を増員した後、必要な実務経験を考慮しないまま、数か月から1年弱の実務経験でJSDA資格を取得させた上、防火設備検査員講習を受講させることとなった。例えば、2018年の本件不正資格取得当時の東京メンテナンス支店の工務部防火設備点検課長は、「営業が取ってきた仕事を断ることは、営業ノルマや既存顧客との関係維持の必要から、考えられなかった一方で、当時の体制では仕事に対応できず、新たに入った派遣社員や中途入社の子社員に対し不正取得を指示してしまった。」旨供述している。このように、一部の支店においては、防火設備検査員資格者の不足という事態が、本件不正資格取得の発生に拍車をかけた原因の一つであったと指摘できる。

⁹⁴ 現在の東京メンテナンス支店に相当する部署である。

第4 再発防止策の提言

1 LSS における JSDA 資格に対する抜本的な意識改革

上記第3の2で指摘したとおり、LSS において本件不正資格取得が長年にわたって行われていた根本的な原因の一つとして、LSS の役職員が古くから JSDA 資格の価値を軽視していたことが指摘できる。

したがって、LSS においては、第一に、このような JSDA 資格に対する意識の抜本的な改革が図られなければならない。具体的には、研修等の機会において、2014 年改正を受け JSDA 資格はもはや民間の資格ではなく防火設備検査員資格という国家資格と結びついた価値の高い資格であること、JSDA 資格の価値を従前のように軽視することは許されないこと、各従業員が必要な実務経験を満たした上で JSDA 資格を取得しなければならないことなどを、LSS の役職員の意識に徹底的に植え付ける必要がある⁹⁵。また、当然ながら、JSDA 資格や防火設備検査員講習の受講資格等の周知は、改めて全社的に図られなければならないし、その際には、本件不正資格取得の事実関係や原因等を、将来、同様の不正行為を二度と行わないための教訓として、全社的に共有することが有用であるといえる。

なお、上記第3の2で指摘したとおり、JSDA 資格の価値を軽視する考え方は、LSS において、経歴詐称といった重大なコンプライアンス違反を許容するコンプライアンス意識の低下を招いている可能性がある。したがって、LSS においては、JSDA 資格に対する意識の改革を図るとともに、改めて、コンプライアンスの重要性を全社的に浸透させるための研修・教育等も行う必要がある。この点に関連し、現在、LSS では、職種・職位別教育の実施等の整備が進められているが、このような体制整備は上記の必要性に沿ったものと考えられ評価できる。

2 LSS 経営陣による真摯な反省とコンプライアンス上のリスクの考え方の見直し

本調査においては、本件不正資格取得に関して、LSS の経営陣の対応に多数の問題点が認められた。例えば、上記第2の5(3)エ(ア)のとおり、LSS の経営陣は、法定点検制度開始前後において、JSDA 資格に対する意識改革の必要性・重要性を議論していた様子は一切窺えず、法定点検市場における事業の成功を目的に、各支店に対し、JSDA 資格者及び防火設備検査員資格者の増員を無理に命じていた。また、法定点検業務に対応できる防火設備検査員資格者が不足していたにもかかわらず、LSS の経営陣は、法定点検の受注を通じた業績拡大に過度の期待を寄せ、各支店長や担当部署の各部課長等に対し、売上・利益額(利益率)の確保を強く求めていた。このよ

⁹⁵ なお、民間資格の軽視が許されるという趣旨を含むものではない。

うな LSS の経営陣による現場に対するプレッシャーが、本件不正資格取得の発生に拍車をかける原因となったことは、上記第 3 の 4 で指摘したとおりである。しかも、LSS の経営陣は、上記第 2 の 5(3)ウ(ア)のとおり、調査妨害とも評価し得る 2 月 26 日会議を開催し、本件不正資格取得の問題について、本社の関与を否定した上で支店以下の現場に責任を負わせるような方針を議論していたほか、当該会議には、本調査のヒアリング対象となっている多数の取締役・執行役員等が参加していたにもかかわらず、その誰一人としてこのような異例の事態に対し、会議中に異議を唱える者がいなかったのもあって、その問題性は極めて大きい。

したがって、LSS の経営陣は、自らの現場に対するプレッシャー等が本件不正資格取得を招いてしまったという事態を、まずもって真摯に反省しなければならない。その上で、その反省を踏まえ、コンプライアンス上のリスクについての考え方を抜本的に見直す必要があると考える。

すなわち、一般的に、コンプライアンス上の問題は、ビジネスモデル・経営戦略と切り離せないものである。例えば、新たなビジネスモデルを確立する場合や、既存のビジネスを拡大する場合等には、内部管理態勢が追いつかない状況が生じ、コンプライアンス上の問題が生じる可能性が高いことは、過去の企業不祥事事件から明らかである。

そのため、企業の経営陣においては、ビジネスモデル・経営戦略の検討に際しては、その事業への参入や拡大等により、見込まれる売上高・利益額といった経営上の数値だけではなく、どのようなコンプライアンス上のリスクが新たに生じ得るかといった分析を、担当部署に指示するなどして把握することが重要になる。

本件でいえば、確かに、法定点検の受注拡大は、既存のリソースやノウハウ等を活用できるという点では、新たなビジネスモデルではなかったものの、2014 年改正により新たに創設された防火設備検査員資格者によって法定点検を行わなければならないという意味では、新たな規制事業であった。

そのため、このような新たな事業を自社において推し進める上で生じ得るコンプライアンス上のリスク（例えば、防火設備検査員資格者数が不足するリスク）について、継続的に分析・対応する姿勢（当該リスクに対応するために早期に人員計画を策定することや、社内の人事ローテーションによって法定点検業務を担当する機会を確保することなど）が、LSS の経営陣には必要であった。しかし、このような対応が LSS の経営陣において執られなかったことは、上記第 3 の 2 のとおりである。

したがって、LSS の経営陣においては、コンプライアンス上のリスクについての考え方を抜本的に見直し、今後、新たなビジネスモデルや経営戦略等を検討する際には、それに伴うコンプライアンス上のリスクを幅広く、かつ深く分析・検討する必要性を強く意識することが求められる。

3 チェック体制その他管理体制の構築・強化

上記第3の3で指摘したとおり、LSSにおいて本件不正資格取得が長年にわたって行われていた根本的な原因の一つとして、LSSの本社及び支店の双方において、JSDA資格の取得手続をチェックするシステム・内部統制が未整備であったことが指摘できる。そのため、LSSにおいては、下記で個別に検討する体制整備を図った上で、従業員が必要な実務経験を満たした上でJSDA資格を取得していることをチェックするための管理体制を構築・強化する必要があるといえる。

(1) 業務分掌の整理

LSSにおいては、JSDA講習会の受講希望者が受講のために必要な実務経験を満たしているか否かをチェックすべき部署・担当者が明確でなく、結果として、受講希望者の実務経験のチェックが十分になされていなかった。この点、LSSでは、2013年6月3日以降、職務分掌規程の改定がなされておらず、その内容は、必ずしも現在存在する部署と対応していない⁹⁶。また、当該職務分掌規程を前提としても、上記のとおり、JSDA講習会の受講に必要な実務経験のチェックを、どの部署・担当が行うべきかが明確でなく、役職員間においても、業務分掌の認識に齟齬が生じている。そのため、LSSにおいては、職務分掌規程の改定を早急に行い、JSDA講習会の受講資格のチェックをはじめとする、JSDA資格の取得に係るコンプライアンス機能を担うべき部署を、社内規程において明確にすることが必要といえる。

(2) LSS各支店におけるチェック体制の構築・強化

上記第3の3(1)のとおり、本件実務経験不足者が発覚した各支店においては、従業員が必要な実務経験を満たした上でJSDA資格を取得していることをチェックするためのシステム・内部統制が整備されておらず、その結果、支店内における本件不正資格取得を、事前に発見することができていなかった。

そこで、JSDA講習会の受講申込書を各支店において取り纏める際に、各受講希望者が必要な実務経験を満たしているか否かをチェックするための部署・担当を当該支店内に設置することが、本件不正資格取得の再発防止策の一つとして考えられる。当該支店の担当者は、本社の総務人事統括部総務人事部が保有する人事データにアクセスすることはできないものの、少なく

⁹⁶ 例えば、2017年10月の社内組織の変更により、東京支店は、首都圏支店と東京メンテナンス支店に分離されているが、当該変更は職務分掌規程に反映されていない。

とも、LSS 入社日を起算点に当該受講希望者が必要な実務経験を満たしているか否かをチェックすることは容易なはずである。また、仮に LSS 入社日を起算点として必要な実務経験が満たされていないと思われる受講希望者がいる場合であっても、その支店内に当該受講希望者が現に勤務しているため、当該受講希望者にヒアリングすることは容易であり、そういった手段で、LSS 入社前の実務経験の有無を確認する限りにおいては、必要な実務経験が満たされているか否かをチェックすることが可能なはずである。なお、チェック体制の実効性を確保するため、当該チェックを行う部署・担当者については、その人事体制上、支店ではなく本社のチェック担当部署(例えば、総務人事統括部総務人事部)に所属させ、支店長その他のメンテナンス事業の担当部課長からの指揮命令・人事評価のラインから独立させることも検討に値する。

したがって、本件不正資格取得の再発を防止するため、LSS の各支店において、JSDA 講習会の受講希望者が必要な実務経験を満たしているか否かをチェックする部署・担当者を設置すべきである。

(3) LSS 本社におけるチェック体制の構築・強化

上記第 3 の 3(2)のとおり、LSS 本社においては、従業員が必要な実務経験を満たした上で JSDA 資格を取得していることをチェックするためのシステム・内部統制は整備されておらず、その結果、LSS 本社も、本件実務経験不足者による本件不正資格取得を、事前に発見することができなかった。

そこで、各支店から送られてきた JSDA 講習会の受講申込書を JSDA に提出する際に、各受講希望者が必要な実務経験を満たしているか否かをチェックする部署・担当者を、LSS 本社にも設置することが、本件不正資格取得の再発防止策の一つとして考えられる。また、上記(2)で提言したとおり、各支店内に実務経験をチェックするための部署・担当者を別途設置するとはいえ、支店に対する牽制を効かせるという意味では、本社が独自にチェック体制を有していることが、やはり有用である。

この点、LSS 入社前の経歴を含む従業員の人事データにアクセスできる権限が、本社の総務人事統括部総務人事部に集約されている現状に鑑みれば、実務経験のチェック部署として想定されるのは、本社の総務人事統括部総務人事部であるといえる。したがって、総務人事統括部総務人事部が、人事データを含む自己の保有する人事情報を利用して、また、必要に応じて、総務人事統括部総務人事部が直接受講希望者にヒアリングを行うなどして、JSDA 講習会の受講希望者が必要な実務経験を満たしているか否かをチェックし、本件不正資格取得のような問題を未然に防止するための体制を構築すべきであ

る。

なお、現在、LSS では、コンプライアンス推進部門が新設され、各種資格の講習会等を役職員等が受講・受験するにあたっての規程・体制の整備が進められており、また、総務人事統括部総務人事部が人事データを利用して受講・受験要件の適合を確認するなど、一定の手續に沿った各種資格要件のチェック体制の運用も開始されているとのことである。上記の観点からは、このような総務人事統括部総務人事部の関与によるチェック体制が構築されつつあることは評価でき、コンプライアンス推進部門も、規程・体制の整備を通じて、上記総務人事統括部総務人事部によるチェック体制に適切に関与することで、LSS 本社におけるチェック体制のさらなる強化を図ることができると考える。

(4) 内部監査機能の強化

上記第 3 の 3(2)イのとおり、LSS の監査室は、業務分掌上は、全社的な内部統制監査を行うことが求められているものの、長年にわたり 1 名で構成され、その活動は、各支店・工場の購買等の支払状況のチェックや、コンプライアンスの問題が発生した際に事後的に他の類似事案の発生の有無を確認するという役割にとどまっており、従業員が必要な実務経験を満たした上で JSDA 資格を取得していることをチェックするためのシステム・内部統制としては機能していなかった。

一般に、内部監査では、事業部門・管理部門とは独立した立場で、コンプライアンスを含む様々なリスクに関する社内の管理体制を検証し、その内容や運用等に不備があれば、その問題点を社内に共有して是正を求め、あるいは、助言・提言することが求められる。そのため、LSS の監査室においても、このような内部監査に一般的に求められる役割を意識することが重要となる。具体的には、LSS の監査室が、本社や支店等の管理体制を適切に検証して、コンプライアンス上のリスクを含む各種のリスクを抽出し、その問題点を社内に適切に共有することが重要といえる。そして、本件不正資格取得という問題が発生したことを踏まえると、各種資格の取得手續に関する管理体制も当然にコンプライアンス上のリスクとして監査項目の一つに含めるべきであり、その上で、その体制に問題が認められないかを、定期的かつ適切に監査していくことが重要であるといえる。

(5) 監査役による監査範囲の拡大

上記第3の3(2)ウのとおり、LSSでは、LIXILの監査役室と協働して、監査役によるLSS本社及び各支店の往査が定期的実施されているが、各監査報告等を確認する限り、経営計画上の業績管理に関する議論(法定点検に関する議論も含む。)が中心に行われており、コンプライアンスに関する監査項目は、安全衛生や残業時間といった労務管理の問題にとどまっていたため、従業員が必要な実務経験を満たした上でJSDA資格を取得していることをチェックするためのシステム・内部統制としては機能していなかった。

しかし、今後は、本件不正資格取得という問題が発生したことを踏まえ、上記(4)の監査室と同様に、監査役監査においても、リスク管理の監査対象範囲を拡大し、本社や支店等の管理体制を適切に検証して、コンプライアンス上のリスクを含む各種リスクを抽出し、問題があれば、取締役をはじめとする経営陣に指摘をし、是正を促すことが重要といえる。具体的には、経営陣・各支店の支店長に対し、期初においてビジネス上の潜在的かつ幅広いリスクの指摘・共有を図り、監査計画にこれらを反映した上、それに基づく期中監査の実施、及びその結果を踏まえた監査結果報告を行うことが考えられる。また、上記監査にあたっては、各種資格の取得手続に関する管理体制も監査項目の一つとして当然に含めた上、その体制に問題が認められないかを、定期的かつ適切に監査していくことが重要であるといえる。

4 防火設備検査員資格者体制を意識した法定点検事業の展開

上記第3の5で指摘したとおり、法定点検制度開始以降の一部の支店において、法定点検の実施による業務量の増加に応じ、防火設備検査員資格者の不足という事態が生じ、それが本件不正資格取得の発生に拍車をかけた原因の一つとなったことが指摘できる。したがって、LSSの役職員は、この点の反省を踏まえ、今後の法定点検事業を展開していかなければならない。

具体的には、LSSの役職員、特に法定点検の受注に向けた営業を担当する者は、現有の防火設備検査員資格者数や将来的な増加見込み数等を常に意識して、これらを経営陣や本社の担当部署と適時に共有し、必要な体制を確保できる見込みを立てた上で、営業活動を行っていかなければならない。営業担当者がこの点を意識せず何らの対応もしないまま、法定点検事業に係る営業を推進し、LSSの防火設備検査員資格者体制に見合わない量の案件を獲得した場合、防火設備検査員資格者不足という同様の問題が生じ、かかる問題を抱える支店において、本件不正資格取得や無資格者による検査等といった不正への動機付けが生じてしまうからである。したがって、

LSS の役職員は、こういった事態を招来せぬよう、自社の防火設備検査員資格者体制を常に意識した上で、法定点検事業を展開していく必要がある。

5 内部通報制度の充実

上記第 3 の 2 のとおり、本件においては、経歴詐称という重大なコンプライアンス違反を複数の者が認識していたにもかかわらず、本件不正資格取得の問題が、LSS 内で適切に内部通報されなかったことも、問題の一つであったといえる。

そこで、LSS においては、再発防止策の一つとして、内部通報制度の充実を図ることが求められる。この点、本件において LSS の内部通報制度が適正に機能しなかった理由は明確ではないが、従業員に対する内部通報制度の周知徹底、通報事実の秘匿性の強化、外部の法律事務所を窓口とする内部通報制度の設置といった対策を構じて、社内の不正が適正に捕捉される内部通報制度の構築・強化を図ることが必要といえる。

以 上